

鐵錫統制會進路

564.9-Ko27ウ



1200500746795

4.9

27



書叢會制統

輯三第編協產重

版社濟經新



始



923
73

序

昭和十六年八月三十日重要産業團體令が公布せらるゝや、戰時下最重大の責務を負ふ各重要業部門に於ては、鐵鋼統制會を魁として、石炭、鑛山、セメントを始め各部門の統制會は官民一致の激勵と祝福との中に續々と誕生した。

そもそも統制會は、五年に亘る我國統制經濟の經驗と批判の結果生み出された全く新たなる統制經濟方式であつて、官僚統制に非ず、カルテル統制に非ず、しかもその何れの面をも兼ね備へた國策的企業協同體である。この二面の性格は、兩立融合し得ないものと考へられてゐた。しかもこれを融和させ、綜合させ、對立を渾然と一元化するところに、統制會の歴史的使命があると同時に、異常の困難さもある。

それと同時に、讀者に訴へて置かねばならぬことは、統制會が健全に育つことは、取りも直さず、我國戰時統制經濟の成功であり、反対にこれが失敗することは、統制經濟そのものゝ失敗を意味すると云ふことである。若し統制會が失敗に終る如きことあらんか、我國統制經濟は、再び業界から遊離した官僚統制に復歸することは容易に想見し得るところであり、かくては戰時生産力の活潑なる發揚、逞しき大東亞經濟の建設は容易に所期し難いのである。

言ふまでもなく統制會の健全なる育成は、軍官民一致の協力と支援なしには考へられない。

こゝに於て當會事業局は各統制會の事業内容を廣く世に紹介し、我國戰時經濟の圓滑なる運營に資するため、各統制會及び統制團體の理事長各位にそれぞれの解説を依頼し、これに關係法規、統制規程、會員名簿その他一切の資料を蒐録し、完備せる統制會案内書として編輯し、之を新經濟社版統制會叢書として刊行することを計畫した。當會事業局のこの企畫は統制會理事長會議に於て承認せられ、本書を始めとして順次同種解説書を發刊し得るの運びとなつたことは、我々の欣快とする所である。

扱て鐵鋼統制會は周知の如く重要產業團體令の公布に先立ち、早くも昨年四月任意團體として成立を見、爾來各方面注視の下に順調なる進展を遂げ所期の成績を收めつゝ、團體令公布に伴ひその規定に従つて改組せられたものであつて、經濟新體制の先驅者としての功績と榮譽を擔ふ統制會である。本書の著者小日山直登氏は鐵鋼統制會の理事長として令名高き人であり、その親切なる解説は必ず讀者の満足を得ることゝ信じてゐる。

本書及今後續いて刊行せらるゝ豫定の本叢書により、統制會の内容が十分に理解せられ、その機能の十分なる發揮に資する所あらんことを祈つて已まぬ。折角江瀬の贊同支援を御願ひする次第である。

昭和十七年七月

重 要 產 業 協 議 會

今回、新經濟社に於て、統制會叢書の出版を企畫し、弘く一般人の統制會に對する理解増進に資せらるるは、重要產業部門に於ける統制會の全面的指定の行はれたる今日、寔に時宜を得たる企畫と云ふべく、又統制會運營の衝に當る一員として斯かる機會を得たる事に喜びを感じてゐる次第である。

本書は、「鐵鋼統制會の進路」なる題名を以て公刊せらるゝ由であるが、統制會、就中、其の誕生を昨年四月に看たる吾が鐵鋼統制會に在りては、大東亞戰爭開始以前と以後とに於て、統制會運營の目標及び其の統制範圍に就ても著しく變化し、更に高速なる理想目標の設定と之が顯現に努むべく要請せらるゝに至つた。既に之等の一部は實際に適用せられ著々實行に移されつゝあるのであるが、全面的に統制會の具體的理想目標とその將來統制運營の範圍とを範疇付けるのは今少しく時日を要するのである。

従つて、本書に於ては、概ね鐵鋼統制會設立の由來及び今日迄のその運營に關する略述に重點を置き今後の動向に付ては其の一部を指摘したるに過ぎないのであるが、讀者に於ては本文と、現下の一般經濟事情の推移とを推察せられ、本書の組ひを十分勘考察知せらるゝ事を希望

するものである。

尙、本書は、余の多忙なると、執筆時間の關係上、一應の紹介に止まり、十分意を盡し得たとは思はないので、追つて適當なる機會を得て補正したいと考へる。

只、本書が、統制會正解の一助となり、多くの人々の統制會運營に對する眞の協力性を増強するに幾分でも役立ち得れば余の望外の喜びである。

昭和十七年七月

小日山直登

目次

序

自序

第一章 鐵鋼統制會の設立

第一節 統制會設立以前の我國鐵鋼統制

一、我國鐵鋼業の世界に於ける地位	三
二、支那事變と鐵鋼統制の進展	五
三、生產・配給・消費の一元的統制へ	七
四、『日本鐵鋼聯合會の設立』	九
第二節 最近までの我國の鐵鋼業	一〇
一、二つの製鋼法——屑鐵法と礦石法	一一
二、鐵鋼一貫作業に就いて	一二

三、銑・鋼海外依存の舊狀

一五

第三節 米國の對日『輸出禁止』政策

一六

一、屑鐵輸出禁止の影響

一六

二、新しき鐵鋼政策の樹立

一八

第四節 『日本鐵鋼聯合會』の解散

二〇

一、民間自治團體より法的強制團體への移行——「經濟新體制確立要綱」の布告

二〇

二、日本鐵鋼聯合會の性格と時局の緊迫化

二三

三、東亞共榮圈鐵鋼自給自足體制への轉換

二六

第五節 鐵鋼統制會の特色

二七

一、鐵鋼統制會の創立

二六

二、指導者原理の採用

二元

三、統制會に於ける強力性の根據と源泉

二一

第二章 鐵鋼統制會の現狀

四三

第一節 鐵鋼統制會業務の概說

四三

一、鐵鋼統制會の事業範圍及び機構

四四

二、鐵鋼統制會の役員

四五

三、監督官廳との關係

四九

第二節 政府計畫への參畫

五〇

一、物動及び生擴計畫への參畫

五一

二、その他の諸參畫

五〇

第三節 鐵鋼價格對策

五二

一、銑鐵公定價格の實施

五三

二、適正生產原價の算定

五三

第四節 鐵鋼生產計畫の遂行

五四

一、生產割當の實績

五四

二、勞務關係の諸斡旋

五四

第五節 原料供給と運輸對策

五五

一、原料供給への諸努力と鐵鋼原料統制會社の設立.....六
二、海運對策の諸要件.....六

第六節 鐵鋼配給機構の整備.....六

一、鐵鋼需給の計畫化.....六
二、日本鋼材販賣株式會社の設立.....六
三、委託店、指定問屋（シャー及び取扱店を含む）及び特約店の整理統合.....六
四、新地區制の採用.....六
五、共同配給制の確立.....六

第七節 會員との連絡及び調査.....六

一、綜合的實情調查臺帳の完成.....六
二、未働遊休設備の調査.....六

第八節 外廓團體との連絡.....六

第九節 其他の事項.....六

一、技術部會.....六

二、表彰規定.....六

第三章 鐵鋼統制會今後の動向.....七

第一節 經濟再編成の中核體——統制會の内部強化.....七

第二節 權限委譲問題に就いて.....七

第三節 各統制會の横の連繫及び政府立案への參畫.....七

第四節 軍需生産の増強.....七

第五節 日滿支を母胎とする東亞鐵鋼共榮圈の確立.....七

第六節 緊急對策と恒久對策の全的活用.....七

關係附錄

第一 鐵鋼統制規則.....	一
第二 特殊鋼需給統制規則.....	七
第三 鐵鋼統制會統制規定.....	一〇三

第四 鐵鋼統制會統制規定概說	一一〇
統制規程に關する法的根據	一一〇
統制規定の內容	一一〇
統制規定適用の範圍	一一〇
統制規定の効力	一一〇
統制規定運用上の監督	二七〇
第五 鐵鋼統制會機構一覽表	二三〇
第六 鐵鋼統制會會員名簿	二三〇
第七 鐵鋼統制會事務局分掌規程	二七〇
第八 鐵鋼統制會事務局分掌規程	二七〇
第九 鐵鋼需給の計畫化實施要領解說	一四〇
一 鐵鋼需給計畫化ニ關スル鐵鋼統制會宛商工省鐵鋼局長通牒	一四〇
二 主旨解說	一四〇
三 實施要領解說	一四〇
1 推定割當—需要の生産への連繫	一四〇
2 生 产	一四〇
3 消費割當—發券	一四〇
4 引 渡	一四〇
5 需給計畫化への經過措置	一四〇
(補足) 事務手續に關する修正要點	一四〇

四 附 表:	
1 配給地區一覽表	一七〇
2 申込表提出先名簿	一七〇
3 特定需要現品入手一覽圖	一七〇
4 特殊規格需要(一般需要)現品入手一覽圖	一七〇
5 團體需要現品入手一覽圖	一七〇
6 一般需要現品入手一覽圖	一七〇

第十 鐵鋼原料統制株式會社定款	二一〇
第十一 鐵鋼原料統制株式會社職制	二一〇
第十二 鐵鋼販賣統制株式會社定款	二一〇
第十三 鐵鋼販賣統制株式會社職制	二一〇
第十四 鐵屑配給統制規則	二一〇

第十五 鐵屑配給統制規則に關する質疑應答

二三

第十六 日本鐵屑統制株式會社定款

二四

鋼材申込一覽表

二五

鐵鋼統制會の進路



第一節 統制會設立以前の我國鐵鋼統制

一、我國鐵鋼業の世界に於ける地位

日本の鐵鋼業は、世界列強の鐵鋼界に伍して、如何なる立場にあるのであらうか。外國では、國內の機密に屬するが如き數字も、雑誌やその他の印刷物に發表されて居るのであるが、我國に於いては斯くの如き數字を最近は全然見ることが出來ない。そこで、若干古い統計に依らざるを得ないのであるが、アメリカの「スチール」誌に發表された二、三年前の統計、即ち、一九三七一年頃の數字に依ると、當時大體に於いて、世界の鋼の生産數量は一億三、四千萬噸を示して居り、而してそれだけ消費せられて居たのである。それ以來既に二、三年を経て居るの

であるから、極く最近の情勢では、恐らくこの數量よりも、もつと増加して居るものと推察される。その中、アメリカが大體五千萬噸の生産をなし、戦争直前のドイツが二千萬噸を生産して居る。それに次ぐものはソヴィエット聯邦で一千七百萬噸、次がイギリスであつて、最近は殆ど増産される事がなく、年々一千三百萬噸程度を持續しきたつたのである。この次に位するものがフランスの年産八百萬噸であつて、日本は漸くフランスの次に位するだけの生産數量しか示して居ないのである。

これを以て我國の鋼の生産量を大體想像し得るのであるが、いふ迄もなく、その量は決して大なるものでないものである。而して事實は、これだけの鋼の生産能力をもつて現下の支那事變を解決し、東亞共榮圈を確立せんと努力しつゝあつたのである。従つて、世界情勢の刻一刻變化し緊迫を告ぐるに伴ひ、益々増加の一途を辿りつゝあつた我國の鐵鋼需要の状態と照合しても、鐵鋼不足の事態が招來するのも至つて當然である。鐵鋼業を平和産業として、國民經濟の基礎的産業として考へても、又東亞全局の國防計畫から考慮しても、不足を告ぐるのは明瞭である。少くとも時局に對處すべき爲には、我國もソヴィエットの一千七百萬噸、或はドイツ

戦前の二千萬噸程度の鐵鋼が生産されて居らねばならないのである。

二、支那事變と鐵鋼統制の進展

昭和十二年の初め、當時漸く生産力擴充の進行に伴つて、軍需工業を中心とする民間諸事業の新設又は擴張が相次いで行はれたので、その結果として以上述べた如き數量の上に立つ我國の鐵鋼需給は、急激に不均衡状態を呈し始めたのであつた。而して、遂には我鐵鋼市場は一種の飢餓状態とさへなつたのである。かくの如き情勢に至つた爲に、政府は對應策として、同年三月、日滿を通ずる鐵鋼五ヶ年計畫なるものを立案した。この計畫の目標とする處は、完成期を昭和十六年度とし、ブロック内の原料資源の開發を圖つて、銑鋼一貫作業の確立を期せんとするものであつた。

然しながら、幾許もなく同年七月に突發した蘆溝橋事件を動機とし、今次の支那事變の發生、その擴大が豫想されるに至つて、增産五ヶ年計畫の如き數年先に完成するやうな恒久策のみでは、當時の緊迫した急需に到底應じ得ぬものである事が明白となつた。その結果、軍需鋼材の

供給確保を中心問題とする需給の調整対策が絶對的に必要となつたのである。こゝに於いて、鐵鋼の生産・配給・消費各部面に亘る強力なる統制が、我國に初めて、計畫せらるゝに至つたのである。

かくして、その後どう云ふ統制機構を以て鐵鋼の統制が實行せられてきたかを、先づ一應説明しておこう。

第一に、『鐵鋼統制協議會』なるものが商工省内に設置せられ、これが、物資動員計畫に據つて、鐵鋼の種類別生産數量と消費部門別の配給數量とを組合せ、三月間を一期として、品種別の生産割合と消費部門別の品種別消費割當を作成する。次に、主要なる製鐵業者から成立つ『日本鋼材聯合會』が、統制協議會の決定した鋼材の品種別生産數量に基き、各製鐵業者に生産の割當を行ふ。而して生産せられた鋼材は、特殊のもの、例へば軍納入のもの、又は官廳直接の注文で年度協定に依つて取引するものを除けば、夫々鋼材の種類に應じて、『日本鋼材販賣會社』、『第二鋼材販賣會社』、『日本鋼管販賣會社』の三社が一手に買受け、各販賣會社は、發表した建値で、各々に從屬してゐる指定問屋並に特約店を通じ、市場に販賣したのである。

この外に、日滿の増産計畫に連關しては、鐵鋼聯盟なるものがあり、これが日滿兩國の鐵鋼業者間の連絡機關となつて居た。

この場合、鐵鋼業の直接統制に當つた『日本鋼材聯合會』の前身をなすものは、『日本鋼材販賣聯合會』であつて、昭和十二年十月に、鋼材の品種別共販組合が設立されると共に、これが統轄機關として新設せられたものである。従つて、最初は共販組合を通じて統制を行つたのであるが、翌十三年三月よりは、從來の販賣中心の統制機關より、生産統制の機能をも併せ有する機關へと進展し、同時に名稱も『日本鋼材聯合會』と改稱し、先述の如く生産割當を行ふと同時に、共販を解體統合して造つた三販賣會社を監督指導する立場に立つたのである。

三、生産・配給・消費の一元的統制へ

然しながら、この鋼材聯合會を生産統制機關として考へて見ると、その機構は甚だしく不完全なるものであつた。第一に、生産統制を行ふに當つて最も必要な前提條件と考へらるゝ製鐵原料に對しては何等の強固なる統制力も有して居らなかつたのである。従つて時局の進展に伴

ひ次第に深刻化して来る原料の不足に對處して、自らこれを確保し、進んでその配給の適正を圖つて生産統制を遺憾ながらしむるが如き機能は果し得なかつたのである。それは、原料による裏付けの存しない生産統制である故に、その統制には何等の權威も存しないと云ふことになる。次に、これはより一層根本的な問題であるが、鋼材聯合會の統制なるものは、總て背景として監督官廳の掩護を受けて居たとは云へ、それ自身は自主統制の合議的な申し合せのみであつて、何等の法律的根據も存しないのである。従つて、統制上本會の有つ執行力は極めて微力なるものたらざるを得なかつたのであつた。

然るに、歐洲に於いては第二次大戰が勃發し、これが擴大するに伴つて海外に於ける原材料の獲得が困難となり、國內では生産力擴充計畫の遂行困難から石炭の供給は次第に難色を示し加之、電力の供給も亦著しく不足を告げたのであつて、昭和十四年の下期から昭和十五年の上期にかけては、鐵鋼需給の不均衡は愈々深刻なるものとなり、微溫的な統制機關では到底局面を開くに無理である事が明瞭となつた。かくの如き状態を克服し、戰時經濟に最も必要な鐵鋼の需給を圓滑ならしむる爲には、餘程強力なる統制力を有つた機關が存在しなければならないものたらざるを得なかつたのである。

らない。かゝる理由で、商工省は這般の事情、從來の鐵鋼關係の統制機構を再検討し、その結果、これ迄の「鐵鋼配給統制規則」を全面的に改正して、新たに「鐵鋼需給統制規則」を制定した。而して鐵鋼の生産・配給・消費の各部面に對して、それぞれ統制を一層精密なるものとなした上に、改正規則に依つて指定された各統制機關には、一定の法的權限を付與してその執行力を一層強力なものとなさんと圖つたのである。

四、『日本鐵鋼聯合會』の設立

かくの如き情勢に順應し、十五年三月に『日本鋼材聯合會』は改組擴充せられて、鐵鋼の綜合的統制機關として『日本鐵鋼聯合會』が設立せられたのである。

改組の内容とする處は、第一に從來の鋼材聯合會が單に普通鋼の生産・配給のみを取扱つて居たのに對して、鐵鋼聯合會は從來通りの普通鋼の外に、特殊鋼、鍛鋼、鑄鋼を含む鐵鋼業の全分野に亘る生産管理を行ふことを目標とした。製鐵原料の問題に關しては、製鐵原料關係の統制機關を本會の會員として参加せしめ、これ等との連繫を一層緊密ならしめて、製鐵原料の

確保並びに配給の適正を圖らんとした。鋼材の配給に關しても、同様に配給統制機關を會員として參加せしめ、他方、聯合會内には製品部會を設けて、鋼材の生産配給に關する具體的協議をなすと同時に、各種販賣會社との連絡に當つて、鋼材の配給を圓滑ならしめんとしたのである。

最後に指摘すべき改善は、「鐵鋼需給統制規則」の發令と共に、鐵鋼聯合會の行ふ生産割當は法的強制力を有するに至つた事である。その結果、生産者が鐵鋼の生産を行ふに當つて一定限度以上に實產の過不足を生じた場合には、それが不可抗力でない限りは、生産者は、原則として臨時措置法の規定する罰則を適用せらるゝこととなつた。

以上述べたる處が、鐵鋼統制會創立前に於ける我國鐵鋼統制機構の概略である。而してかくの如き統制機構が、その後に生來せる大なる難關に對應すべく、今日迄如何なる變化發展を遂げたか、それは節を追つて説明する。

第二節 最近までの我國の鐵鋼業

一、二つの製鋼法——屑鐵法と鑛石法

日本の鐵鋼業は、最近まで、如何なる事情下に運營されてきたのであるか。先づ銑鐵と鋼との關係について述べよう。ドイツの如きは、銑鐵と鋼との生産數量が大體に於いて一致して居るが、この關係は他の諸國の例では非常に相違して居る。我國に於いては、鋼の生産數量が寧ろ大で、銑鐵の生産數量の方が少い。

銑鐵を造るには、周知の如く、熔鑛爐に於いて鑛石から造るのであるが、我國は、從來、この鑛石の殆ど大部分を外國から輸入して居たのである。フィリッピン、マレー方面、或は遠く濠洲方面からさへ輸入して居た。これ等の輸入鑛石に對し國內に產出する鐵鑛石の量は、我國所要量の僅か五分の一位にしか當らないのである。近來、朝鮮及び支那からも輸入されるやうな事態に至つては居るが、純然たる國內資源の數量は至つて僅少である。以上が、銑鐵を造る場合に必要な原鑛石の最近迄の供給狀態であつた。

鋼を生産する場合には種々の製造方法があるが、日本に於いて用ひられて居た方法は、屑鐵

法と呼ぶるゝ處のものである。これは、銑鐵三〇%乃至四〇%に對し、七〇%乃至六〇%の鋼の屑を混入し、平爐で熔解するのであつて、悪くいふならば、飴細工の製造過程に類することを行ふ、——かう云ふ仕方が、我國に於いて用ひられて居た製鋼方法である。

これは鐵を造ると云ふよりも古い鐵を熔すといふ仕方で、所謂スクラップ・プロセスといふのがこれである。

この外の製鋼法にオーア・プロセス、即ち鑛石から造る方法がある。これは、鑛石から銑鐵を生産したならば、銑鐵の儘平爐に裝入し、それに極く僅少の鋼屑即ち一〇%位の鋼屑と若干の鐵鑛石を混入して、精鍊するのである。

前のスクラップ・プロセスに依れば、裝入した鐵(Fe)の數量よりも非常に減じた量の鋼が生産せられるのであるが、後のオーア・プロセスに依るならば、最初に裝入した銑鐵よりもより多い鋼が生産される事になる。このオーア・プロセス法に依るならば、原料の銑鐵も鑛石から造られ、裝入するのも鑛石であつて、それに極く僅かの自家工場で再生される鋼屑が使用されるのみである。

二、鐵鋼一貫作業に就いて

我國に於いて銑鋼一貫作業でなければならぬとよくいはれるが、この言葉は非常にその意味を誤解され易い。何故なら、銑鋼一貫作業とは、銑鐵から鋼を造るといふ事であつて、精しくいへば、熔けて居る銑鐵を冷さずに製鋼爐へ持つて行き、それに僅かの鋼屑と鑛石を混じて行ふ方法を指すのである。これを鑛石法に依る一貫作業といふのであるが、所謂銑鋼一貫作業には別のある方法がある。

その別のある方法は、同じ銑鐵を原料として使つても、これに配合する市場スクラップの割合量が多いのである。この方法は、銑鋼一貫作業ではあるが、屑鐵法である。

この外に、銑鐵を冷して既に一度冷銑になつたものに鋼屑を混ぜて、平爐の中で熔かす方法があつて、これが普通にいふスクラップ法である。

以上に依つて明かなやうに、銑鋼一貫作業にも、屑鐵法があるのである。勿論、作業方法としては、銑鋼一貫が望ましいとはいふ迄もなく、屑鐵法の一貫作業では意味がないのであつ

て、要は鑛石法を採用することにあるのである。現在、我國に於いても銑鋼一貫作業が行はれて居るが、鑛石法ならざるスクラップ法をやつて居る會社もある。かう云ふ會社の場合、スクラップ法を鑛石法に轉ぜしむるには、爐の構造を改善し、豫備精鍊爐の増設等のことを行はなければならない。

我國の鐵鋼業の大部分は、極く最近迄、熔銑のスクラップ法か、冷銑のスクラップ法を取つて居たのであつて、滿洲では昭和製鋼所が鑛石法を採つて居たが、我國では八幡が僅に行つて居た位のものであつた。その後、日本鋼管などに於いても鑛石法に依る一貫作業をやるやうになつたのであるが、然し、多くは冷銑のスクラップ法であつて、銑鋼一貫作業工場でもスクラップ法を取る處が多かつた。従つて我國で造られる鋼の大部分は、鋼屑がなければ出來ないといふことになる。而してその鋼屑なるものは、少くとも、年々、〇〇萬噸内外をアメリカから輸入して居た實情であつた。それ故に、アメリカのスクラップ輸出禁止が我國の鐵鋼業に非常な影響を與へたことは云ふ迄もない。

三、銑・鋼海外依存の舊狀

以上述べた如き方法に依つて鋼を生産しつゝありながらも、銑鐵自身の生産を見ると、尙ほ且つ國內の銑鐵生産を以てしては需要に不足する状態であつた。その爲に、印度から年々相當量の銑鐵を輸入しなければ、日本國內の需要に間に合はないやうな事態であつて、數年前迄はソヴィエットからも輸入して居たのである。

かくして銑鐵が造られ、更に鋼が生産せられ、その鋼を原料として鋼材を生産するのであるが、これ又、生産量が需要に満たぬ爲に、鋼材自身をも外國から相當に輸入して居り、或ひは、鑛鐵鑛鋼を原料として造られる機械類の輸入の如きは、實に莫大なる數量に昇つた。

斯様に、從來の我國に於いては、鋼の生産數量は相當量に達するとは云へ、その方法はスクラップ・プロセスによるものが多く、而も、このスクラップを外國から相當に輸入して原料に充當してきたのである。又、銑鐵を造る原料である鑛石にしても、相當多量に外國から輸入して居る。しかも尙不足の爲に鋼材をも輸入し、更に鐵鋼製品及び機械の形で銑や鋼を輸入する。

かくの如き状態であつたことは、日本に於いて消費する純粹の鐵、即ち純鐵分はその一〇%が日本プロパーの鐵分であつて、後の九〇%の鐵分は外國依存であると云ふ事實を示し、しかもそれこそ從來のわが鐵鋼界の偽りなき實情なのであつた。

何故かくのごとき事態が招來されたのか。その理由は現在に於いては明瞭である。從來の企業の考へ方が一般的に個人資本主義的であり、又、國際情勢も、その時機によつて種々な變調が存したとは云へ、一般的に自由貿易を基調とする國際經濟の上に立脚してきたのであつた。即ち、國家的計畫性はそこに存しなく、個人資本の要求するが儘に、無計畫的に經濟が發展したのであつて、その結果、かくの如き状態に立ち至つたのも當然であつたのである。

第三節 米國の對日「輸出禁止」政策

一、屑鐵輸出禁止の影響

國防產業の母とも云ふべき鐵鋼業が今日の國際情勢下に於いて有する地位は絶大なるもので

あつて、實にその國の國防上的一角をなすのである。このことを思ひ合せて、アメリカの對日政策を檢討して見るならば、アメリカの意圖する處は自ら明瞭である。

アメリカは昭和十五年九月、例の「道義的輸出禁止」の問題を取り上げたのである。この問題の重點は、主としてスクラップ問題にあつたと云つて過言ではない。

結局、アメリカは、スクラップを輸出許可制にしたのである。その目的とする處は、日本に輸出しないと云ふ點に盡きるのであつて、それが十月十六日から實行に移されたのである。事態がかくなつてくると、前述せるが如く外國依存性を多分に持つて居た日本としては、上下を擧げて諸種の衝動を受けざるを得なかつた。鐵鋼業方面から見れば、これは相當に痛い處を突かれたのであつて、意地の悪い政策であつたと云ふことは明瞭である。

このスクラップに對する「輸出禁止」は、前節に述べた如き實情にあつた日本鐵鋼業に對して、事實可成りの影響を與へざるを得なかつた。どう云ふ影響を與へたのであるかと云へば、現在のスクラップ・プロセスのみで鋼を生産するものと前提しよう。その結果は、鋼の生産は輸入屑の減少しただけ一應減產する筈である。然し、數量的に見れば、それだけの減產が必至

であるけれども、技術的に見れば、又政策的に見れば、これに代り得る道は他に存在する。

即ち、減じただけそれだけ F.O. 鐵分を補給し得るとなれば、それでよいのである。鑛石から銑鐵を豊富に造り、その銑鐵を多量に使用してスクラップを少く使ふ方法を取ればよいのであるが、然しその爲には一つの大なる技術上の難關が横たはつて居る。それはどう云ふ事かと云ふと、銑鐵を三〇%、スクラップを七〇%使ふと云ふ從來の方法とは逆に、銑鐵を七〇%、スクラップを三〇%使つて平爐操業をやればどう云ふ結果を生ずるかと云ふ問題であつて、その結果は從來設備されて居る平爐であれば、確實に二五%操業能率が低下するだらうと豫想されたのである。銑鐵があるとしても平爐の操業能率が落ちると云ふことになれば、如何に努力するとも、今の設備では豫定の生産を行ふことが出來ないと云ふ結果になるのである。かくの如く我國は、原料から見れば量的に、生産力から見れば技術的に、二重の打撃を受けたことになるのである。

二、新しき鐵鋼政策の樹立

續いて同年の十二月になつて起つた問題は、アメリカが、鑛石、銑鐵、鋼材と云ふものに對する輸出禁止の政策を取り來つた事である。この政策は十二月三十日より實施せられたのであるが、さうなると次の如き結果を生じて來た。先述したやうに、鋼を造るには銑鐵が必要であり、銑鐵を造るには鑛石がなければならない。

然るに、鑛石の輸出を禁じ、銑鐵の輸出をも禁止したとなると、益々以て我々の造るべき鋼が不足せざるを得ないのである。殊にアメリカは、フィリッピン政府に對しても同様なる政策を取らしむるやうに慾憇し、又、印度方面のイギリスの東洋植民地に於いても、イギリス自らがこれと相呼應するが如き姿勢を示した。

かくの如き情勢になつて來れば、「輸出禁止」の結果は、銑鐵の問題に對しても、製鋼の問題そのものに對しても、非常なる影響を與へずには済まぬのである。戰ひつゝある日本が、然も東亞の大共榮圏の建設途上にある日本が、若し鐵が出來なくなるか、或ひは又非常に減產すると云ふ危険性が起つて來れば、これは日本の生命線の遮斷である。アメリカの對日「輸出禁止」政策の影響は、かくの如き危険なる羽目に我國を直面せしめたのである。

従つて、この未曾有の難局に對應する爲には、何らかの新しき鐵鋼政策が樹立せらるべきことは必然であるが、これが我國の鐵鋼統制會の設立をば、著しく促進せしめたる有力なる動機となつたことを忘れてはならない。又、かくの如き重大なる國家的危機を思ひ合せて考慮するならば、今後鐵鋼統制會の果すべき使命も、その重大性は自ら歴然たるものがある。

第四節 『日本鐵鋼聯合會』の解散

一、民間自治團體より法的強制團體への移行 —「經濟新體制確立要綱」の布告

以上述べたやうな難局を克服して、鐵鋼生産の確保と増強を圖り、聖戰の完遂とそれに伴ふ東亞共榮圈の建設を促進しようとする爲には、速かに第三國依存の狀態より脱却しなければならなかつた。而してこのことを可能ならしめる爲には、日滿支を綜合する鐵鋼自給の一大政策を確立して、これに適應するやうな鐵鋼業の再編成を斷行することが絶対に必要であつた。而

して一方では、かくの如き日滿支を綜合する恒久的な鐵鋼政策を樹立すると共に、他方には、時局の緊急に對應して現實に生産の增强を齎すやうな、有效適切なる方策が着々として實行せられなければならなかつた。

以上の如き目的を實現する爲には、官民協同の強力な統制機關を設置して、一意鐵鋼增産に邁進するのでなければ不可能なることは云ふ迄もない。又、かくなさざる限り、急迫せる國際情勢に對處し國家の要請に即應して、鐵鋼業の國策的使命の遂行に遺憾ながらしむる道はなかつたのである。かくの如き見地より既存の鐵鋼統制機關を批判して見れば、それは最早時代に遅れたるものと斷定せざるを得ない。

昭和十四年、歐洲動亂が勃發し、これが擴大するに伴つて海外の原材料の獲得難は次第に重きを加へ、且つ又石炭電力の供給難に襲はれる等のことがあつて、我國の鐵鋼の需給が愈々緊迫せる状態を示した際に、商工省は新たに「鐵鋼需給統制規則」を制定して、『日本鐵鋼聯合會』を同規則第二條に規定する生産統制機關に指定し、その執行力に法的權限を賦與せんとした。かくて、鐵鋼統制の中心機關は從來の申し合せ的な民間自治團體から一躍して法的強制團體へ

と性格を變じたのではあるが、しかし實際にはかくして付與せられた統制力の強化も、結局形式的なものにしか過ぎずして、鐵鋼統制運營の上には期待せられた程の效果を擧げ得なかつたのである。

昭和十五年十二月に、第二次近衛内閣に依つて布告せられた「經濟新體制確立要綱」に依れば、國防國家體制の完遂方策は、重要產業を中心として官民協力の下に綜合的計畫經濟を遂行せんとする處にある。即ち、第一に企業體制を確立し、第二に經濟團體を編成して、國民經濟をして有機的一體となし、國家の總力を發揮せしめて、高度國防の國家目的を達成せんと意圖せられたのである。

企業體制の確立と云ふことは、各個々の企業をして國家目的に従はしめ、その創意と責任とに於いて各企業を經營せしめ、生産の確保増強を期せんとするのである。經濟團體の編成とは、各重要產業部門に付いざ企業及組合を單位と成し、同一種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織せしめ、これを政府の協力機關となして重要な政策の立案に協力せしむると共に、その實施計畫の立案及計畫實行の責に任せしめ、且つ又そ

の下部經濟團體及所屬企業の指導監督に當らしめんとするのである。

これは實に我國產業經濟政策の劃期的一大轉廻である。而してこれに依れば、各種企業との企業の指導する經濟團體とは一心一體となつて業種別又は物資別の企業集團を編成し、國家目的に順應してその創意と責任とに於いて現存生産設備の綜合的運營を行ひ、その最高能率を發揮し、更に進んで綜合的な前進をなすべく意圖せられたる處は明瞭である。

二、日本鐵鋼聯合會の性格と時局の緊迫化

然しながら、既存の鐵鋼の綜合的一元的統制機關たる『日本鐵鋼聯合會』を觀察するならば、その根本的な性格に於いて到底かくの如き國家の要請に應じ得るものでないと思考されざるを得ない。その性格とは如何なるものであるか。

『日本鐵鋼聯合會』は、從來の民間のカルテルを出發點として居るもので、たとひ、法的強制カルテルへまで進化して居るものとは云へ、その沿革より見るならば、そのもつ支配的性格が個人資本主義的性格であることは當然である。時局の要請しつゝある統制團體は、業者の協同

利益と國家の全體利益とを合致せしむべく、これを指導統制する者でなければならぬ。従つて、若し業者の利益と國家の全體利益とが偶々相反する様な場合には、業者の利益を犠牲として國家の要請に應ずるだけの性格を有するものでなければならぬ。

然るに、斯様な役割を業者のカルテルより出發し發展した團體に擔當せしむることは、如何にそれが強化せられたるものであつても非常なる無理があるのである。『日本鐵鋼聯合會』はその沿革が物語つて居るやうに、多分に個人資本主義的觀念に依つて支配されて來た事も否定しきは、良い意味でも悪い意味でも、常に個人資本主義的觀念に依つて支配され得ないのである。斯様な聯合會を如何に改組擴充するとも、その性格にして一變せざる限り、完全に國家の要請に應じ得ると云ふことは不可能なのである。

『日本鐵鋼聯合會』は、以上述べた如き性格の團體であるから、その業務處理の上で採らるゝ手段方法は所謂合議制である。即ち、各機關を支配するものは、漫然たる合議制であつて、この合議體制の下ではともすれば、その構成メンバーの現狀維持的觀念が露骨に現れる傾向が強く、これを打破して革新的な對策を樹立實施することは頗る困難である。

『日本鐵鋼聯合會』が多くの懸案を有しながら、その處理解決に何等積極性を示し得なかつたのは、聯合會自體が各利害を異にする多數の個人企業の集合體であつて、それが合議制を通じて互に牽制し合ひ、結局に於いて最後に「事勿れ主義」に韜晦した爲であると云ひ得るのである。

次に、『日本鐵鋼聯合會』の會長の性格であるが、これは委員總會に於いて選舉せられたるもので、聯合會を代表、業務の總理に當るとは云ふものゝ、身分的には單なるチエヤマンの如き存在にしか過ぎなかつた。これは『日本鐵鋼聯合會』の民間自治團體たる民主主義的性格の當然の歸結ではあるが、時局の要求する統制團體の指導者とは相隔ること甚だしきものである。緊迫せる時局に對應して大革新的政策を斷行すべき時に、新しき代表者たるものは、統制遂行上の一切の權限を持つと同時に、一切の責任を取り、その統裁下に敏速にして且つ積極的な統制業務の決裁が爲されなければならない。而してこの強力なる代表者の執行力は、完全なる指導者原理の上に立つ指導者に於いてのみ可能なるのであつて、合議體制の上に立つ會長の如きには到底期待し得ざる處であつた。

三、東亞共榮圈鐵鋼自給自足體制への轉換

以上述べたる如き性格の『日本鐵鋼聯合會』は、その性格が根本的に一新せられざる限りは、この國家的危険に善處し、以つて高度國防國家目的を達成することの、如何に遂行困難なるかは敢て繰返す必要が無い程明白である。

折から、先述せる如き米國の實施せる屑鐵對日禁輸政策は、わが鐵鋼生産條件の根底に重大な影響を及ぼした爲、わが鐵鋼業は一刻も早く安易なる海外依存性を脱却して、東亞共榮圈に於ける鐵鋼自給自足體制の確立へ急速に轉換すべく要求せられたのである。然しながら、この自給自足體制の確立のためには、膨大なる原料資源の開發や、大規模なる銑鋼一貫設備の整備を必要とし、これが爲に動員せらるべき資金、資材、技術、労力、輸送力等々は、國家が重點主義的集中を以て如何に援助するとしても、尙ほ戰時下に於いてこれを豊富に獲得する事には、相當困難なる問題があり、従つて短期間にこれが實現を見ることは、かなりのむつかしさが豫想されたのである。

然りとすればこの轉換の完成する迄の過渡的現象として、鐵鋼生産力の低下、ひいては鋼鐵供給力の減退も不可避であらう。而も、他面に於いて將來の鐵鋼需要は軍需を中心として刻々増加すべきことは必至であり、その結果として需給の不均衡は愈々激化することが豫想されたのである。

かくの如き難局突破の爲には、鐵鋼業に於いても重點主義的生産の斷行を初めとして、業界多年の懸案たりし企業經營の合理化、原料並に配給統制機關の再整備、適正價格の確立、新たな需給調整策の樹立、關聯產業部門との有機的連絡の保持、日滿鐵鋼業の綜合的立地計畫等、革新的なる多くの政策を速急に、强行すべき必要に迫られた。茲に於いて、從來の統制機關たりし『日本鐵鋼聯合會』、及び日滿協力機關たりし『鐵鋼聯盟』は必然的に發展的解消を遂げ、兩團體を吸收し、更に高度の強力なる統制機關として面目を一新したる『鐵鋼統制會』が設置せらるゝに至つたのである。

第五節 鐵鋼統制會の特色

一、鐵鋼統制會の創立

昭和十五年十二月、政府の決定した「經濟新體制確立要綱」に於いて高度國防國家目的を達成すべく、第一に企業體制を確立し、第二に經濟團體を編成すると云ふことが明確に示されてゐると云ふことを先述したが、鐵鋼統制會は右要綱の理念に基く鐵鋼業に屬する業種別統制團體として、昭和十六年四月二十六日、重要產業團體令の發布を待たずして、任意團體として他產業に魁けて創立されたものである。

従つて、最初は規約に依つて成立したものであつたが、十六年八月三十日、「重要產業團體令」公布せられ、九月一日より施行せらるゝに至りたる爲、こゝに從來の任意團體たる統制會は解散の形式を取り、新法令に基くところの法的根據ある『鐵鋼統制會』が創立せられたのである。即ち、十六年十一月二十日之が創立を見、十二月一日を期して舊統制會の事務一切を新統制會に引継ぎ、茲に新法令に基く『鐵鋼統制會』の事業開始を見ることになつた。これ我國開國以來の產業上的一大劃期をなすものである。

鐵鋼業に於いては、或程度の自主統制が既に行はれて居り、鐵鋼聯合會、鐵鋼聯盟等の機關が存立して居て、『鐵鋼統制會』はこれ等の既存團體を母體とし、それ等の事務と從業員の大部分を繼承したものではあるが、決してこれ等のものの擴大強化にあらずして、全く新しい構想に基いて誕生したものである。こゝに『鐵鋼統制會』と既存團體との根本的な相違があり、又本質的な特質が見られるのである。

『鐵鋼統制會』の目的は、本會定款第一條に明示されて居る様に、「東亞共榮圈内に於ける自動的鐵鋼業の確立を期する爲、鐵鋼業の綜合的運營を圖る。」と云ふにある。即ち、日滿支鐵鋼業の綜合的發達を基底として國防國家體制の完遂を期さんとするのが、『鐵鋼統制會』の目的であつて、從來の鐵鋼聯合會、或は鐵鋼聯盟のそれとは甚だしき懸隔を有する次第であつて、ここに日滿兩國の鐵鋼業に關係する團體、並に業者を會員として強固なる經濟團體を編成し、文字通り日滿一體の實を擧げたところに、その劃期的意義があるものである。

二、指導者原理の採用

而して、日滿の鐵鋼業を一體として綜合的開發計畫を實行し、さらに進んで大東亞共榮圈の一元的鐵鋼政策の確立に邁進すべく、今後なさるべき鐵鋼に關する重要計畫の立案及びその實行に關する綜合的責任は、政府より本統制會會長に附託せられるに至つた。

會長が、政府より附託せられたる使命を達成するためには、「經濟新體制確立要綱」の趣旨に基く指導者原理に依つて、業界を指導監督し得る處の絶大なる權限が付與せられて居る。既に鐵鋼聯合會の如き合議的體制の團體に於いては、形式的にも實質的にも、その統制力に缺くる處があつて、眞の國家目的の實現に適せざることは前節に述べたが、聯合會の合議的體制に代るに、指導者原理の採用が爲されたる結果として、會の運營機構は一新せらるゝこととなつたのである。而して、會長が會務を處理するには、鐵鋼統制會統制規程に依るのであるが、この統制規程は罰則を伴ふ法令にも等しき強制力を有してゐるのである。

かくの如く本統制會會長の責任と權限は極めて重大なるものであるので、實際問題としては何人がその會長の職責を果すべきかが至つて困難なる問題となるのであるが、幸にして天下の輿望を背負はれた日鐵社長平生鉢三郎氏が政府より指定せられ、同氏も亦全く獻身的努力をこ

の國家的大使命に傾倒する意氣を示されて居ることは、わが鐵鋼界は勿論、國家の爲にも、誠に慶賀に耐へないことであつたのである。

本統制會の會員は總て商工大臣に指定せられたる者であつて、その範圍は、鐵鋼の生産及び販賣に關する事業の外に、製鐵原料たる鐵鑛、マンガン鑛及び鐵屑の販賣に關する業者をも包含してゐる。而して會員たる企業體は、舊來の如く他動的にではなくして自ら國家目的に歸一することに依つて、自己の屬する經濟團體たる統制會と一心一體の企業集團を形成し、各企業體がそれぞれの責任と自負とを有ち、かくして全鐵鋼業が一心一體となつて指導者原理に基き國防國家體制の完遂を期さんとするのである。

以上の如く、未だ曾てなき強力なる權限と重大なる責任を負つた經濟團體こそ『鐵鋼統制會』である。従つて、その從業員の資格及責任も特殊のものであり、法令に基く統制業務の執行に關しては、公務員に準ずる者としての身分上の取締を受くることとなるのも亦當然である。

三、統制會に於ける強力性の根據と源泉

この強力なる經濟團體にしてこそ、初めて現在の難局に當つて高度國防國家目的の實現を期し得るのであるが、然し、統制會が眞に強力となり得る源泉、根本的な實體をなすものは何であらうか。この問題に就いて我々は細密に考察して置かなければならぬ。

統制會は法的根據を與へられたるが故に強力なのではない。法的權力は、從來經濟統制に臨むに當つての有力なる武器とされたが、それが經濟その物を動かし得る限度は、自ら定つて居り、その限度は過去の統制の狀況が明白に物語つて居る。又、『鐵鋼統制會』は政府より統制業務を委託せられたるが故に強力なのでもない。單に過去に於ける統制の殘骸を引受けたと云ふだけに止つては、それ自身に何らの價値をも見出し難い。罰則を伴ふ法令に近き強制力の如きは、統制力の強化に役立つとは謂へ、決して統制力そのものではないのである。

然らば、統制會をして、眞に強力な團體たらしむる源泉の力は何物に歸着するかと云へば、これこそ、外部より付與せられたものではなくして、統制會自身の内部より力強く澎湃として湧き出する力、統制運營への精神力であると斷定せざるを得ない。この強烈不二なる精神力こそ「經濟新體制確立要綱」にも明示された如く、國家目的へ歸一する不拔の精神であり、國家

目的に歸一するこの精神こそ即ち皇道に歸一する傳統的精神である。この傳統的精神の如何に強力なものであるかは、大東亞戰爭の勃發以來、烈々たる陸海將兵の士氣となり、人類の歴史に未だ見ざる赫々たる戰果となつて、既に衆目に示されたる處である。この神聖にして崇高なる精神に基き、國に殉ずるの心構へを以て、公正且つ熱誠に鐵鋼統制に邁進すれば、今後の難局突破も、大東亞建設の大業も、その完遂を確信をもつて期し得るのである。

我國に於ける指導者原理も亦、この精神に基くものであると云ふ點に於いて、諸外國に於けるそれとは確然たる相違が存する。この精神によつて、法的權力は初めて生命あるものとなり、凡ゆる努力手段も光彩を放ち、天業に翼賛し奉りて、その完遂を期し得るものであると信ずる次第である。

尙、鐵鋼統制會の目的、事業、機構の詳細に關しては、定款をこゝに掲示して、説明に代へようと思ふ。又、會員に對する統制上、その基準となるべき「鐵鋼統制會統制規程」に就いては、特に「附錄」として精細な解説を加ふることとする。(附錄第四参照)

鐵鋼統制會定款

第一條 本會は東亞共榮圈内に於ける自主的鐵鋼業の確立を期する爲鐵鋼業の綜合的統制運營を圖り且鐵鋼業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要產業團體令に依り設立し鐵鋼統制會と稱す

第三條 本會の事務所は東京市に之を置く

會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第二章 會 員

第四條 本會は鐵鋼の生産及販賣並に製鐵原料たる鐵礦、マンガン礦及鐵屑の販賣に關する事業（朝鮮に於ける當該事業を含む）を營む者及之等の事業を營む者を以て組織する團體（以下鐵鋼業者と稱す）にして商工大臣の指定したるものをして之を組織す

第五條 前條の規定に該當せざる鐵鋼業者にして商工大臣の承認を受けたるものは之を會員と看做す

第三章 事 業

第六條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 鐵鋼の生産及配給並に鐵鋼に關する事業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他鐵鋼に關する政府の計畫に對する參畫
- 二 鐵鋼に關する原材料計畫の設定及遂行に關する事項
- 三 鐵鋼に關する生産計畫の設定及遂行に關する事項
- 四 鐵鋼に關する配給計畫の設定及遂行に關する事項
- 五 鐵鋼の價格に關する事項
- 六 鐵鋼の需給調整及價格調整の爲の施設に關する事項
- 七 鐵鋼に關する事業の整備確立に關する事項
- 八 鐵鋼に關する事業に要する資材及資金の確保調達に關する事項
- 九 鐵鋼に關する事業に於ける技術者及勞務者に關する事項
- 十 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業の發達に關する施設に關する事項

十一 鐵鋼に關する事業に關する調査及研究に關する事項

十二 會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業に關する統制指導及検査に關する事項

る事項

十三 法令又は政府の命じたる事項

十四 前各號に掲ぐるもの外本會の目的を達するに必要な事項

第七條 本會の事業の執行に關し必要な事項は別に之を定む
會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第四章 役員

第八條 本會に左の役員を置く

會長 一人

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

第九條 會長は銓衡委員の推薦したる者にして商工大臣の命じたるものとす

理事長及理事は鐵鋼に關する事業に關し経験ある者及學識ある者の中より商工大臣の認可を

受け會長之を命ず

評議員は鐵鋼に關する事業に關し経験ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は評議員之を選任す

監事の選任は評議員の過半數の同意を以て之を爲す

第十條 役員の任期は左の通とす

會長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の在任すべかりし期間とす

第十一條 會長、理事長及理事は他の職務又は事業に從事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十二條 會長は本會を代表し鐵鋼に關する事業の統制指導其の他の會務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の狀況を監査す

評議員は本會の目的を達するに必要な事項に付會長に建議し又は會長の諮問に應ず

第五章 特別參與

第十三條 會長必要ありと認むるときは本會に特別參與を置くことを得特別參與は第五條の規定に依り會員と看做されたる者の事業に對する統制運營を圖る爲特に重要な事項に關し本會の機務に參與す

第六章 會議

第十四條 總會は定時總會及臨時總會とす

定時總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し臨時總會は會長必要ありと認めたるとき之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集し議長となる

第十五條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の變更
- 二 収支豫算
- 三 定款第二十一條第二十二條の規定に依る賦課徵收方法

第十六條 會長は左の事項を定期總會に報告するものとす但し財産の状況は監事をして之を報告せしむ

- 一 業務報告書
- 二 財産目録
- 三 貸借對照表
- 四 収支計算書

第七章 事務局

第十七條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第十八條 事務局に部を置く

第十九條 事務局に事務局長一名を、各部に部長各一名を置く

事務局長は理事長を以て之に充つ事務局長は事務局を統轄す

部長は理事の中より會長之を命ず部長は事務局の事務を分掌す

前三項の外事務局及其の職員に關する事項に付ては別に之を定む

第二十條 本會の日常業務の遂行に關し會員の意見を徵する爲委員會を設置す

委員會は事務局長之を主宰す

委員會に關する規程は別に之を定む

第八章 會計

第二十一條 本會は會員に對し經費を賦課す

第二十二條 本會は其の事業を行ふ爲必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十三條 前二條の規定に依る賦課金の徵收に關しては別に定むる所に依る

第二十四條 本會の會計年度は第十四條に定むる事業年度に依る

第二十五條 本會は商工大臣の命令に依り解散す

第二十六條 清算人は商工大臣の解散通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

第二十七條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要なー切の行為を爲す權限を有す

第二十八條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財產處分の方法を定む

第二十九條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徵收することを得

第九章 過怠金

第三十條 本會は會員にして本定款に違反したる者に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第三十一條 本會は會員にして統制規定に違反したる者に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得

第二章 鐵鋼統制會の現狀

第一節 鐵鋼統制會業務の概説

一、鐵鋼統制會の事業範囲及び機構

『鐵鋼統制會』の施行すべき事業の細目は、鐵鋼統制會定款第六條に掲げられて居る處であつて、本條の内容を列舉すれば次の如くである。

- 一、鐵鑛の生産及配給並に鐵鋼に關する事業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫其の他鐵鋼に關する事業に關する政府の計畫に對する參畫
- 二、鐵鋼に關する原材料計畫の設定及遂行に關する事項
- 三、鐵鋼に關する生産計畫の設定及遂行に關する事項

四、鐵鋼に關する配給計畫の設定及遂行に關する事項

五、鐵鋼の價格に關する事項

六、鐵鋼の需給調整及價格調整の爲の施設に關する事項

七、鐵鋼に關する事業の整備確立に關する事項

八、鐵鋼に關する事業に要する資材及資金の確保調達に關する事項

九、鐵鋼に關する事業に於ける技術者及勞務者に關する事項

十、技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業の發達に關する施設に關する事項

十一、鐵鋼に關する事業に關する調查及研究に關する事項

十二、會員及會員たる團體を組織する者の鐵鋼に關する事業に關する統制指導及検査に關する事項

十三、法令又は政府の命じたる事項

十四、前各號に掲ぐるものゝ外本會の目的を達するに必要なる事項

以上に示されたる諸事業を施行するに當つて本會は事務局に左の部課を置いて事務を分掌せしめて居る。

- 一、總務部 祕書課、總務課
- 二、企畫部 企畫課、原價計算課、運輸課、調查課
- 三、原料部 鑛石課、地金課、燃料課
- 四、生產部 生產課、資材課、勞働課
- 五、配給部 計畫課、調整課、管理課
- 六、技術部 製銑課、製鋼課、壓延課、化工課
- 七、考查部 業務考查課、經理考查課、作業考查課
- 八、特設部 業務課、技術課

各部課の掌理すべき事務内容に關しては、「鐵鋼統制會事務分掌規程」を設けて分掌すべき事項を明確ならしめて居る。本分掌規程は「附錄」として、その全文を卷末に掲載し、以て各部課の取扱ふ事務内容を知らしむる一助としてある。(附錄第八參照)

二、鐵鋼統制會の役員

本統制會は、定款第八條に規定されたる如く、會長、理事長の外に、役員として理事、監事、評議員の各若干名宛を置いて居り、理事長及理事は、何れも鐵鋼に關する事業に關し經驗あるもの又は學識あるものゝ中より商工大臣の認可を受けて會長が命じたる者である。而して理事長は會長を輔佐して會務を掌理し、理事は會長及理事長を輔佐すると同時に會務を分掌し部長として事務局内の各部を統帥することゝなつて居る。

これ等の會長、理事長、理事等の役員は、鐵鋼統制業務に専ら全力を盡すべきであるので、他の職務又は事業に從事する事を認めざる建前であつて、商工大臣がその必要ありと認めたる場合にのみ唯例外として他の職務に就き得ることと規定されて居る。

定款の第三條にある如く、『鐵鋼統制會』はその事務局を東京市に置く以外に、會長の必要と認むる支部又は出張所を設置し得ることとなつて居り、從來は大阪に關西出張所を設けて、阪神地方に集中せる各會員との連繫を緊密ならしめて居たが、最近に於いては大陸前進兵站基

地として朝鮮の時局下に負へる使命及び朝鮮に於ける鐵鋼業の重要性を考慮して、昭和十七年四月九日、朝鮮に本會の支部を設置することとなつた。同時に、本會の内包的機關たる販賣會社及び原料會社の支店、出張所をも開設して、鐵鋼の生産配給に萬遺算なからんことを期して居る。(註)

(註) 一、關西出張所業務

本會本部の指揮の下に左の事項を擔當す

1. 本會と在關西會員各社との連絡
2. 在關西各社間の連絡
3. 在關西關係各官廳及關係諸團體との連絡折衝
4. 關西市場の情勢報告
5. 其の他本會の事業遂行上必要なる事項

二、朝鮮支部業務

本會本部の指揮の下に左の事項を擔當す

1. 朝鮮物動計畫への參畫

2. 鐵鋼生産計畫への參畫（鐵鑛石を含む）
3. 配給計畫（需給の計畫化、配給機構の整備）。
4. 輸送計畫
5. 發券及其の管理
6. 價格調整
7. 鐵鋼關係に關する企業許可令、鐵製事業法に關する事項處理への參畫

8. 勞務關係
9. 其の他

又、世界動亂の擴大に伴つて、諸外國の鐵鋼事情を知ることは非常に困難なる問題となつたのであるが、本會は、歐洲鐵鋼業一般の調査研究、並にドイツの特殊技術の導入及び重要設備購入等に關する技術的調査を行ふ目的を以て、昭和十七年二月十日、ベルリン市に本會支部を開設した。而してドイツ官民の積極的支持を得て其の活動を開始し、本部とは電報及び月一回の電話通信に依つて連絡を圖りつつある。

三、監督官廳との關係

次に、本統制會と政府との關係は、「鐵鋼統制會」の監督官廳たる商工省が監督權を有し、その監督下に於いて商工大臣の認可を受けたる「鐵鋼統制會統制規程」に準則して、本會が統制業務を遂行することとなつて居り、表面上は兩者の仕事の分野が明瞭である如く見えるが、實際上の問題としては、政府から統制會に委譲せらるべき權限と事務の限界に就いて何等明示されたる處がなくして、從つてその點甚だ不明確であつた。

然しながら、「鐵鋼統制會」としては、一元的な鐵鋼統制を行ふ上から、統制に必要なる業務の全般に關する權限の移譲が絶對必要である。然し、この問題に就いては、統制會に對する行政權移譲に關する勅令案が當局に於いて立案せられ、その制定公布を見るのは既に時機の問題のみになつて居るので、これが公布の曉には、本會の統制業務は一層明確なる法的根據を持つものと豫想される。

以上、「鐵鋼統制會」の事業範圍と事務局の機構に就いて、概略を述べたのであるが、然ら

ば創立以來既に一ヶ年を経た本會が、その間に於いて具體的に如何なる事業を爲し、この緊迫した時局に對應して鐵鋼生産に遺憾ながらしむべく努力し來つたか、その内容については、昭和十六年度に施行せられたる業務を中心として、各節に別けて説明して行かう。

第二節 政府計畫への參畫

一、物動及び生擴計畫への參畫

物動計畫は國家行政の大本であり、政府の立案に當つて、直接之に參畫するのが當會の重要使命の一つである。世界情勢の逼迫に伴つて、物動計畫も種々重要條件の變動を生じ、その實施計畫は常に敏活なる臨機應變的措置を必要とする情勢にあるが、當會としては之が對策立案能力を充實し、政府及び業者との連絡を緊密にし、物動計畫の立案及びその實施に萬遺漏なきを期してゐる。

十六年度物動計畫に於ける鐵鋼生産計畫の大綱は、政府に於いて既に決定せられてゐたが、

當會創立直後、その實施計畫を當會に於いて再検討し、その實施を完遂するやう政府より命ぜられた。依つて當會では早急に各般の生産條件を檢討し、年度及び各期に於ける鐵鋼生産の實施計畫を作成して、政府物動計畫に參畫し、その實施を計つたのである。

而して昭和十七年度に就いては、鐵鋼生産計畫そのものゝ作成に關する政府の計畫に協力して、これを作成し、現に實施中である。物動計畫への參畫と同時に、十六年度及びその後の政府の生産擴充計畫に對しても、本會は參畫協力して其の立案實施に當つてゐる。

昭和十六年末、大東亞戰爭の勃發するや、我國の情勢は急變し、こゝに新たなる經濟政策を樹立すべき急務に迫られたる爲に、本會は政府の要望に依り、「東亞經濟計畫鐵鋼部門基準案」なるものを作成提出し、又、かくの如き情勢の急變に對處すべく、戰事連絡委員會を組織して政府との連絡を密にし、緊急の問題に對し善處しつつあるのである。

二、その他の諸參畫

その他、各社より提出せらるる製鐵事業法に依る許可申請に對する意見の具申、政府の方針

に即應して、「整理統合重點生産及び遊休未働設備利用案」を作成實施したこと、重要工場調査規則の施行に伴ひ加重せらるべき會員の負擔を輕減すべく商工省に具申すると共に、本調査に關せる資料調整及び斡旋をなしたこと、公定價格の實施、製鐵原價計算準則の立案等が、政府の計畫に參畫し協力したる主要なる事項として擧げられる。

第三節 鐵鋼價格對策

一、銑鐵公定價格の實施

會の仕事として第一に着手したのは、鐵鋼價格對策の立案である。十六年五月、理事會に於いてその立案方針を決定し、爾來商工省と緊密なる連絡の下に、各社の原價計算及び營業收支等の基礎的調査から取掛つたのである。

然しこの問題に就いては、八月十二日物價對策審議會に於いて、「銑鐵製造事業の採算より見て銑鐵價格に關し特別の考慮を爲すの要あり、然れども鐵鋼價格の引上は一般物價に影響す

る所著大なるべきに鑑み、政府はこの際各般の措置を講じ銑鐵製造事業の採算を可能ならしむると共に、鐵鋼價格は現在の程度に之を据置く」べき旨の答申が可決され、茲に政府の方針が確立した。斯くて銑鐵價格對策が取らることとなつて、その具體案に付き種々研究したる結果、その財源について十六年十一月の臨時議會の可決を見たので、銑鐵補償金制度を採用することになり、本統制會は之が立案に參畫し、昭和十六年十二月一日より本會統制規程に依り之が運用に當る事となつた。

銑鐵補償金制度が實施せらるゝこととなつた結果、新たに普通銑鐵（木炭銑、低燐銑その他特殊銑を除く）の公定價格を算定して、配給の圓滑化、合理化を圖ることとなつた。この爲に銑鐵公定價格案を作成して政府に提出したる處、政府は之を採擇して、昭和十七年一月十九日より銑鐵公定價格の實施を見たのである。

二、適正生産原價の算定

鐵鋼の價格は一應据置きと云ふ事に物價審議會で決定したのであるが、將來は總て適正原價

を基礎とする適正價格とならねばならぬ。従つて本會は鐵鋼の綜合的計畫價格の策定要綱を立案して政府に建議し、目下その實施を準備中である。

適正なる生産原價を知ることは、適正なる價格政策の基本であると同時に、事業經營を合理化し、その能率増進策を立つる指針である。各産業に於ける統一原價計算方式を制定することは、政府の基本方針として進行中であるが、本統制會も之に即應して、鐵鋼關係の實施案の立案に協力して、實施要領案及び作成心得案を作成し、統一原價計算の施行に努力した。

第四節 鐵鋼生産計畫の遂行

一、生産割當の實績

十六年度の生産計畫の遂行は、大東亞戰爭勃發の結果、原材料、労力及び輸送力等の生産諸條件が一段と悪化したるにも拘らず、關係官廳の支援と會員各社の努力に依つて、上期・下期を通じ、銑鐵、鋼塊及び鋼材の各生産實績は本會指示の生産割當に對して極めて良好な成績を

收めることが出來たと云ひ得る。

又、滿洲よりの輸入に付いては、滿洲側の協力を得て、十六年度物動決定數量の積出を、銑鐵に於いては三月中旬に完了したし、半製品に於いても概ね良好な積出を見た。

輸送力、原材料、労力、設備等を相互勘案し、その最大限の有效活用を圖るべく生産割當を策定することは、生産量確保上並に製造原價の昂騰を防止する上からも、絶對必要なる條件である。十六年上半期の生産割當に就いては、時既に遅きに過ぎたし、會も創立早々であつたので、十分の創意を盛り込むことが困難であつたが、下半期分については、新統制理念に基き、優秀工場への重點的生産割當を行ひ、又會員各社の協力を得て第四四半期よりは相當廣範圍に亘つて工場の整理統合を行つた。

尙ほ十七年の四月よりは、鐵鋼需給の不均衡を是正し、的確なる生産配給を行はんが爲に、鐵鋼需給の計畫化を實施することになつた。

從つて今後は、鋼材の總生産量は物動計畫に依つて決定されるけれども、品種別需要の大勢は、四半期毎に期前に明確に察知し得るのであるから、この需要の大勢を基礎として生産計畫

を樹立し得るのであつて、需給の連繋は一層緊密なものとなり、各工場の生産は著しく計畫化されることことならう。又、十七年度は造船用の厚板需要が飛躍的に増大するであらうし、鋼管の需要増加も必至であるから、これ等品種に就いては能ふる限り増産に努めてゐる。

本期内に於ける工場用資材は、全般に亘つて緊迫の度が加重せられ、その結果、消費割當數量も期毎に漸減を餘儀なくせられたけれども、この間、本會としては、會員に消費節約の勵行を徹底的に慾望すると共に、他方、關係官廳及び配給統制機關とも常に緊密なる連繋を保ち、逼迫顯著なるものについても最低所要量を確保し、且つ現物入手に就いても、積極的に斡旋の勢を採つた結果として、幸ひ鐵鋼生産計畫の遂行に甚大な影響なく推移したのである。

二、勞務關係の諸斡旋

鐵鋼業界全般を通じて、勞務者は不足を告げて居るのであるが、勞務動員計畫の關係上、勞務關係諸法規手續等が益々複雜となつた爲、本會は政府とも十分連絡を遂げ、勞務確保の斡旋に協力し、その結果として、昨年四月—十二月の間に雇入れた者は、三月末現在數の二七%に

及ぶと云ふ成績を收めた。然し他方、この間の解雇が二〇%にも達して居るので、純増は僅に七%にしか過ぎない。従つて勞働力維持の上から解雇の關係を検討し、移動防止を圖るを緊急と認め、専門委員會を設置してその原因並に對策を考究する豫定である。

さらに勞働力不足の對策として、半島人勞務者の移入を計畫し、關係當局の贊同を得たる爲に、本會に於いて移入斡旋手續を代行して、十六年度に移入承認を受けたるもの十五社十八工場に達し、何れも五月中には移入完了の見込である。現在迄に移入せる者を觀れば、その素質頗る良好でその成績を十分期待し得るものと認めらる。

以上の外に、本會は勞務者用消費物資の斡旋或は配合の取扱ひをなし、又從業者の鍊成に關しては、未だ經驗少き工場にその計畫を助長し、必要なる講師並に道場の斡旋を爲す要あるものに就いては、順次その手配中である。

第五節 原料供給と運輸對策

一、原料供給への諸努力と鐵鋼原料統制會社の設立

原料供給の問題は、現下のわが國鐵鋼業に取りて最も重大なる問題である。第一章に於いて述べたごとく、わが國の製鐵原料は海外の原料に依存するもの至つて多く、英米はこの點を豫期して、對日禁輸政策を取つたのであるから、その結果、鐵鋼業の蒙つた影響は當然小なるものでなかつたのである。このことがわが國の鐵鋼統制會の設立を早めたる重要な動機であり、又本會にとつては、原料の海外依存性を一刻も早く脱却して、日滿支を通ずる綜合的開發計畫の實施に依つて原料を確保し、自給自足を圖ることを重且つ大なる使命とするに至つた。然るに、十六年下期には、大東亞戰爭勃發せる爲、國家は多數の船舶を必要とし、船舶輸送も從來とは相當に條件を異にする事態となつて、原料の供給には又新たなる問題を投するに至つたのである。

こゝに於いて、本會は關係官廳と一致協力して、一方には、帝國滿僑株式會社、日本石炭會社等の統制會社と緊密なる連絡を取り、或は重點積取りを行ひ、新供給先を斡旋し、又一部貯

鑄中より分譲を受くる等の對策を講ずる他方に於いては、國內の技術的改善、その爲に必要な調査に努むる等、問題解決に専ら努力した結果、その成果は著しきものがあつた。

アメリカの禁輸政策の中心と目される屑鐵の如きは、第三國に期待せず、獨自の需給計畫を樹つると共に、金屬類特別回収運動に全力を擧げ、良好なる成績を收めてゐる。重油に關しても、その配給量が減すべきことは止むを得ざる處であるので、本會は既定方針に基き設備轉換を促進すべく努め、その爲に甚だしく生産が減ずると云ふ事態を生ずることもなくすんだのである。

以上の如き努力の結果として、昭和十六年度の上、下期を通じ原料の供給はさしたる支障なく遂行せられ、生産計畫に齟齬なからしむるを得たのは幸ひであつた。而して今後は、大東亞共榮圈の確立發展に伴ひ、わが國鐵鋼業の依存すべき原料資源も鴻大なるものとなり、原料供給の問題も遠からずして面目一新するものとならう。

昭和十六年度に於いてなされたる原料供給對策のうち特筆すべきことは、『鐵鋼原料統制會社』の設立である。先述した様に、銑鐵補償金制度が立案せられ、實施せらるるに及んだが爲

に、之に即應して、銑鐵の一元的買取り並にその計畫的配給に關する業務を、日本鐵鋼原料統制株式會社に一任することに決定し、その結果として、從來銑鐵の指定配給統制機關であつた日滿鐵鋼販賣株式會社を解散することとなつた。

かくして、日本鐵鋼原料統制株式會社を改組擴充して、昭和十六年十月一日、その名稱を『鐵鋼原料統制株式會社』と改め、更に十二月一日より會社は、鐵鋼需給統制規定に基く銑鐵の配給統制機關の指定を受け、爾來、國內生產銑鐵の一元的買取並に配給業務を擔當しつつあるのである。而して、本原料統制會社は後述する『鐵鋼販賣統制會社』と共に、『鐵鋼統制會』の内包機關たるの性質を完全に具備するに至つたのである。

二、海運對策の諸要件

次に運輸對策に就いて簡単に述べよう。現下の鐵鋼生産力を制約する主要條件は多々あるが、從來必ずしも重要視せられざりしものにして、最近著しく重大化したるものは、輸送力である。就中、主原料及製品の多くが海運によること、及びその數量が龐大であることのため、

海運力の如何は直ちに鐵鋼生産力を左右するまでに至つた。この對策として、統制會では運輸の綜合的能率増進策を講ずることになつたのである。従つて本統制會は、政府各機關及び海運統制團體並に會員と緊密なる連繫を保ち、昭和十六年度に於いては、次の如き運輸對策を講じて時局に對處したのである。

- 一、船腹割當の確保
- 二、船繩及荷役能率の増進
- 三、鐵道輸送への轉換
- 四、機帆船の獲得

第六節 鐵鋼配給機構の整備

一、鐵鋼需給の計畫化

鐵鋼配給機構の改善も亦、本會に與へられた重要使命の一である。大東亞戰爭の勃發進展に

依つて軍民需を通ずる需要は一層増大し、需給の不均衡は顯著となつたが、本會は次の如き対策を講じて鐵鋼配給の圓滑化に努力した。

既發行鐵鋼割當證明書で鐵鋼未入手なるものは相當量に上り、鐵鋼需給の不均衡甚だしき情勢であつたので、これが諸因を除去して、緊急事態に即應する必要があつた。そこで從來の生産、配給方式を刷新し、鐵鋼需給の時間的、量的適合を計り、物動計畫の完遂を期さんが爲、鐵鋼需給の計畫化を關係官廳と協議決定し、昭和十七年第一四半期より實施を見るに至つた。

(附錄九參照)

二、日本鋼材販賣株式會社の設立

鐵鋼原料及び銑鐵方面の機構として、鐵鋼原料統制會社の創立せられたることは先述した通りであるが、鋼材配給機關としても適正迅速なる配給の實を擧ぐる爲、從來の日本鋼材、第二鋼材、钢管販賣の三社に分割せられたる機構を一元的機構に改正すべく、前三者を解散して、昭和十六年十二月十二日、『鐵鋼販賣統制株式會社』を創立した。

原料統制會社と共に販賣統制會社も亦、本會が資本の全額を保有するのみならず、社長その他の重役の多くも本會より出し、完全なる本會内機關たる本質を備ふるに至つたのである。而して取扱品種も、日滿鐵鋼販賣會社取扱品中の半製品を包括し、又、從來配給統制機關を通ぜざりし一社製品をも包括し、鋼塊、半製品をも加へて、鋼材を全面的に會社の取扱に一任する事となつた。而して同會社は昭和十七年一月九日附を以て法的配給統制機關として商工大臣の指定を受け、本會との有機的連携の下に一元的配給統制業務を遂行することとなつた。

三、委託店、指定問屋（シヤー及び取扱店を含む）及び特約店

の整理統合

從來の問屋一七七店中、委託店に選定せられたるものは八社で、問屋として新たに選定せられたるもののが九八店ある。尙、特約店の整備に就いては目下立案中である。（附錄九參照）

四、新地區制の採用

從來、各品種に亘る地區制の相違を、左記方針に基いて統一することとなつた。

(1) 朝鮮、臺灣は、大阪地區に包含せられて居たが、新たに朝鮮地區、臺灣地區として分離する。

(2) 樺太、北海道は、東京及び大阪の共同地區であつたが、これを東京地區に編入し、共同地區を廢止する。

(3) 品種別各地區に屬する府縣に條件の差異があつたものは、之を統一する。

五、共同配給制の確立

鋼材使用効率の増進と需要の緩急に應ずるが如き適切なる配給の實行を計る爲には、問屋及び特約店の仕入及び販賣を統制して、共同仕入、共同販賣の觀念を實現する必要があるので、昭和十六年七月、地區別、品種別、階層別に共同配給制實施方針を決定して、新選定問屋に全品種に亘つて單一部會の下に共同配給制を實施することとなつた。

第七節 會員との連絡及び調査

一、綜合的實情調査臺帳の完成

本會は、元來、鐵鋼業者の自主的統制團體であり、業者の創意と責任とを事業運營上的重要要素とする。従つて、本會と會員との間は、常に脈々たる血液が流れてゐるやうな完全な連絡がついてゐなければならぬ。この方法を如何に達成するかは極めて重要事で、その成否は直ちに本會業務の生命を左右するものである。かくして、その方法は、本會希望案を以て會員と打合せを行ひ、爾來逐次改善、追加をなして居り、生産勞務の如き各種委員會の開催を増加し、又十七年二月九日にはかかる趣旨に従つて、「工場駐在員規程」を制定して、會長の指定した工場に對して夫々本會工場駐在員を派遣するに至つたのである。

新統制理念に基き、全鐵鋼業を最も適正に效果的に統制せんとする場合、その第一要件は、指導者が鐵鋼業の眞相を、確實敏速に知ることである。工場の實情は既に明かだとも云へるが、日滿製鐵工場の實情を正確に綜合的にまとめたものは、官民間に絶無と云ひ得る。

創業早々着手したものは、會員の工場事業場の實情調査である。凡ゆる計畫の基礎をなす製

鐵設備の公稱能力にしても、その設定當時に於ける原料、技術、その他の條件が相當に變動してゐるので、現在の實際能力は公稱能力と相當の懸隔があると思はれる。その他、原材料の供給及び貯藏狀況、勞務、技術狀況等の現狀を綜合的に正確に知ることが、凡ゆる計畫、調整の基本である。故に、本實情調查は文書調査と現地調査に區分して慎重に行はれたので、その爲に長時間を要したのであるが、その結果は我國唯一と云ふべき工場の綜合的臺帳が完成した。今後は續けてこれが補正をなして行き、鐵鋼業に關する戸籍臺帳として、完壁を期する積りである。

この臺帳が完成した爲に、今後は各方面で無統制に行はるる鐵鋼事業調査の如きは、一切本會を利用すればよいこととなつて、各會員に各別に照會する手數と時間を節約し得る利益は大きい。

二、未働遊休設備の調査

その他の調査としては、鐵鋼原材料の逼迫に應すべく設備營團が設けられ、これが遊休設備

活用と鐵屑回収の目的で、未働遊休設備を買受くることとなつたので、各社の遊休設備を調査したる外、關東、關西の工場地帶に於ける員員工場の地盤沈下狀況とその防止對策、及びそれが生産に及ぼす影響等についての調査、壓延機軸受の單純化並に代替品使用可能の程度に関する調査等を實施した。

本會は未だ創立後日が淺く、現在の處では調査及事務連絡の制度は、完備の途上にあるのであつて、その爲に過渡的期間として業者に多量の調査依頼を一時に申し入れた事もあつたが、これに就ては大なる國家目的上の新任務としての必要性を認め、適正なる了解を得たいものであると希望して居る。

調査事務の一部として、本會は機關誌「鐵鋼統制」を刊行して居る。本誌は、鐵鋼統制會の機關誌たるに鑑み、逐次その内容を専門化し、斯業の發展に直接寄與せんとするものである。

第八節 外廓團體との連絡

鐵鋼統制會は、製鋼原鐵協議會、銑鐵協議會、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、日本鑄鋼協議會

及び日本フェロアロイ協議會の六種の、所謂外廓團體との業務連絡に關しては、特設部を設けて、統一性を有する事務遂行を期さんとして居る。

特殊鋼生産の擴充に伴ひ、製鋼用原鐵の重要性は著しく増大しつつある。本會は前に政府の製鋼原鐵需給統制要綱の立案に參畫したが、その趣旨に基き、昭和十七年一月七日、製鋼原鐵協議會を設立して、同會會員として原鐵製造業者の殆ど全部を網羅し、その運營には本會が當り、爾來、原鐵需給統制事務の運營に任じて居る。

銑鐵協議會會員の生産する處の所謂盟外銑は、鐵鋼需給情勢の變化に伴つて頓に重要性を増大したので、これが需給並に價格の適正化を計る必要を生じ、目下具體策を確立すべく銳意努力中であるが、その一方策として、昭和十六年十一月に本統制會は、從來の銑鐵協議會を改組擴充した。そしてその運營も本會に委任せられたので、爾來、機構運用の整備強化に着々邁進して居る。

その他の外廓團體、即ち特殊鋼協議會、日本鑄鋼協議會、鍛鋼協議會、フェロアロイ協議會に就いては、指導連絡の具體的方式を近く決定すべく、目下これ等協議會の實情を調査すると

共に、これ等各團體と統制會の會員との間に於ける原料の調整、その他の事務に從事してゐる。

第九節 その他の事項

一、技術部・會

戰時下に於ける原材料、副原料の品質低下、勞務者の不足、運輸力減退等、次第に窮屈化し行く諸條件を技術的に克服し、生産を維持增長するは最も緊急を要する本會の課題である。この爲に、會員相互の技術の交流、公開によつて技術的水準を向上せしめ、且つ技術的研究を促進せしむべく、本會に於いては、關係官廳及び會員各工場の責任ある技術員の參集を乞うて、十六年度中、左記の部會を開催し、現下のわが鐵鋼業に於て最も緊急を要する諸問題に就き懇談し検討を重ねたのである。

一、製鐵技術者緊急會議

二、平爐部會

三、熔鑄爐燒結事項會議

四、壓延部會

五、厚板技術部會

六、製鋼用鑄型ロール審査委員會

二、表 彰 規 定

前に政府は、昭和十六年度より鑛山労務者の表彰を実施しつゝあるが、本會に於ても昭和十七年一月一日より表彰規定を設け、該當するものゝありたる時はこれが表彰を行ふこととなつて居る。

本會の表彰の特色は、表彰の対象となるものは主として會員又は工場、事業場の如き團體であり、これに對し、個人表彰は從たる位置にある點である。本會は表彰委員會を設けて、表彰方法を審査せしめ、毎年五月一日に定期表彰を行ふ事に決定したのであるが、本年は他の諸事情によつて若干表彰時期が遅れるものと見られる。

第三章 鐵鋼統制會今後の動向

第一節 經濟再編成の中核體——統制會の内部強化

鐵鋼統制會は、上記の如く設立以來一年、法的團體として發足してより約半歳を経たのであるが、この間、統制會の積極的行動を必要とする事態は、大東亞戰爭の開始及びその輝しき戰果の躍進的進展と共に、益々痛切となり本會の事業は、文字通り多忙の裡に終始したのである。

素より創設早々のことでもあり、又、周囲の事態著しく深刻なる様相を呈したる爲、本會の施策も充分を期し得なかつたのであつて、統制會としての眞の活動は正に今後に在りと謂ふべきである。

過日、政府より發表せられたる「大東亞建設基本方策」にも示されたる如く、我々は先づこ

の大戦争を勝ち抜き戦ひ抜くために、その保有する全能力を集中すべきであり、これが爲にはその全能力を擧げて國家目的に集中歸一せしめるが如き方策を講じなければならぬ。この國家目的と箇々企業體の實行達成とを全聯的に連結し、最高度の能率を擧げしむる爲に、統制會の任務なり、役割なりは正に重且大なるものがあるのであつて、今後の統制會運營も亦、茲にその基調を置くべきであると信ずる。

即ち、統制會は、內的に之が内容の充實向上に更に努めると共に、外的に會員との連繫をより以上緊密化し、全く一身同體的な存在へ強化しなければならない。又、統制會の實施する指導についても重點的にこれを行ふと共に、目捷の急變事項乃至は局部的事項に忙殺される事なく、可及的に抜本塞源的なる恒久性ある高度の指導力を發揮し、實施の細目に關しては努めて民間事業者の創意工夫を活用する如く措置しなければならない。

統制會が、經濟再編成の有力なる直接因子として活動しなければないことは現下の要請である。我國經濟の完全なる編成を遂行する期間に於ては、若干の混亂は免れがたいとは云へ、統制會は躍進的經濟事象に先行して行かなければならぬ任務をも有してゐる故に、その内面的

充實及び能力結集に種々困難な事情が存する場合に於いても、統制會を構成するものはつねに一致協力し、統制會の内容充實を速かに顯現せしめなければならない。

第二節 権限委譲問題に就いて

次ぎに、統制會を繞る外面的關係に在る問題であるが、先づ近く行はるべき政府権限の一部委譲の問題がある。統制會に委譲せらるべき権限の内容に關しては、目下政府より種々内示もあり統制會の意見も上申せられてゐるが、要はその内容の如何よりは、この権限委譲を必要とする經濟運營の現状、或ひはその必然性に就て、政府當局者は素より關係人士の正當なる認識が重要なのである。

統制會は委譲された権限に物を言はせるのではなく、この委譲に依つて得られる經濟關係官民諸氏の統制會運行に對する絶大なる協力に依つて、本来の任務を完遂せんとするものであつて、この権限委譲に依り、事務簡捷が具體的に實現したり、會長の有する統制力が強化せられたりする事をも希望する譯であるが、眞の效果は、より以上高速な處に在ると信ずる。

即ち、統制會が今後に於て愈々本格的な活動に入る場合、その障害とも稱すべきものは、統制會運用の方式に合致せざる還境の未だ若干存在するとも考へられるが、これが打開に關しては、その運營に對して絶對的なる外的な協力乃至は統制會育成の努力が必要であつて、この協力、又は努力を得る爲には、今回の權限委讓問題は寛に大いなる效果を有するものと信ずる。

第三節 各統制會の横の連繫及び政府立案への參畫

次に、他の統制會との連繫に關する問題である。中央集權的統制の進展に伴ひ、當事者の最も意を注ぐべきは、産業別の横斷的連繫であるが、經濟關係全般の急速なる處理にも亦この事が肝要である。

特に中央集權的統制の長所の一は、中央部に於ける横の連絡緊密化に在るのであつて、今後各統制會は同一水準を保つて各その發達に努めなければならないのである。而して、この中央部に於ける横斷的連繫は、只に各統制會の任務に限定せらるべきものでなく、軍官民の協力を通じて實現せらるべきものである事は言ふ迄もないことであつて、これが爲、特にその方面の

中権に居られる諸賢の協力が望ましいのである。これ即ち、統制會今後に於て努力すべき重要な問題であると考へる。

次ぎに、統制會の扱ふべき業務に就いて一言して置きたい。統制會の業務に付ては、前掲定款第一條及第二條に明らかにされてゐるが、各種の國家計畫に統制會が立案參畫する點に關しては、既に専門的な立場から各々之を實行してゐるとは云へ、更に統制會として考慮すべき事柄は、單に計畫の立案參畫に止まらず、寧ろ進んで計畫策定の方針審議に十分なる意見を上申すべきであると考へる。

この問題に關しては、既に過般、大東亞建設審議會の委員に會長が任命せられ、理事長は其の幹事としての命を受けたのであつて、微力乍ら若干の御奉公を致した次第であるが、斯る特殊の問題に限らず、統制會は總てを綜合的に把握する努力を平素より試み、専門的立場に固執し偏狹に墮する危険を避け、進んで建設的、且つ包括的意見をも内蔵しなければならぬと心得る。

かかる觀點よりして、統制會は素より各々専門的な見地に立ち、與へられたる部門の事業

に對し忠實に之を遂行するは勿論、同時にその幹部は、他部門又は全體の事情をも咀嚼消化し、各種主要方針の決定に對し充分なる奉仕に任すべきであると考へる。

第四節 軍需生産の增强

尙、統制會の現在取扱ふ業務に就いて、改善すべき具體的事項の一は、需給に關する部面に於てである。鐵鋼統制會が鐵鋼の綜合的一元統制に任する以上、所謂民需の調整に參劃するのは當然であるが、更に全體を把握してその需給に誤りなきを期する爲、軍需との關係には一層十分なる考慮を拂ふべきである。

前言せし如く現在及近き將來の施策は擧げて、軍事能力の增强に集中すべく、特にその所要資材たる鐵鋼に於ては然りであつて、鐵鋼統制會としては、軍及び官廳と密接なる連絡を保持し、その生産增强の目標及び效用率をより以上適確に察知する事が肝要である。勿論この事は國家機密の重要な部分を占むるものもあるから、如何に一元統制と謂ふも自らその取扱には限度もあり、且つ又慎重なる方法を要する事は勿論であるが、鐵鋼統制會としては、十分この

方途に向つて努力を致して行きたいと考へてゐる次第である。

第五節 日滿支を母胎とする東亞鐵鋼共榮圈の確立

次に、鐵鋼統制會の今後の地理的活動範圍の問題に付てである。定款第一條にも示された如く、その設立の當初より東亞共榮圈を活動の對象範圍として豫定して居るのであるが、既に、御稜威の下、皇軍將士の勇奮敢鬪に依つて戰果は汎く大東亞共榮圈に及び、早くも各占領地域には軍政部が設置せられ、着々として、建設の歩を進められてゐるのであつて、愈々吾人の活動範圍も本格的なものとなつた次第である。又、從來東亞共榮圈の母胎として、相互に協力し來つた善隣滿洲國及中華民國に於ける鐵鋼界とは、その緊密性は益々昂揚せられ、滿洲國に於いては、目下鐵鋼統制會滿洲支部の設置準備中であり、又、華北に於いても一大製鐵所設置に關し、鐵鋼統制會と連繫し種々具體的協議を進めつつある。

これを要するに、鐵鋼統制會今後の動向は、設立第一年度に引續き、その內面的充實を圖ると共に、軍官民の多大なる協力を得てその活動の圓滑化及び本格化に努力し、地域的には、第

一年度に於ける本邦製鐵事業の整備より進んで大東亞共榮圏に於ける自主的製鐵業の確立を實現する爲、廣く大東亞共榮圏に於ける製鐵事業の擴充整備に盡力せんとするものであつて、何れも極めて困難なる事情無しとせざるも、烈々たる信念と、眞に國家目的に歸一せんとする國內各層人士の熱意協力、及び圏内各國並びに各地域に於ける共榮圏理想顯現に對する欣然たる協力とに依つて、一路所期の目的達成を圖らんとするものである。

第六節 緊急対策と恒久対策の全的活用

而して、茲にこれが具體的施策の各々に關し今列記する事は避けねばならぬが、今後に於ける統制會の事業を大別して讀者の参考に供せば、次の通りである。即ち、生産の增强及び需要の充足は、統制會本來の目的であつて、これを實現する爲の期間的方法としてそれを緊急且つ應急的方策と恒久的確立方策との二つに區分する事が出来る。

緊急且つ應急的方策は、現下の戰爭能力の維持増強を目的とし幾多の困難を打開し必需量を確保せんとするものであつて、恒久的確立方策とは、大東亞共榮圏に於ける自給自足經濟の確立進展に寄與せんとするものであつて、吾人は先づ緊急且つ應急的方策の實施に銳意努力すると共に、他面、恒久的方策を慎重に練らねばならない。

これを地理的に考察すれば、緊急、且つ應急方策としては本邦を中心とする既設設備所在地に於ける問題であり、恒久的方策としては、廣く大東亞共榮圏を打つて一丸とした問題である。これを更に生産過程に依つて考察すれば、製品化の工程は本邦を中心とするものであり、南方に對しては鑛石等の供給を充行期待することとなるのである。而して、その緊急策は、生産の維持増強を目的とし、その爲には

一、現存施設の最高度活用

二、急速擴充

を必要とする。又、これを原料の面より觀察すれば、南方鑛石の豊富且つ急速な供給は、現下の輸送力及鑛區開發狀況より見て、相當時日を要すると考察されるのであつて、速急には先づ本邦及近接地帶の原料を十分活用しなければならない。

而してこれ等の原料鑛石は、一部を除き大部分はその品質優良ならざるものと豫想しておか

なければならぬのであつて、そのため引續き、原料の節減を圖ると共に、低品位鑛石の利用法に就いて、十分なる研究手段を盡さなければならない。即ち、舊來の技術を以つてしては不可能と考へられるものをも克服する不屈不斷の努力を拂はなければならないのである。

更に、輸送力の問題にしても可及的に銑鋼の原料需給を、地域的に形成し合理化し、輸送力の輕減を圖らねばならない。又、労働力に就いても、十分なる節用と活用とを圖らねばならぬが、大東亞戰爭の経過に従して明らかなるが如く、特にその任務に從事する人々の精神力の高揚に全的な重點を置いて、十全な考慮を拂ふべきである。

數へ來れば數限りなき障害が前途に横たはるとは云へ、現下の戰爭能力の更なる維持増強、更にその後に來るべき諸建設所要物資を生産する爲の鐵鋼の供給は絶對的要請であつて、我々斯業に從事する者、特に鐵鋼統制會に課せられたる任務たるや正に重且大と謂はざるを得ないのである。

鐵鋼供給の恒久的確立に關する根本方策に付いては、大東亞建設審議會に於いて決定さるべき、政府發表を待つて、今後、當局の斡旋、監督下に、各方面の知識を動員すべく、その任務

達成こそ鐵鋼統制會の從事すべき今後の主要課題である。それは前記緊急策とも不可分のものであり、速かに具體的方針を樹立し、方針實施に移るべきものと考ふるが、關係するところ極めて廣汎多岐であり、且つ單純なる産業計畫と看做すことは困難であるため、十分慎重に意を用ひてその促進をはかつて行かなければならぬ。

以上、鐵鋼統制會としての今後の動向を數個の項目に就いて述べたが、單なる示唆に止まり本文の目的に適はぬ點もあらうかと考へるが、統制會の進路はその設立にあたつて統制會理念が採用せられたる時に、既に定められてゐるものであつて統制會方式の必然性に従ひ、わが經濟體制が再編成されつゝある現在に於いては、大東亞共榮圈の建設の窮極の目的に向つて、誠心誠意その全精力を傾倒するのみと考へる次第である。

關
係
附
錄

第一 鐵鋼統制規則

商工省令第二十六號（昭和十七年三月二十八日）物資統制令ニ基キ鐵鋼統制規則左ノ通定ム。

鐵鋼統制規則

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ特殊鋼需給統制規則第一條ニ掲グルモノヲ除クノ外銑鐵、鋼塊、壓延鋼片（シートバー、ティンバー及スケルプヲ含ム）及壓延鋼材ヲ謂フ。

第二條 重要產業團體令ニ依ル鐵鋼統制會（以下鐵鋼統制會ト稱ス）ヘ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）別ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スベシ。

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ。

第三條 製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ商工大臣ノ指定シタル會社（以下統制會社ト稱ス）以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第四條 統制會社以外ノ者ハ製造業者ヨリ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ前條

但書ノ許可ヲ受ケ譲渡スル鐵鋼ヲ譲受クル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

第五條 統制會社及其ノ指定シタル鐵鋼ノ販賣業者（鋼板ノ剪斷業者ヲ含ム以下指定販賣業者ト稱ス）ハ販賣（剪斷シテ爲ス場合ノ販賣ヲ含ム以下同ジ）ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵鋼ヲ

販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第六條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ鐵鋼ヲ所有スル者ニ對シ譲渡ノ時期、價格其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ鐵鋼ノ保有ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ保有スル鐵鋼ハ商工大臣ノ指示ニ依ルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第七條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ重要物資管理營團又ハ統制會社ニ對シ數量其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ鐵鋼ノ保有ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ保有スル鐵鋼ハ商工大臣ノ指示ニ依ルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第八條 統制會社ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ指定販賣業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

商工大臣ハ鐵鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ指定販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第九條 鐵鋼ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體（以下需要統制機關ト稱ス）

ニ於テ發行シタル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ譲渡シ又ハ譲受クルトキ

イ 御料品

ロ 統制會社又ハ重要物資管理營團ガ賣渡又ハ保有ノ目的ヲ以テ買受クル鐵鋼

ハ 指定販賣業者ガ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル鐵鋼

二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項第二號ノ許可ハ鐵鋼ノ譲渡人又ハ譲受人ノ何レカ一方ニ於テ受クルヲ以テ足ル

第一項第三號ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ニ依ラズシテ鐵鋼ヲ譲渡シタル者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ其ノ譲渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スペシ

第十條 製造業者ハ鐵鋼製造用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ヲ除クノ外需要統制機關ヨリ交付ヲ受ケタル鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ超エ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十一條 鐵鋼統制會ハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期

間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間（以下各期間ヲ四半期ト稱ス）ニ於ケル需要統制機關ニ對スル鐵鋼ノ種類別割當數量ヲ當該需要統制機關ニ通知スペシ

需要統制機關ハ前項ノ規定ニ依リ鐵鋼統制會ヨリ通知ヲ受ケタル鐵鋼ノ種類別割當數量ノ限度ヲ超エ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十二條 商工大臣ノ指定シタル需要統制機關ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書へ別記甲號様式ニ、其ノ他ノ需要統制機關ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書へ別記乙號様式ニ依ルベシ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル需要統制機關ニ於テ當該需要統制機關ニ付前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定アリタル日ノ屬スル四半期以前ニ於ケル鐵鋼ノ割當數量ニ付發行スル鐵鋼割當證明書へ前項ノ規定ニ拘ラズ別記乙號様式ニ依ルベシ

需要統制機關ニ於テ發行シタル別記乙號様式ノ鐵鋼割當證明書へ當該需要統制機關ニ付第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定アリタル場合ニ於テハ其ノ指定アリタル日ノ屬スル四半期ノ翌四半期以後ハ無效トス

需要統制機關鐵鋼割當證明書ヲ發行セントスルトキハ鐵鋼統制會ヨリ交付ヲ受ケタル用紙ヲ使用スベシ

第十三條 鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ讓使用スベシ

受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該鐵鋼割當證明書ヲ自己ノ屬スル需要統制機關ニ提示シ之ニ其ノ證印ノ押捺ヲ受クベシ

第十四條 鐵鋼割當證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者ガ當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ讓受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 業務ニ關シ使用スル目的ヲ以テ讓受ケタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ統制會社又ハ重要物資管理營團ニ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ讓渡シタル者ハ遲滯ナク當該鐵鋼割當證明書ノ相當欄ニ讓渡シタル鐵鋼ノ數量、讓渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名名稱及住所ヲ記入スペシ

第十七條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ讓渡シタル者當該鐵鋼割當證明書ニ定ムル種類別數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ讓渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ商工大臣ノ指定シタル統制會社ニ提出スペシ

統制會社ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ヲ其ノ提出アリタル月ノ末日迄ニ鐵鋼統制會ニ提出スペシ製造業者鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ使用シタルトキ

ハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ鐵鋼統制會ニ提出スペシ

第十八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條乃至第五條、第九條、第十條、第十四條又ハ

第十五條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十九條 製造業者ハ毎月末日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ生産數量、買受數量、賣渡數量及使用數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ鐵鋼統制會ニ提出スペシ

第二十條 指定販賣業者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ノ指定シタル統制會社ニ提出スペシ

統制會社ハ毎月末日迄ニ前月中ニ賣渡シタル鐵鋼ノ賣渡先別種類別數量及前項ノ規定ニ依リ提出アリタル前月分ノ報告書ノ概要ヲ記載シタル報告書ヲ鐵鋼統制會ニ提出スペシ

第二十一條 需要統制機關ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ發行シタル鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ鐵鋼統制會ニ提出スペシ

第二十二條 鐵鋼統制會ハ毎月十五日迄ニ第十九條、第二十條第二項及前條ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スペシ

第二十三條 指定販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ノ眞實ナル記載ヲ爲スペシ

一 買受ケタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、買受ノ年月日並ニ買受先ノ氏名名稱及住所

二 賣渡シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、賣渡ノ年月日並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所

三 每月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第二十四條 需要統制機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ノ眞實ナル記載ヲ爲スペシ

一 發行シタル鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量、鐵鋼割當證明書ノ發行ノ年月日並ニ交付先ノ氏名名稱及住所

二 每月末ニ於ケル第十一條ノ鐵鋼ノ種類別割當數量ニシテ鐵鋼割當證明書ヲ發行セザル數量

第二十五條 地方長官必要アリト認ムルトキハ指定販賣業者又ハ需要統制機關ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ店舗、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ヘ書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十六條 物資統制令第二十條第二項ノ證票ヘ別記丙號様式ニ依ル

第二十七條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スペキ書類ハ鐵鋼統制會ノ會員タル團體ヲ組織スル者ニ在リテハ鐵鋼統制會ヲ經由スペシ

附 則

本則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼需給統制規則ヘ之ヲ廢止ス

鐵鋼需給統制規則第三條但書、第九條第一項但書第一號又ハ同則第十三條但書ノ規定ニ依リ爲シタル許可ヘ之ヲ第三條但書、第九條第一項但書第二號又ハ第十五條但書ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

鐵鋼需給統制規則第九條ノ需要統制機關ニ於テ本則施行前ニ發行シタル鐵鋼需給統制規則第九條ノ鐵鋼割當證明書ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル需要統制機關ニ於テ發行シタルモノヲ除クノ外之ヲ本則ニ依ル別記乙號様式ノ鐵鋼割當證明書ト看做ス
本則施行ノ際第十一條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル需要統制機關ヘ鐵鋼需給統制規則第十條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ定メタル昭和十七年三月三十一日以前ノ期間ニ於ケル鐵鋼ノ數量ニ付テヘ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十二條第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル需要統制機關ニ於テ昭和十七年四月一日ヨリ同年六月三十日ニ至ル期間ニ於ケル鐵鋼ノ割當數量ニ付發行スル鐵鋼割當證明書ニ付テヘ之ヲ過用セズ

鐵鋼割當證明書			(部門略號)
第 號	昭 和 年 月 日 發 行	(發行擔任官又ハ需 要統制機關名及印)	
(割當期) 昭和 年度第 四半期(自 月 至 月)			
用 途	種 類	數 量	證明 數量
賣渡年月日	賣渡數量	備 考	
賣渡完了(昭和年 月 日)	尾 斷		
使 用 地			
請負人住所氏名			
使 用 地			
請負人所屬需要 統制機關名及證印			
合 計			

賣渡人住所氏名

鐵鋼割當證明書

(部門略號)

第 號 昭和 年 月 日發行

(割當期)昭和 年度第 四半期(自 月至 月)
(發行官廳又ハ需要
(統制機關名及印)

(割當ヲ受ケタル者ノ氏名名
稱及住所)

(使 用 地)道府縣 市 郡 町 村

用 途	種 類	數 量	基

(請負人ノ氏名
稱及住所)

(使 用 地)
(請負人ノ所屬
需要統制機關
名及證印)

賣渡年月日	賣渡數量	備 考

(賣渡人ノ氏名稱及住所)
(賣渡人ノ所組合名)

乙號様式 日本標準規格 A 5

(表面)

丙號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格 A 7
テ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

物資統制令第二十條ノ規定ニ依ル證票

(三)

號
昭和年月日交付

職
氏

國家總動員法第三十一条 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ 命合ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナハ
セル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査
國家總動員法第四十二條 第三十一ノ規定ニ依ル當該官吏ノ
百圓以下ノ罰金ニ處スル規定期定ニ依ル當該官吏ノ
物資統制令第二十條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規
二付テノ協力ニ關係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務規
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムルコトヲ得
テ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況
工一定ニ基キ關係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務規
二定ニ付テノ協力ニ關係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務規
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムルコトヲ得
テ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況
工鐵鋼統制規則第二十五條 地方長官必要アリト認ムルトキハ指
定販賣業者又ハ需要統制機關ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ指
定官吏ヲシテ店舗、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務
ノ状況若ハ書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得
鐵銅統制規則第二十六條 物資統制令第二十條第二項ノ證票ハ
別記丙號様式ニ依ル

第二 特殊鋼需給統制規則

商工省令第二號
(昭和十七年一月九日) 物資統制令ニ基キ特殊鋼需給統制規則左ノ通定ム

特殊鋼需給統制規則

第一條 本則ニ於テ特殊鋼トヘ電氣爐、ルツボ爐又ヘ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ材料トシテ製造シタル鋼塊、鋼片、壓延鋼材又ヘ鍛鋼（壓延鋼材ヨリ鍛造シタルモノ、珪素鋼板及デ鋼板ヲ除ク）ヲ謂フ

一 炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ磷及硫黃ノ含有量各一萬分ノ三以下

二 硅素又ヘマンガンノ含有量千分ノ八以上但シ珪素及マンガンヲ含有スル場合ヘ其ノ合計含有量千分ノ十五以上

三 ニッケル、クロム、銅又ヘアルミニウムノ含有量千分ノ四以上

四 タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、チルコニウム、硼素、ベリウム、ウラニウム又ヘタンタリウムノ含有量千分ノ二以上

五 前二號ニ掲タル元素（銅ヲ除ク）ニ以上ヲ含有シ其ノ合計含有量千分ノ四以上

第二條 特殊鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定スルモノ（以下生産統制機關ト稱ス）ハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別ノ特殊鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スペシ

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ特殊鋼ノ製造ヲ爲スベシ

製造業者ニシテ前條ニ定ムル鋼塊ノ製造ヲ業トスル者ハ第一項ノ指示ニ依ルニ非ザレバ特殊鋼ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ

前三項ノ規定ハ軍需ニ供スペキ特殊鋼（以下軍用品ト稱ス）ニ付テハ之ヲ過用セズ

第三條 製造業者ハ其ノ製造シタル特殊鋼（第一條ニ定ムル鍛鋼ニシテ棒鋼以外ノモノヲ除ク）ヲ商工大臣ノ指定スル者（以下配給機關ト稱ス）以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ軍用品ヲ賣渡ス場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 配給機關以外ノ者ハ製造業者ヨリ其ノ製造シタル特殊鋼（第一條ニ定ムル鍛鋼ニシテ棒鋼以外ノモノヲ除ク）ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ軍用品ヲ買受クル場合及前條但書ノ許可ヲ受ケ賣渡ス特殊鋼ヲ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 製造業者ハ特殊鋼製造用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ヲ除クノ外官廳ヨリ又ハ商工大臣ノ指定スル者若ハ團體（以下發行機關ト稱ス）ヨリ交付ヲ受ケタル特殊鋼割當證明書ニ定ムル特殊鋼ノ種類別數量ヲ超エ其ノ製造シタル特殊鋼ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 配給機關及特殊鋼ノ販賣業者（以下販賣業者ト稱ス）ハ販賣ノ目的ヲ以テ受ケタル特殊鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第七條 生產統制機關ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ配給機關又ハ販賣業者ニ對シ其ノ特殊鋼ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

商工大臣ハ特殊鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ配給機關又ハ販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第八條 特殊鋼ハ官廳ニ於テ又ハ發行機關ニ於テ發行シタル特殊鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ賣渡シ又ハ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一一該當スル特殊鋼ヲ賣渡シ又ハ買受クルトキ

イ 御料品

ロ 軍ノ買受クル特殊鋼

ハ 配給機關又ハ販賣業者ガ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル特殊鋼

二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第九條 發行機關ハ商工大臣ノ定ムル特殊鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ特殊鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ

第十條 特殊鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者當該作業又ハ工事ニ使用スル特殊鋼ヲ

買受クル爲註文者ヨリ特殊鋼割當證明書（軍ニ於テ發行シタルモノヲ除ク）ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該特殊鋼割當證明書ヲ自己ノ屬スル發行機關ニ提示シ之ニ其ノ證印ノ押捺ヲ受クベシ

第十一條 特殊鋼割當證明書ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ特殊鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ニ使用スル特殊鋼ヲ買受クル爲註文者ヨリ特殊鋼割當證明書ノ交付ヲ受クル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 特殊鋼割當證明書ト引換ヘ買受ケタル特殊鋼ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ軍ノ指示ニ依リ軍用品ヲ譲渡シ又ハ譲受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 特殊鋼割當證明書ト引換ヘ特殊鋼割當證明書ニ賣渡シタル特殊鋼ノ數量、賣渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名名稱及住所ヲ記入スベシ

前記ノ規定ヘ特殊鋼割當證明書ニ依リ特殊鋼ヲ使用シタル製造業者ニ之ヲ準用ス

第十四條 特殊鋼割當證明書ト引換ヘ特殊鋼ヲ賣渡シタル者當該特殊鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル特殊鋼ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該特殊鋼割當證明書ヲ軍ニ於テ發行シタルモノニ在リテハ生產統制機關ニ提出スベシ

製造業者特殊鋼割當證明書ニ定ムル特殊鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル特殊鋼ヲ使用シタ

ルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該特殊鋼割當證明書ヲ軍ニ於テ發行シタルモノニ在リテハ商工大臣ニ、其ノ他ノモノニ在リテハ生產統制機關ニ提出スベシ

第十五條 製造者ハ毎月末日迄ニ軍用品及其ノ他ノ特殊鋼ニ付前月中ニ於ケル種類別ノ生産數量、買受數量、賣渡數量及使用數量並ニ前月末ニ於ケル種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ軍用品ニ關スルモノニ在リテハ商工大臣ニ、其ノ他ノ特殊鋼ニ關スルモノニ在リテハ生產統制機關ニ提出スベシ

第十六條 配給機關及販賣業者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル特殊鋼ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量並ニ前月末ニ於ケル特殊鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ生產統制機關ニ提出スベシ

第十七條 配給機關及販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ノ眞實ナル記載ヲ爲スベシ
一 買受ケタル特殊鋼ノ種類別數量及價格、特殊鋼割當證明書ノ發行者賣渡ノ年月日並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所
二 賣渡シタル特殊鋼ノ種類別數量及價格、特殊鋼割當證明書ノ發行者賣渡シノ年月日並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所
三 每月末ニ於ケル特殊鋼ノ種類別在庫數量

附 則

本則へ昭和十七年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十五條乃至第十七條ノ規定へ同年一月一日ヨリ第二條第三項ノ規定へ別ニ定ムル日ヨリ之ヲ施行ス

第二條第三項ノ規定へ同條同項ノ規定施行ノ際現ニ製造中ノ特殊鋼ニ付テハ之ヲ適用セズ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定スル者若ハ團體ニ於テ本則施行前發行シタル特殊鋼割當證明書ハ之ヲ本則ノ特殊鋼割當證明書ト看做ス

鐵鋼需給統制規則別表甲號ノ第二號中「左ノ各號ノ一一該當スルモノ」ノ下ニ「但シ珪素鋼板及デ一钢板及ヲ除ク」ヲ加フ

商工省令第二十五號（昭和十七年三月二十八日）特殊鋼需給統制規中左ノ通改正ス

第一條第一號中「炭素ノ含有量千分ノ六」ノ下ニ「（線材ニ付テハ千分ノ八・五）」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三 鐵鋼統制會統制規程

第一條 本規程ニ於テ鐵鋼トハ銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品及普通鋼壓延鋼材「珪素鋼板及炭素含有量千分ノ六以上ノ線材ヲ含ム」ヲ謂フ

第二條 會員タル鐵鋼ノ製造業者（以下製鐵業者ト稱ス）ヘ一定期間毎ノ鐵鋼原材料タル鐵鑛、石炭及石灰石ノ用途別、銘柄別及取得先別需要豫定數量ヲ記載シタル原料計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第三條 製鐵業者ハ普通鋼鋼塊ノ製造ニ付會長ノ指示スル配合割合ニ從ヒ銑鐵及鐵屑ヲ使用スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ鐵鑛、マンガン鑛、石炭、鐵屑、銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品、製鋼原鐵其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ使用又ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第五條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル銑鐵ヲ總テ鐵鋼原料統制株式會社ニ賣渡スペシ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

會長製鐵業者ニ對シ前項ノ賣渡ニ付期限ヲ指示シタル場合ニ於テハ製鐵業者ハ其ノ期限内ニ

前項ノ賣渡ヲ爲スベシ

第六條 會長必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ鐵鋼原料統制株式會社ニ對シ鐵鋼、銑
鐵、普通鋼半製品其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ買受又ハ賣渡ニ關シ數量、價格、買受先又ハ賣渡先
其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 會長必要アリト認ムルトキハ日本鐵屑統制株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スル鐵屑ノ賣
渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第八條 會長必要アリト認ムルトキハ帝國滿俺株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スルマンガン鑛ノ
賣渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 會長鐵鋼原材料ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ鐵鋼原
材料ノ保有、交換、貸與若クハ借受又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトア
ルベシ

第十條 會長ハ製鐵業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ種類別生產割當數量ヲ指示ス

前項ノ指示ヲ受ケタル製鐵業者ハ之ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スペシ但シ設備ノ故障其ノ他特別
ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ製鐵業者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ製造見込數量ヲ會長ニ届出ヅベ
シ

第十一條 會長製鐵事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ製鐵業者
ニ對シ製鐵設備ノ新設、增設、變更、廢止、休止、讓渡又ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示
スルコトアルベシ

會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對
シ事業ノ開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又ハ共同經營ニ關シ必要ナル事項ヲ指示
スルコトアルベシ

第十二條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ製鐵技術ノ研究、改善、公開又ハ交流
ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十三條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ製鐵設備ノ建設狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スペシ

第十四條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ技術者及勞務者ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ
會長ニ提出スベシ

第十五條 會長鐵鋼ノ生產ノ確保ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ技術者
又ハ勞務者ノ作業能率ノ增進又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十六條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ヲ鐵鋼販賣統制株式會社以外ノ者ニ
賣渡スコトヲ得ズ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 會長必要アリト認ムルトキハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ノ買

受又ハ賣渡ニ關シ價格、受渡條件其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十八條 鐵鋼原料統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社鐵鋼ノ買受又ハ賣渡ニ付製鐵業者又ハ指定販賣業者ト基本協定ヲ締結セントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更ゼントスルトキ亦同ジ

第十九條 會長鐵鋼ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ種類及數量ヲ指示シテ鐵鋼ノ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第二十條 會長鐵鋼ノ販賣事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼ノ販賣ニ關シ販賣方法又ハ販賣機構ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十一條 鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社販賣業者ノ指定若ハ其ノ取消又ハ鐵鋼ノ販賣方法若ハ販賣機構ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ

第二十二條 會員ハ一定期間毎ノ鐵鋼及其ノ原材料ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル輸送計畫書ヲ會長ニ提出スペシ

鐵鋼原料統制株式會社、日本鐵屑統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社ハ其ノ指定販賣業者ノ取扱ニ係ル鐵鋼又ハ鐵屑ノ一定期間毎ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル指定販賣業者別輸送計畫書ヲ會長ニ提出スペシ

第二十三條 會員鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ニ付運輸業者ト運輸年度契約ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 會長鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ノ改善ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ荷役設備ノ新設、增設又ハ改造ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十五條 會員ハ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ノ一定期間毎ノ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書ヲ會長ニ提出スペシ

第二十六條 製鐵業者ハ其ノ製造スル鐵鋼ノ一定期間毎ノ原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スペシ

第二十七條 會員ハ一定期間毎ノ豫定損益計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スペシ

第二十八條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十九條 會員ハ毎事業年度經過後遲滯ナク財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及當該事業年度ノ收支決算ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スペシ

第三十條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上又ハ其ノ發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第三十一條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

- 一 鐵鑛、石炭、鐵屑其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ受拂ニ關スル事項
- 二 製鐵用資材ノ受拂ニ關スル事項

三 電力ノ使用ニ關スル事項

四 勞務者ノ移動ニ關スル事項

五 鐵鋼ノ生產、賣買及受拂ニ關スル事項

六 液體燃料、精製ガス其ノ他ノ副生物ノ受拂ニ關スル事項

第三十二條 鐵鋼原料統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鑛、鐵屑及鐵鋼ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十三條 日本鐵屑統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵屑ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十四條 帝國滿鐵株式會社ハ一定期間毎ノマンガン鑛ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十五條 鐵鋼販賣統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十六條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレタル會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ遲滯ナク眞實オル報告ヲ爲スベシ

第三十七條 第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條及第三十一條乃至第三十五條ノ期間、書類ノ様式及書類ノ提出期限竝ニ第二十九條ノ書類ノ様式ハ會長別ニ之ヲ定ム

第三十八條 會員ハ第四條、第六條乃至第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十四條、又ハ第二十八條ノ規定ニ依ル會長ノ指示又ハ命令ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第三十九條 會員ハ第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條又ハ第三十一條乃至第三十五條ノ規定ニ依リ提出スペキ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

第四 鐵鋼統制會統制規定概説

統制規程に關する法的根據

統制規程に關する法的根據としては、國家總動員法第十八條第五項、重要產業團體令第二十二條、第二十四條、第二十五條、鐵鋼統制會定款第七條第二項等の諸規定が擧げられる。國家總動員法第十八條には「政府は第一項の團體（統制會を意味す）に對し其の構成員（其の構成員の構成員を含む以下之に同じ）の事業に關する統制規定の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ、統制規定の設定若は變更を命じ又其の構成員、若くは構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得」と統制規定に就いての總括的な規定を設けてゐる。

次に重要產業團體令に於ては、其の第二十二條に「統制會は其の會員又は會員たる團體を組織する者の當該事業に屬する事業に關する統制規定を設定すべし」と規定して、統制會は必ず統制規定を設定すべき旨を定めてゐる。又其の第二十五條に「統制會の會員及會員たる團體を組織する者は當該統制會の統制規程に依るべき」と規定し統制會の會員及會員たる團體を組織されてゐる。

統制規定の内容

(一) 統制規程は統制會の行ふ統制の基準たるものである。然し乍らそれは統制會の所謂事業施行細則そのものではない。鐵鋼統制會の事業は、定款第六條各號に掲げられて居るが、その具體的内容並に事業執行の具體的方法は明文化されて居ない。是等の點に付ては定款第七條第一項に「本會の事業の執行に關し必要な事項は別に之を定む」と規定してあつて、鐵鋼統制會の事業施行細則とも云ふべき事業の具體的內容並に其の執行方法等は別に之を定むこととなつてゐる。而して統制規程は定款第七條第一項に謂ふ「別に之を定む」るものゝ單に一部を形成してゐるものであると云ひ得る。即ち、統制規程は會員の事業を統制するために設定せられたる規定であつて、統制會のなすべき全事業の執行方法を規定化したものではない。斯る觀點よりすれば、統制規程の内容とする所は自ら明かとなつて來る。一例を引いて見れば、定

款第六條第一號に掲げられてある如く、製鐵事業に於ける諸般の政府計畫に參畫することは鐵鋼統制會の最も重要な事業の一ではあるが、鐵鋼統制會が政府計畫に參畫することは直にこれが會員の事業を統制することにはならない。従つて、斯る事項は事業施行細則の内容とはなり得ても統制規定の内容とはならない。即ち、統制規程は鐵鋼統制會が統制運營上、會員の事業を直接統制する所の一定の基準であり、會員の側から之を見れば、鐵鋼統制會に對する一種の義務規程である、と解すべきである。

(二) 次に統制規程の具體的內容であるが、之に付ては重要產業團體令中には何ら示す所がない。重要產業團體令の建前としては、個々の統制會に於て、當該產業の統制上必要なりと認めらるゝ事項は適宜之を規定し得るのであつて、具體的に如何なる事項が盛られるかは各統制會の種類に應じて夫々異なるわけである。鐵鋼統制會に於ては、鐵鋼業に於ける原料生產（生產設備並に企業關係を含む）勞務、技術、配給、運輸、經理等に關する極めて廣汎なる統制を行ふに當つて、必要とする事項を本規程の具體的內容として盛つてゐる。従來、商業組合又は工業組合に於ては當該組合業務の一部に該當する統制規程は作成せられて居つたのであるが、會員の事業の全般に亘つて統制する所の統制規程は實に統制會の作成する本規程を以つて嚆矢とする。而して、統制規程の具體的內容を知悉するにはその逐條的解説に俟たねばならぬが、今こゝに、統制事項を中心として條文の總括的分類をなせば左の通りである。

(1) 原料統制に關する規定 鐵鋼原材料の統制に關する規定であつて、本規程中、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條等が之である。

(2) 生產統制に關する規定 鐵鋼の生産（生産設備並に企業關係を含む）に關する規定であつて、本規程中、第三條、第十條、第十一條、第十三條、第三十一條が之である。

(3) 勞務統制に關する規定 鐵鋼業に於ける勞務の統制に關する規定であつて、本規程中第十四條、第十五條、第三十一條が之である。

(4) 技術統制に關する規定 鐵鋼業者の技術に關する規定であつて、本規程中第十二條が之である。

(5) 配給統制に關する規定 鐵鋼の配給統制に關する規定であつて、本規程中第五條、第六條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一條、第三十一條、第三十五條等が之である。

(6) 運輸統制に關する規定 鐵鋼業に於ける運輸統制に關する規定であつて、本規程中第十二條、第二十三條、第二十四條等が之である。

(7) 經理統制に關する規定 會員の經理一般に關する規定であつて、本規程中、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條等が之である。

尙この外、特に留意すべき規定として、補償金に關する規定（第三十條）報告義務に關する規定（第三十六條）がある。

(三) 鐵鋼統制會の統制規程は、統制會の立場からすれば會員に對する指導權限を規定するものであり、會員の立場よりすれば一種の義務規定である、ことは前述の通りであるが、之を大體左の二種類に分類することが出来る。

(1) 法的命令規定 法的命令規定とは、條文其のものが所謂法的命令であり其の違反者に對しては當然に國家總動員法の罰則が適用される。本規程に於ては第二條、第三條、第五條、第十條、第十三條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條が之である。

(2) 法的命令となる規定 法的命令となる規定とは、命令を受けたる者が其の命令に従ふべき旨を本規程條文に依て強制せられたものである。即ち、第三十八條に「會員は第四條、第六條乃至第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十四條又は第二十八條の規定に依る會長の指示又は命令を受けたるときは之に従ふべし」と規定し、是等各條に依る會長の指示又は命令の法律的效力は法的命令と同一の效力を持たせてゐる。從つて、是等各條の指示又は命令に違反した場合は、法的命令の違反と同様に國家總動員法の罰則の適用を受ける。

統制規程適用の範圍

(一) 統制規程の適用を受ける者は、統制會の會員又は會員たる團體を組織する者である。而して、鐵鋼統制會の會員は鐵鋼統制會定款第四條に規定してゐる如く、鐵鋼の生産及び販賣並に製鐵原料たる鐵鑛、マンガン鑛及び鐵屑の販賣に關する事業（朝鮮に於ける當該事業を含む）を營む者及び是等の事業を營む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したる者であつて、昭和十六年商工省告示第千十三號に依て指定告示され、昭和十七年商工省告示第四十七號を以て改正された四十一社一組合（製造業者三十七社、統制會社四社、統制團體一組合）が即ち之である。又日本伸鐵工業組合の如く團體が會員である場合は會員たる團體を組織する者は日本伸鐵工業組合の構成員であり、從つて統制規程の適用を受ける者は以上の兩者、即ち本會員及日本伸鐵工業組合の構成員である。

(二) 鐵鋼統制會の會員は前述の會員（鐵鋼統制會定款第四條の會員）の外に定款第五條に依て統制會に加入せる會員がある。定款第五條に所謂會員とは、重要產業團體並に之が母體法を爲す國家總動員法の施行地域外に於て鐵鋼業を營む者である。鐵鋼統制會は其の定款第一條に掲げてゐる如く、東亞共榮圈内に於ける自主的鐵鋼業の確立を期する、といふ大目標の下

に設立されたものであつて、自然其の統制の及ぶ範囲は單に日本國內に止まらず、廣く滿洲、中華其の他東亞共榮圏の全體に及んでゐるのである。従つて、是等の地域に於ける鐵鋼業者をも包含し之を統制しなければ所期の目的を達することは不可能である。現在、斯る見地から積極的に鐵鋼統制會に參加してゐる會員は滿洲國に於ける鐵鋼業者のみであるが、將來、北支、中支其の他の地域に於ける鐵鋼業が發展し、相携へて東亞共榮圏内に於ける斯業の確立といふ大目標の達成に向つて邁進すべき時期が到來すれば、斯る地域に於ける鐵鋼業者も必然的に鐵鋼統制會に參加すべきものと見られてゐる。然しながら、斯る地域に於ける會員に對して日本國の法律である國家總動員法は其の儘は適用されず、又斯る會員は日本とは異なる地域的な特殊事情を持ち、統制上日本國內の會員とは多少取扱を異にするべき點もあるので、定款第五條には「會員と看做す」と規定してゐるのである。而して、斯る定款第五條に依る會員に對しては本統制規程は其の儘は適用せられないものである。満洲國關係會員に適用すべき點もあるので、定款第五條には目下鐵鋼統制會と關係當局との間に折衝立案中であり、近く決定されるのを待つて實施の豫定である。

定款第五條に依る會員に適用せらるべき統制規程と本統制規程と異なる點は斯の如く規程の内容の異つてゐるのみならず、其の效力も亦異つてゐる。既に述べた如く、定款第五條に依る會員は國家總動員法の施行地域外に於ける鐵鋼業者である。従つて其の統制規程違反に對しても國家總動員法に規定する刑罰は適用されず、統制會内部に於ける一種の秩序罰と目さるべき過怠者が課せられるのみである。

(三) 本統制規程は本會の會員、即ち鐵鋼の生産及び販賣並に製鐵原料たる鐵礦、マンガン鑛及鐵屑の販賣に關する事業を營む者に對して適用される。而して此所に謂ふ鐵鋼とは廣い意味の鐵鋼を指してゐるのであるが、統制規定に於ては「鐵鋼」に對して一つの定義を與へてゐる。即ち、統制規定第一條に「本規程に於て鐵鋼とは銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品及び普通鋼壓延鋼材（珪素鋼板及び炭素含有量千分の六以上の線材を含む）を謂ふ」と規定し、本規程の對象たるべき鐵鋼は、銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品及び普通鋼壓延鋼材（特殊鋼壓延鋼材なるも統制運營上普通鋼壓延鋼材と同様の取扱をなしてゐるものと含む）の生産及び販賣業者である。

統制規定の效力

(一) 統制規定は其の重要性に鑑み、之が設定及變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力無きものとしてゐる。即ち、重要產業團體令第二十四條には「定款の變更並に統制規

程の設定及び變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず」と規定し、統制規定が一の合法的性質を有する所より、之が認可に當つて政府としても其の内容に付き特に慎重なる審査検討をなし、又、同條第二項に「主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし」と規定し、之を認可したるときは官報に告示して、其の周知せられんことを期してゐる。而して、統制規程の效力は認可と同時に發生し、此の場合に於ても法の不知は許さざるの原則は適用されるのであるが、會員が統制規程の内容を充分に良知し、其の違法に誤り無からんことを期するが爲め、特に官報告示に際しては統制規定の全文を掲げ、鐵鋼統制會として其の運營方針を明確にする豫定である。即ち、鐵鋼統制會の統制規程は、昭和十七年一月十日、商工省指令一六鐵第一七四九號を以て認可され、同一月十三日、商工省告示第十八號を以て告示せられ、鐵鋼統制會では告示の日（一月十三日）より之を施行するに至つたのである。

(二) 屢々強調力説した如く、統制會の會員たる團體を組織する者は常に統制規程に従はねばならぬ。統制規程に違反するときは直に國家總動員法の違反となり、國家總動員法第三十四條の規定に依り二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられる建前になつてゐる。統制規程の違反に對して何故に國家總動員法の罰則が適用されるか、と云ふに、統制規程の違背は單に業界内部の統制秩序を攪亂するのみならず、直に以て産業全般の統制運營に支障を生じ、それは現段階にあつては當然に又國家の公益を阻害するの結果を招來するからである。此の爲め

に統制規程に付ては國權を以て特に之に依るべき旨を命じ、其の違背者に對し重き制裁を以て臨んだのである。

(三) 又、統制規程の違反者に對しては、國家總動員法の罰則が適用せられる外に、一種の秩序罰とも稱せらるべき過怠金が課せられる。即ち、重要産業團體令第二十一條に依れば「統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる者に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得」と定められ、鐵鋼統制會は統制規程に違反したる會員に對し、統制規程違反による秩序攪亂の程度に應じて、一萬圓以下の過怠金を適宜課し得ることになつてゐる。過怠金は會員にのみ課せられるものであつて會員たる團體を組織する者には課せられない。之は過怠金が統制會内部の所謂秩序罰であるところから、直接統制會の會員でない所の會員たる團體を組織する者にまで及ぼすことは寧ろ穩當を缺くとの理由に基くのである。

かくて、統制會の會員にして統制規程に違反したる者は、一方に國家の刑罰たる國家總動員法の罰則が適用せらるゝと共に、又一方に於て統制會の内部の一種の秩序罰たる過怠金が課せられ、而もこの兩者は併課されることもあり得る建前となつてゐる。

(四) 統制規程の效力に關聯して特に銘記して置かねばならぬ點は、統制規程に違反したる場合に國家總動員法の罰則が適用されるといふ以外に、統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人の理事、取締其の他業務を執行する役員が、統制規程に違反し當該産業の統

制運営上支障ある場合には、統制會長は主務大臣の認可を受け、當該法人に對し其の役員の解任を命ずることを得ることが、重要産業團體令第二十七條に規定されてゐる點である。即ち、統制會長に與へられたる會員法人の役員解任命令權の發動要件として、統制規定違反が掲げられてゐることである。重要産業團體令の解釋に依れば、統制會長に法人の役員解任の命令權を認めた積極的理由としては、統制會の會長は所謂指導者として全責任を以て當該產業の統制指導に任する者であるから、常に業界全體の緊密なる統一を保ち、其の指導力の透徹を期するの必要がある。若し、統制を率る者があり、其の爲めに統制會の運営上支障を生ずるときは、統制の責任を負ふ會長として、其の人的障害を除去し得るの手段がなければならぬ、となしてゐるのである。而して、役員解任の命令權の發動要件として法令違反、公益阻害と共に統制規程違反を掲げてゐる所よりすれば、亦以て、統制規定の重要性を察知するに餘りあるものがあると云はねばならぬ。

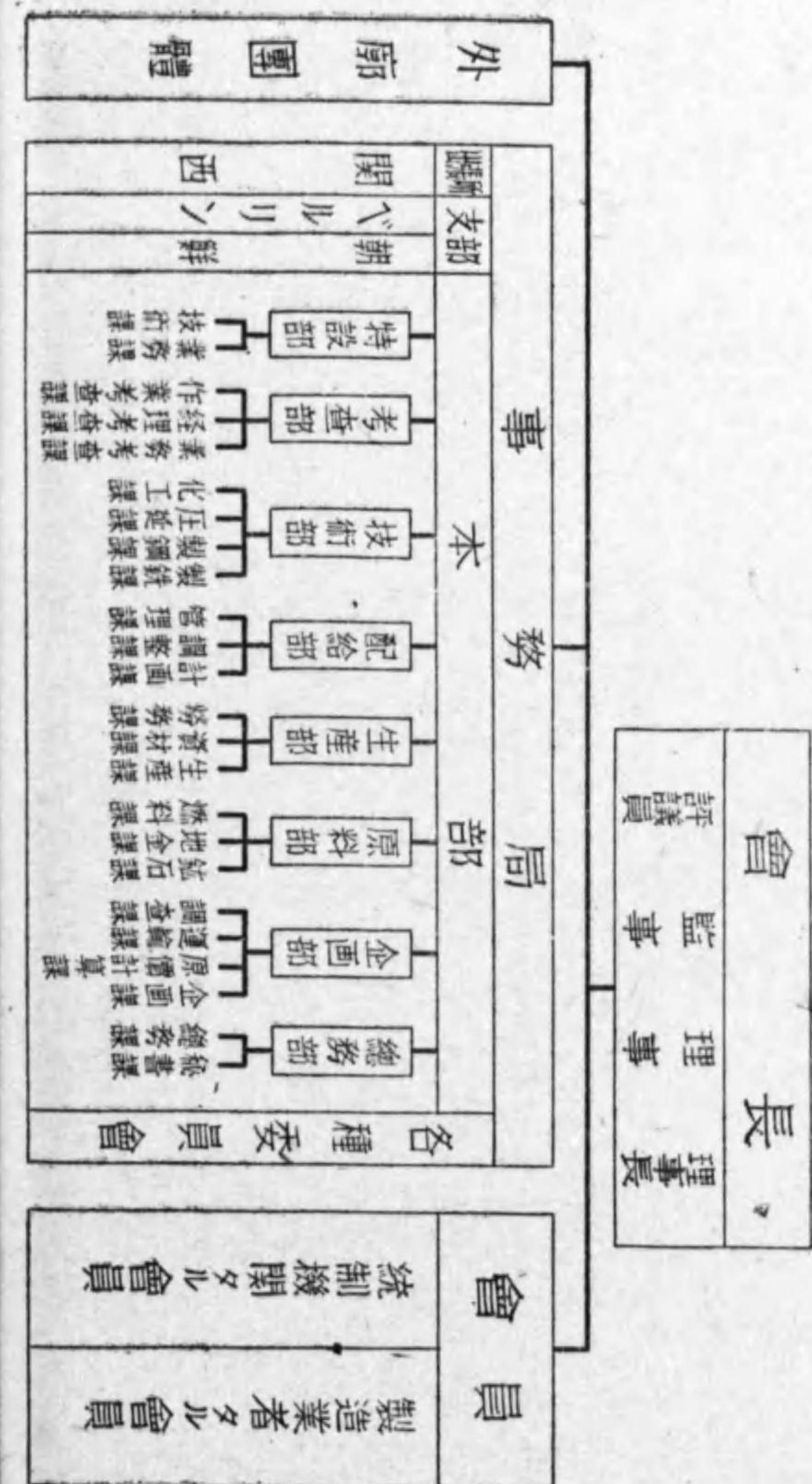
統制規定運用上の監督

統制規程の效力は既に述べたる如く絶大であり、之が會員に及ぼす影響力は頗る重大である。従つて、統制規程の運用に際し、鐵鋼統制會の監督官廳たる商工省は充分なる監督權を確保してゐる。統制規定の設定並變更に付ては商工大臣の認可を必要とし、其の内容に對し監督

官廳が特に慎重なる審査検討をなすことは、既に前節に於て述べた通りであるが、斯くて認可を受けたる統制規程を鐵鋼統制會が施行する場合には、豫め鐵鋼統制會と商工省との間に、取定められたる統制規定運用上の準則に依り、商工省當局の監督を受けることになつてゐる。即ち、統制規定の條文中特に政府の承認を受ける旨が明記されてゐない場合に於ても、會長が統制規程に依り會員に對し重要な事項を指示し又は命ずる時は、豫め商工大臣又は商工省鐵鋼局長の承認を得ることを必要としてゐる。従つて、統制會が監督官廳の立場を無視し、會員に對し自由勝手なる指示又は命令をなすが如きことは全然考へられない。而して又、單に統制規程の運用に付てのみでなく、統制會の行ふ統制業務の全般に關する權限の委譲に付ては、目下統制會に對する行政權委譲に關する法律案が當局に於て立案せられ、既に之が制定公布を見るばかりになつて居るので、公布の曉には、會員に對する統制業務は一層明確なる法的根據を持つものと豫想される。

第五 鐵鋼統制會機構一覽表

鐵鋼統制會機構一覽表



第六 鐵鋼統制會會員名簿

日本側會員

日本製鐵株式會社	東京市麹町區丸ノ内二丁目二十番地一
日本鋼管株式會社	東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地一
川崎重工業株式會社	神戶市湊東區東川崎町二丁目十四番地
株式會社神戸製鋼所	神戸市葺合區脇濱町一丁目三十一番地
株式會社尼崎製鋼所	兵庫縣武庫郡大庄村中濱新田字中東ノ切五十六番地
株式會社中山製鋼所	大阪市大正區船町三番地
小倉製鋼株式會社	小倉市許斐町一番地
住友金屬工業株式會社	大阪市此花區島屋町三十七番地
株式會社吾嬬製鋼所	東京市向島區吾嬬町東四丁目六十二番地一
大和製鋼株式會社	大阪市西成區津守町三百九番地
大阪製鋼株式會社	大阪市西淀川區西島町九十三番地一

日亞製鋼株式會社 兵庫縣武庫郡大庄村中濱新田字南西ノ切百番地
大同製鋼株式會社 名古尾市南區星崎町字繅出六十六番地
株式會社宮製鋼所 東京市城東區南砂町六丁目四百十番地
東海鋼業株式會社 東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地一
東京シヤリング株式會社 東京市京橋區新佃島西町三丁目三番地
德山鐵板株式會社 大阪市東區高麗橋四丁目三十五番地
株式會社日本製鋼所 東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地
東洋鋼板株式會社 大阪市北區宗是町一番地
三菱鋼材株式會社 東京市城東區大島町六丁目二百二十番地
日本曹達株式會社 東京市麴町區大手町二丁目八番地七
日本特殊鋼管株式會社 東京市城東區南砂町九丁目二千四百七十番地一
壽重工業株式會社 大阪市北區曾根崎上二丁目四十八番地共同ビル
東京製鐵株式會社 東京市足立區千住關屋町四十六番地
株式會社内外製鋼所 東京市京橋區八丁堀四丁目五番地
日本鋼業株式會社 福岡縣築上郡八屋町大字二千五百四十四番地
株式會社淀川製鋼所 大阪市西淀川區百島町五十一番地

東京製鐵株式會社 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地
扶桑鋼業株式會社 橫濱市神奈川區恵比須町一番地
株式會社東洋製鋼所 東京市江戸川區平井一丁目二千三百七十六番地
大谷重工業株式會社 東京市日本橋區本町四丁目一番地
東京芝浦電氣株式會社 東京市京橋區銀座西五丁目二番地
小倉築港株式會社 小倉市許斐町一番地
東洋鋼材株式會社 東京市麴町區有樂町三丁目十番地
高砂鐵工株式會社 東京市京橋區銀座四丁目三番地
尼崎製鐵株式會社 大阪市北區堂島濱通一丁目一番地
日本鐵工鋼業株式會社 川口市宮町三百四十番地
日本伸鐵工業組合 東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地一
鐵鋼販賣統制株式會社 東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地一
日本鐵屑統制株式會社 東京市京橋區京橋二丁目八番地
帝國滿鐵株式會社 東京市京橋區木挽町八丁目十九番地

滿洲國會員

株式會社昭和製鋼所 滿洲國鞍山市昭和街一般
株式會社本溪湖煤鐵公司 滿洲國奉天省本溪湖市
鞍山鋼材株式會社 滿洲國鞍山市昭和街一般
株式會社滿洲ロール製作所 滿洲國鞍山市昭和街一般
滿洲住友金屬工業株式會社 滿洲國奉天市鐵西區勸工街四段二號
日滿鋼管株式會社 滿洲國鞍山市昭和街一般
日滿商事株式會社 滿洲國新京特別市大同大街三〇一

第七 鐵鋼統制會役員名簿

備考 本局員名簿ハ昭和十七年四月一日現在ヲ以テ編纂セリ

役員

同	同	同	同	同	同	同	同	理事長	會長	平	小	桃	渡	井	山	水	永	梅	
常	根	野	津	縣	村	邊	木	日	生	鉢	臼	山	直	三	利	愷	竹	政	長
三	*	重	利	愷	竹	政	長								*	*	*	*	*
		郎	雄	輔	介	市	人	治	登	郎									

鐵鋼統制會

東京市麹町區丸ノ内二丁目二十番地(鐵鋼會館内)
電話丸ノ内 (23) 自七一五一 至七一五六番
電報略號(發信トウケウイウビン 受信テツトウセイ)

原 料 部	企 畫 部	總 務 部
運 輸 部	企 調 查 部	秘 書 部
原 價 計 算 部	企 畫 部	總 務 部
課 課 課 課	課 課 課 課	課 課 課 課
次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)
參 理 事 事 事	參 理 事 事 事	參 事 事 事 事
里 井 出 出 黛 出 渡 鱸 尾 伊 稻 桃 野 厚 古 厚	藤 藤 山 木 田 母 彌 國	永 藤 小 湯 湯 水 手 藤 寺 日 山
村 村 光 光 光 邊	藤 藤 山 木 田 母 彌 國	野 井 島 川 川 津 島 井 田 外 重 二 來
伸 竹 計 計 虎 計 政 平 龜 了 嘉 長 三 左 之	正 正 正 利 雄 丙	直 雄 三 雄 夫 夫 輔 二 午 滿 登

技 術 部	配 管 給 理 整 畫 部	生 勞 務 材 產 部	生 資 料 金 石 部	地 產 部	鑄 金 部	總 務 部
課 課 課	課 課 課	課 課 課	課 課 課	課 課 課	課 課 課	課 課 課
次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)	次 長 長 (兼)
參 理 事 事 事	參 理 事 事 事	參 理 事 事 事	參 副 參 事 事	參 事 事 事 事	參 事 事 事 事	參 事 事 事 事
里 井 出 出 黛 出 渡 鱸 尾 伊 稻 桃 野 厚 古 厚	藤 藤 山 木 田 母 彌 國	永 藤 小 湯 湯 水 手 藤 寺 日 山	野 井 島 川 川 津 島 井 田 外 重 二 來	直 雄 三 雄 夫 夫 輔 二 午 滿 登		
二 市 助 助 造 助 人 亮 一 介 寬 治 郎 一 助 一						

特 考
查 部

業務 設計
經理 考查
作業 考查
技術 課部

銑鐵協議會

東京市麹町區丸ノ内二ノ二〇 鐵鋼會館

課長(兼)															
參事															
山里	稻具	林富	井富	松山	田村	山嶋	田英	新竹	邦太	鷹太	捷太	吉村	森田	田伸	仲

製鋼原鐵協議會

東京市麹町區丸ノ内二ノ二〇 鐵鋼會館

實高市郎彦治郎介武作實二

囑

託

囑託

日鐵

木竹小島

田內島村

濱一

謙精哲

郎二一夫

關西出張所
朝鮮支部
伯林出張所

所長 部長 副參事 民谷 利昭

電話土佐堀五
大阪府貞洞町一ノ二八
京城府貞洞町一ノ二八
伯林市ランケ通廿一番地
大坂市北區宗是町壹
大坂ビル内
五四一
一
一

第八 鐵鋼統制會事務局分掌規程

第一條 事務局に左の部課を置く

- 一、總務部 祕書課、總務課
- 二、企畫部 企畫課、原價計算課
- 三、原料部 鑽石課、地金課、燃料課
- 四、生產部 生產課、資材課、勞務課
- 五、配給部 計畫課、調整課、管理課
- 六、技術部 製銑課、製鋼課、壓延課
- 七、考査部 業務考査課、經理考査課
- 八、特設部 業務課、技術課
- 九、考査部 作業考査課

第二條 總務部は庶務、人事、會計、文書及他の部に屬せざる事項を掌理す

第三條 總務部各課の事務分掌を左の通り定む

祕書課

- 一、祕書に關する事項
- 二、人事に關する事項

總務課

- 一、事務局各部課並に支部、出張所の連絡に關する事項
- 二、總會、評議員會、理事會其の他重要會議に關する事項
- 三、事務所及財產の管理
- 四、物品の購入
- 五、綜合連絡員制度に關する事項
- 六、文書の接受及發送
- 七、起案文書の審査
- 八、文書の進達
- 九、許可認可申請書並に諸届書の總括的處理
- 十、諸規定の制定
- 十一、文書の保管

十二、公印の保管

十三、會計

十四、豫算、決算

十五、賦課金及特別賦課金に關する事項

十六、其他他の部課の所管に屬せざる事項

第四條 企畫部は鐵鋼に關する綜合的基本計畫、事業の整備確立、鐵鋼の價格及運輸に關する事項を掌理す

第五條 企畫部各課の事務分掌を左の通り定む

企 畫 課

一、生産力擴充計畫及物資動員計畫への參畫

二、原材料、生産、配給及消費に關する綜合的基本計畫

三、生産設備の擴充整備及之に關聯する事項に關する計畫

四、企業の合理化

五、資金調整法及一般資金に關する事項

原 價 計 算 課

一、原價計算

二、過正價格の立案

運 輸 課

一、運輸綜合計畫の立案

二、出荷統制

三、輸送及荷役の合理化

四、運輸統制團體との連絡

五、其の他の鐵鋼及原材料の運輸に關する事項

調 査 課

一、内外鐵鋼業に關する諸般の調査研究

二、諸般の統計

三、會報の發行

第六條 原料部は鐵鋼の原材料計畫の設定及遂行並に銑鐵の配給に關する事項を掌理す

第七條 原料部各課の事務分掌を左の通り定む

鐵石課は鐵鑛石、溝俺鑛石、石灰石、苦灰石、螢石等に付左の事務を掌る

一、物資動員計畫への參畫

二、所要數量の確保

三、配給計畫の立案及實施
四、價格に關する事項

五、配給及消費の監理
六、會員たる配給統制機關の指導監督

七、配給機構の整備に關する事項

地金課は銑鐵、鐵屑、製鋼原鐵、フェロアロイ、アルミニウム等に付左の事務を掌る

一、物資動員計畫への參畫

二、所要數量の確保

三、配給計畫の立案及實施
四、配給及消費の監理

五、割當證明書及使用承認書の發行、管理並に整理に關する事項

六、價格に關する事項

七、會員たる配給統制機關の指導監督

八、配給機構の整備に關する事項

燃料課は石炭、コークス、木炭、重油、瓦斯、電力等に付左の事務を掌る

一、物資動員計畫への參畫

二、所要數量の確保

三、配給計畫の立案及實施
四、配給及消費の監理

五、燃料課との連絡

第八條 生產部は鐵鋼に關する生產計畫の設定及遂行資材並に勞務に關する事項を掌理す

第九條 生產部各課の事務分掌を左の通り定む

生 产 課

- 一、物資動員計畫への參畫
- 二、生產實施計畫の立案及實施
- 三、品種別生產割當
- 四、寸法別生產計畫

- 五、生產の監理

資 材 課

- 一、工場用資材所要數量の確保
- 二、工場用資材の配給計畫の立案及實施
- 三、工場用資材の配給及消費の監理

四、工場用資材の各統制機關との連絡

勞務課

- 一、労務計畫の立案及労務者の確保
- 二、労務統制に關する事項
- 三、労務者の訓練及福利施設に關する事項
- 四、其の他労務に關する事項

第十條 配給部は鋼材に關する配給計畫の設定及遂行並に販賣價格に關する事項を掌理す

第十一條 配給部各課の事務分掌を左の通り定む

計畫課

- 一、物資動員計畫への參畫
- 二、配給實施計畫の立案及實施
- 三、販賣統制會社の指導監督
- 四、配給機構の整備に關する事項
- 五、販賣統制會社の取扱品以外の鐵鋼の配給管理
- 六、鋼材の輸出入計畫に關する事項

調整課

- 一、銅材の販賣價格に關する事項
- 二、鐵鋼に關する需要調查
- 三、配給に關する一般調查

管理課

- 一、鐵鋼割當證明書の發行又は之が管理
- 二、鐵鋼割當證明書の回收整理
- 三、鐵鋼割當證明書の交換に關する事項

第十二條 技術部は鐵鋼業に於ける技術の向上、能率の増進、規格の統一其の他の技術に關する研究指導に關する事項を掌理す

第十三條 技術部各課の事務分掌を左の通り定む

製銑課

- 一、製銑及鑄造技術に關する事項

製鋼課

- 一、製鋼及鑄造技術に關する事項

壓延課

- 一、壓延及鍛造技術に關する事項

化工課

一、製鐵業に關聯する化學工業技術に關する事項

第十四條 考査部は鐵鋼統制運營の考査並に會員の事業に關する検査指導に關する事項を掌理す

第十五條 考査部各課の事務分掌を左の通り定む

業務考査課

一、原材料、生産及配給に關する事項

經理考査課

一、經營及經理に關する事項

二、勞務に關する事項

作業考査課

一、生産力の擴充、設備、作業及其の他技術に關する事項

第十六條 特設部は製鋼原鐵協議會、日本銑鐵協議會、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、日本鑄鋼協議會及日本フェロアロイ協議會との連絡に關する事項を掌理す

第十七條 特設部各課の事務分掌を左の通り定む

一、製鋼原鐵協議會、日本銑鐵協議會の業務に關する事項

二、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、日本鑄鋼協議會、日本フェロアロイ協議會に關する事項

三、前二號の事項に關する各部課との連絡

技術課

一、特設部所管事務の範圍に於ける技術に關する事項

第十八條 鐵鋼の需要調整及價格の安定の爲の施設に關する事務は其の性質に應じ關係各部課に於て之を掌る

第十九條 關係官廳及關係團體等との連絡に關しては一般的事項に付ては總務部總務課に於て、專門事項に付ては當該關係部課に於て之に當る

第二十條 會長必要ありと認むるときは事務局各部に次長を置くことを得

次長は事務局長之を命ず

次長は所屬部長を補佐し部長に事故あるときは其の事務を代行す

第二十一條 各課に課長を置き事務局長之を命ず、課長は部長の命を受け當該部課の事務を主管す

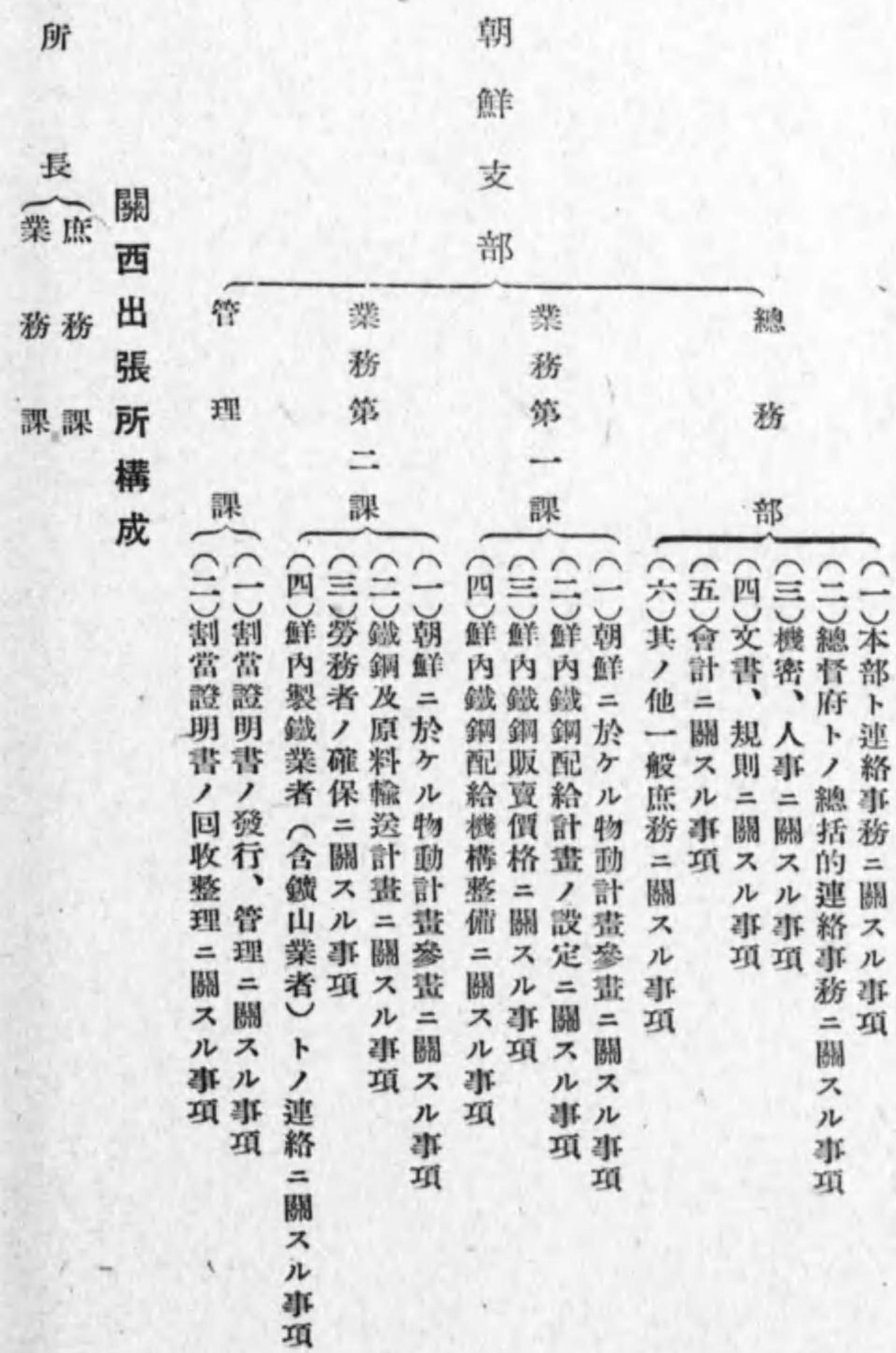
第二十二條 局員の各部所屬は事務局長之を命ず

第二十三條 部員の各課所屬は事務局長の特に命するものを除くの外は部長之を命ず

第二十四條 必要あるときは部に主査、課に副長を置き事務局長之を命ず

附則 本規定は昭和十六年十二月二十六日より之を施行す

朝鮮支部構成



第九 鐵鋼需給の計畫化實施要領解說

—— 鐵 鋼 統 制 會 ——

一、鐵鋼需給計畫化ニ關スル鐵鋼統制會宛商工省鐵鋼局長通牒

(昭和十六年十二月十五日)

鐵鋼需給ノ計畫化ニ關スル件

現在既發行鐵鋼割當證明書ニシテ鐵鋼未入手ナルモノ相當量ニ上リ鐵鋼需給ノ不均衡甚シク且
鐵鋼入手時期亦不確定ナルヲ免レザルヲ以テ緊急事態ニ即應センガ爲メニヘ之等缺陷ノ諸因ヲ
除去シ鐵鋼ノ的確ナル重點的配給ヲ圖ル事不可避ト思料セラレ候處今般左記方針ニ基キ別ニ添
附セル實施要領ニ基キ鐵鋼需給ノ計畫化ヲ實施スルコトト相成候條了知相成度此段依命及通牒
候也

追テ關係各方面ニ本件周知方可然措置相成度候也

一、需給ノ計畫化ハ軍官民ノ鐵鋼需要ヲ一體トシテ之ヲ行フコト

記

二、各四半期開始四ヶ月前ニ消費部門別推定割當ヲ行ヒ之ニ基キ提出セラレタル需要ニ對シ
計畫的生産ニ移行スルコト

三、消費割當ハ各四半期一ヶ月前ニ行フコト其ノ時必要アラバ前項ノ生産計畫ヲ修正スルコ
ト

四、需給ノ計畫化へ移行スルニ當リ受渡未了既割當分ニ付テ適切ナル措置ヲ講ズルコト

以上

二、主旨解説

大東亞共榮圈確立の聖戰に於きまして皇軍は着々其の戰果を擴大し、我邦を盟主とする東亞諸民族解放の大進軍が陸に海に續けられ、米英の世界制覇の野望を完封し去つて居りますことは衷心より御同慶の至りで御座います。

此の秋に當りまして鐵鋼界に於きましては、曩に重要產業團體令に基く法的統制會設立せられ、一致團結して公益優先の理念の下に決戦態勢下に於きまする軍事、國防、生産力擴充、其他各種の緊急施策等に基く諸般の鐵鋼需要に對し萬全の供給を爲し得るやう、諸種の困難を克服して只管増產に邁進して居る次第で御座います。

一方鐵鋼の配給の方面に於きましては去る昭和十三年七月以來鐵鋼配給統制規則（昭和十五

年四月以降は鐵鋼需給統制規則）に基きまして割當證明書制度が施行せられ今日に及んで居りますが、現在では種々の理由に依りまして、時期的に見ますれば需要と供給との不均衡が甚しく、最近の状勢では割當證明書の交付を受けてから相當の日子を経ないと現品を入手することが出來ない状態であることは先刻皆様御承知の所であります。

鐵鋼は其れ自體の性質並に其の種類、用途が複雑多岐である關係上、需給の調節を計ることは他の物資に比較しますと、可なり困難なので御座いますが、前述需給の時期的不均衡を是正し、現品入手の時期を消費割當期と一致せしめることは、現在の情勢に於きましては殊更に喫緊の急務であると考へられますので、本會は創立以來企畫院、商工省と協力し、銳意需給調整の方策を考究して参りました處、此程政府の英斷に依りまして漸く成案を得、昭和十六年十二月十五日附の前記商工省通牒にて「鐵鋼需給ノ計畫化ニ關スル件」として發表せられました次第で御座います。

本件實施の方針に付きましては前記の商工省通牒にて盡きてるので御座いますが、些か補足的に御説明申上げますと、現在重要物資は總て物資動員計畫を基準として其の配給が決定せられて居りますことは御承知の通りであります、以前には物を買ひ度いと言ふ意志は即ち需要でありましたが、今日では需要は此の物資動員計畫に基いて行はれます消費割當であると言ひ得ると思ひます。従つて物を買ひ度いと言ふ意志は配給の対象とはならず、數多い要求の中

から、政府が重點的に建設、擴充、補修其他の爲に消費することを必要と認めて割當てましたもののみが、配給の對象となるのであります。

然らば消費割當は何を基準として行ふかと言へば、供給可能量を種々の要求に對して分配するより外に方法はないのでありますから、割當量と供給量が一致して居れば、割當てられたものが入手出來ないと言ふことは無い筈であります。鋼材の需給關係も右と同じ譯合でありますから、割當證明書を持つてゐても現品がなかなか入手出來ないと言ふことは、品種、寸法等の特殊事情に依り當該期に生産出來なかつたものは別としまして、全體として見ますと消費割當が供給量より多いと言ふことに基因するのであります。

其處でこんな缺點を是正する爲には今後は

一、消費割當額は當該期に於いて確實に供給し得る範囲とし、萬一消費割當量に對し供給量に過不足を生じた時は必ず次期の消費割當額を調整して需給の均衡を失しないやうに配意すること

二、需要者の需要を出来るだけ計畫化して、消費割當期の到来前に豫め需要内容を把握すること

三、右需要内容を基礎として生産計畫を建てること

四、割當證明書の發行を少くとも消費割當期直前迄に完了する必要上、消費割當は遅くも當

該期開始一ヶ月前迄に行ふこと

五、需要者の需要に應ずる適切な受註並に配給方法を講じて現品の確實な入手を期すること等を勵行する事が必要となる譯であります。そこで以上の事を勵行致します爲には今迄發行せられまして現品未入手になつて居ります割當證明書、所謂「不換キツブ」を其儘として置いては、何時迄も消費割當と供給量とが一致しませんから、需給の計畫化は出来ぬことになりますので、需給の計畫化實施と同時に、發行済の割當證明書や需要統制團體の未發行の割當保有量を整理する必要が生じて参ります。然し直ちに全般に亘つて整理することは種々の困難を伴ひますので、後で述べます一般需要に屬する需要統制團體の分だけは不敢從來通り有效としたのであります。商工省通牒の「需給ノ計畫化へ移行スルニ當リ受渡未了既割當分ニ付テ適切ナル措置ヲ講ズルコト」とは之等の事を意味するのであります。尙申し遅れましたが此の需給の計畫化に付ては通牒の方針の冒頭に書いてありますやうに、「軍官民ノ鐵鋼需要ヲ一體トシテ」行はなければ全く無意味であることは申す迄も無いことで、即ち鐵鋼の全需要に亘つて本主旨が實施せられることとなる譯であります。

以下鐵鋼需給の計畫化實施要領に付き條を逐ふて其の運用を解説することを致しますが、需給の計畫化と申しましても特別に難しいことではなく、要は需要者と供給者が一體となりまして生産出来るだけの數量を需要者に割當て、此の割當てた數量の範圍内で需要者から希望を徵

し、此の希望の内容を上手に生産に反映し、且供給すべき時期に荷渡して行くと言ふことで御座いますから、配給業者は勿論需要者各位の御協力を待たねば絶対に所期の目的を達することは出来ませぬので、此の點切に需要家各位の御理解と御協力を御願ひ申上げる次第で御座います。

三、實施要領解説

一、推定割當—需要ノ生産ヘノ連繫

1、商工省ハ毎四半期開始四月前ニ當該期ニ於ケル消費部門別割當額ヲ推定シ之ヲ鐵鋼統制會（以下統制會ト稱ス）ニ通知ス

右推定制當額ハ商工省ニ於テ關係廳ト協議ノ上其ノ時ニ於ケル最近ノ既定物動數量ヲ標準トシ情勢ヲ加味シテ之ヲ定ム

此れは需要（希望の鋼質、品種、寸法）を把握し生産に反映せしめると同時に、現品の荷渡を消費割當期と一致せしむる爲の準備手續の第一歩でありまして、先づ次期（三ヶ月を一期とす）に於ける鋼材の供給可能量を豫測し、之れを需要統制團體別に割振つて、一應の枠を作り、物動計畫決定前に統制會をして此の枠の範圍内で註文を取纏め、生産の準備に取り掛ることが出来る様にする準備行爲であります。御承知の通り鋼材の種類は之を鋼質別、品種別、寸法別

に見ますれば、其の數無慮數千に及びますが、之れに應じて生産設備も種々様々で、各製造工場各々特異性があり、且つ其の能力に制限がありますので、需要地への輸送等を考慮に入れつゝ、何の工場に何を作らせるかを豫め決定する必要があります。のみならず工場と致しましては材料の手配やら、壓延の都合がありますので、少くとも翌月の製造工程は其の前月の初めには建てゝ置かねばなりません。そこで需要を生産に反映させる、云はゞ註文生産を建前とする以上此等の準備期として少くとも二ヶ月以上を用意せねばならないのであります。一方需要の方面に於ても希望の寸法明細を提出致しますまでは、各統制團體に一括して與へられた總量を夫々の團體員へ割當てたり、割當られた需要家が所要の品種や、寸法を計算したりする爲には、之又相當の日子が懸るものと考へられますので、此の期間を二ヶ月位と見れば、荷渡期の四ヶ月前位には少くとも消費割當が決まつて居なければなりません。然し正式の物動計畫をそう早く決定することは現在の如く逼迫せる状況に於ては到底至難な實情にありますので、此前に、判り易く申せば割當證明書と無關係に註文を引受せしめ生産準備に取り掛らせて置く、然し製造業者としては作つたものは必ず引取つて貰はねば困りますし、何の需要者からどの位註文を取つたらよいかも知らねばなりませんので、本會の行爲を政府に裏付けて頂き、受註量丈けは將來必ず消費割當を行つて頂く、其の枠が本條項の推定割當であります。

従つて此の推定割當は物動計畫が企畫院に依つて決定せられ、實施官廳に依つて實行に移されるのと異なり、商工省が關係廳と協議の上決定することゝなつて居り、各需要部門別の割當額も、決定時に於ける一番近い既定物動を参考とし、諸種の情勢を加味して決定されるのであります。此の數量に基いて次に述べます受註量の通知が行はれる譯で、消費割當が需要統制團體に對して行はれ發券の前提行爲を爲すに反し、此れは本會に對して通知せらるゝに止まり需要者には通知せられないのが建前であります。今回は諸般の事情から推定割當が多少遅延致しましたが今後は遅くとも割當期開始四ヶ月前に行ふことになつて居ります。

2、鐵鋼需要ヲ左ノ四種ニ分類シ統制會へ前項ノ推定割當額ニ基キ夫々ノ需要ヲ以下ノ方法ニ依リ取纏メ之ヲ當該期ノ生産計畫ニ連繫セシム

本會は右の推定割當額に基きまして其の範圍内にて受註量を商工省と協議の上決定し、之を各需要統制團體に通知致し、之に基いて需要者の希望を明細に取纏めて、當該期の生産に連繫させることゝなるのであります。其の具體的な方法に付ては逐次個々の需要分類の個所に於て説明しますが、其の概略を申しますと、受註量の通知は各需要統制團體別に一括して通知せられ、各團體は之れを所屬團體員に分配した上で、計畫性ある需要（特定需要及團體需要）に付ては其の希望する處を取り纏め本會に通知する一方、販賣統制會社は此等の希望を需要種別に應じた夫々の經路を通じて寸法明細として取り纏め、製造業者の生産計畫に移すのであります。

然し兎も角も斯くして受註量の全部が何等かの形で生産計畫に連繫せられ、原則として割當期内に現品を需要家にお渡ししようと云ふ仕組であります。

従つて從來と異なり生産は割當證明書に依らずに行はれ（特殊規格需要を除いて）、割當證明書は只現品の引換券に過ぎないことになり、現品の入手は量的にも時期的にも確保せられる譯合であります。

尙後で消費割當の項の處に出て来ますが、念の爲申し添へますと、此の受註量と割當期一ヶ月前に爲される消費割當との間に差（消費割當額は原則として受註量より多い）がありました場合には、其の差額に對しましては、更めて本會より受註量の追加通知を發し、前述同様の手續を繰り返して、需要家から追加受註をすることになつて居ります。

然らば何故に推定額其の儘を受註量として通知しないかと申しますと、それは推定割當が謂はゞ假消費割當であつて、然も割當期四ヶ月前に行はれる爲に多分に不確實性がある一方、各

産業に與へらるべき鐵鋼の分量は、鐵鋼の生産量と時局の推移とに依つて相對的に變更せらるべきは勿論でありますから、出來る丈荷渡の確實と安全を期する爲、生産事情の許す限り内輪にして置き、變動極まりない時局に對處して行かうと云ふに外ならぬのであります。

尙一言此の機會に述べて置かねばならぬことは、受註量の通知も後に出で来る消費割當同様、特殊品種を除いては總て鋼材一本で割當られます。従つて其の範圍内に於ては何の品種の鋼材を希望しても差支ないと云ふことであつて、此の點が從來と多少趣きを異にする所であります。勿論生産設備の關係に依る制約は止むを得ぬ所で、希望を全的にかなへることが出來ないであらうことは、今より想像に難くないのであります。運用上相當の困難を伴ふことゝ思はれます、之等に付いては需要家と個別的に折衝することゝし、互譲の精神を以つて善處したいと念願する次第であります。

此れから個々の需要の取扱方法の説明に入る順序であります。一應需要の種別を分類しますと次の通りで、其の各々に付いて申込方法や契約關係や發送又は現品受領の手續が區別せられて居るのであります。

需 要
個別扱需要（特定規格需要）
總括扱需要（團體需要）
一般需要

A、個別扱需要、需要者ノ個々ノ註文ヲ製造業者ニ連繫約定スルモノニシテ、現品ガ製造業者ヨリ需要者ニ直送セラルモノ

個別扱需要と言ふのは本文にも書いてありますやうに、需要者の個々の註文を直接製造業者に連繫約定するものであります。出來上りました現品は問屋の倉庫を經由せずして（他の註文品と混同せず即ち特定物として）直接に需要家の工場宛或ひは需要家の最寄り指定河岸迄送りつけられるものであります。此の個別扱需要は其の性質に應じて特定需要と特殊規格需要の二つに分れて居ります。

（イ）特定需要

(a) 特定需要トハ軍需ノ大部、鐵道、車輛、造船、自動車、圓筒向素材等計畫的需要ニシテ、且各需要者ノ註文量纏マレルモノ、並ニ亞鉛鐵板ドラム罐、食料品罐又ヘ釘、針金ノ製造業等定期ニ同種鋼材ヲ反復使用スルモノニシテ且所要量一定量以上ノ需要者ノ註文ヲ謂ヒ、統制會ニ於テ適宜需要者ト協議シ各品種ニ付豫メ需要又ヘ需要者ヲ定ム

特定需要と言ふのは軍需の大部分、鐵道、造船、車輛、自動車、又は圓筒向素材の儘積出するもの等、其の需要が計畫性を持つて居り、其の註文量も大口で、個々の品種寸法に付ても纏つてゐるもの、又は亞鉛鐵板、ドラム罐、釘、針金の製造業者等のやうに、定期的に同種の鋼材、例へば亞鉛鐵板、ドラム罐業者では薄板、釘針金業者では線材と云ふやうに同種の鋼

材を反覆使用するもので、且其の所要數量が直送に適する量に纏つてゐる需要者の註文を云ふのであります。

斯かる需要を特に特定需要として指定するのは、此等の需要は計畫性が多分にあるので寸法明細が早く出ると云ふ點と、使用する鋼材の品種寸法が大量に纏つて居る爲に、製造業者の荷捌きや輸送關係上個別的に取扱ふ事が出来る、従つてわざ／＼問屋の倉庫に中間取りする必要がないからであります。

然らば具體的に何んな需要を特定需要とするかに付きましては、以上の見地から實際的に極めて行かねばならないので、本文に擧げてありますものは概念を示す一應の例示に過ぎず、取極めました都度本會から御通知致することになつて居ります。従つて需要狀況の變化に依りましては、變更したり追加したりすることもあります。又假りに特定需要と指定致しましたものに付いても、其の時の註文量が品種寸法別に付いて見て少ない場合には、特定需要として取り扱はぬこともありますから、豫め御承知置き願ひ度いのであります。又之れと逆に團體需要として申込を受けたものに付いても、直送に適するものがあれば特定扱とする場合もある譯であります。

何れにしても此等の場合には其の都度當該需要者なり統制團體なりに、本會又は販賣統制會社から連絡をとること勿論であります。

尙本文にもあります様に、特定需要の指定は需要團體全體に付いて行はれる場合もありますし、個々の需要者に付いて行はれる場合もありますし、又品種に付いても全品種に亘つて指定する場合と限定せられた鋼材に付いてのみ指定せられる場合があります。

此等を組合せて見ますと一つの需要團體に付いて、大體次の四つの場合が想定せられる譯であります。

一、全團體員が鋼材全品種に付き特定需要となるもの。

二、一部の團體員のみが鋼材全品種に付き特定需要となり、他の團體員は團體需要又は一般需要となるもの。

三、全團體員が一部指定された鋼材に付て特定需要となり、他の指定されない鋼材に付ては團體需要か或は一般需要となるもの。

四、一部の團體員が一部の指定された鋼材に付て特定需要となり、他の團體員又は指定されない鋼材に付ては團體需要か或は一般需要となるもの。

(b) 統制會へ消費部門別推定割當額ノ範圍ニ於テ特定需要者ニ對スル受註量ヲ決定(商

工省ト協議ス)シ之ヲ當該需要者又ハ需要統制團體ニ通知ス

本條項は先にも述べました通り、割當期開始四ヶ月前に決定せられる推定割當額に基き其の範圍内で商工省と協議の上受註量を決定し、之を當該需要者又は需要統制團體に通知する規定

であります。此の手續は本會に於いて、推定割當の通知を受けると同時に、遅滞なく行はれます。此處に當該需要者と云ふのは需要統制團體所屬の個々の需要者を指すのではなく鐵道省の様に發註者が單一である場合を云つて居るのであります。又特定需要者に對する受註量と云ふのも個々需要者に對する意味ではなく、需要統制團體と解すべきで、團體の一部が特定需要であります場合にも、團體全體の受註量が參りますから、其の内特定需要分に付いては特定需要の、其の他の需要に付いては夫々當該需要に付いて定められた規定に従つて、申込みの手續を取つて戴く譯であります。

受註量の通知は消費割當の場合と同様特殊の品種（薄板、鍛力、帶鋼、線材、珪素钢板、高級仕上钢板、各種鋼材短尺）を除いては鋼材一本で行はれることになつて居ります。尙推定割當額の範圍内で受註量を決定する譯は前に推定割當の所で述べましたので此處には説明を略します。

(c) 右需要者へ通知ヲ受ケタル數量ニ付品種寸法ヲ定メ發註スルト共ニ當該需要統制團體へ自己團體員ノ希望品種寸法ヲ取纏メタル發註總括表ヲ統制會ニ送付ス尙民需以外ノモノニ在リテハ、主務官廳ヨリ發註總括表ヲ統制會ニ送付ス

受註量の通知を受けた需要統制團體は、夫々所屬團體員に對する割當量を決定し之を當該團體員へ通知致します。之に對し各團體員は其の希望する品種寸法等を明細に記入した申込書を

作成の上、所定の手續きを經て申込み、之れを製造業者の生産計畫に移す譯であります。申込書の様式に付きましては附表として末尾に添付してあります。其の大要を申述べますと

(一) A(A')表(申込明細表)

之は個々の需要者に記入して頂くもので、終局には販賣會社へ到着し、其の明細に依つて製造せられ且發送せられて、當該需要者に荷渡しせらるゝものでありますから、生産發送に支障を來さない様、明細に御記入願ふ譯であります。

(二) B表(申込集計表)

此の表も亦個々の需要者に作成願ふもので、A(A')表が寸法別鋼質別になつてゐるものを、品種別に取纏めたものであります。所屬の需要統制團體に提出せらるゝものであります。

(三) C表(申込總括表)

此れは所屬の各需要者から提出されたB表を材料とし、需要統制團體に於て集計した表であります。鐵鋼統制會に頂戴し、本會は之に依つて品種別の需要の大勢を知り、製造業者の生産割當を行ひ、豫め生産準備にとりかゝらせて置くのであります。

扱て特定需要の場合に於ける此等諸表の取扱ひ方に付いて述べますと、先づA(A')表、B表を作成の上A(A')表は買付を希望する所定の販賣業者（鋼材の種類に依りまして、取扱業者を

異にして居ります。又或る品種に付いては、販賣統制會社に提出して頂くことになつて居ります、附表参照)に註文書として二通を、B表は所屬の需要統制團體に一通を夫々御送附願ひます。そこで需要統制團體は各需要者より送附せられましたB表を集計の上、C表を作成し本會へ御提出願ふ譯であります。

念の爲各表に付き記入上の御注意を申しますと

(イ) 申込明細表(A(A')表)は資源名毎に又販賣業者別に別葉に御記入願ひます。資源名とは大形軌條及繼目板、タイプレート、大形形鋼、大形棒鋼、中形軌條及繼目板、中形形鋼、中形棒鋼、小形繼目板、小形形鋼、小形棒鋼、厚板、薄板、鍼力、珪素鋼板、高級仕上鋼板、線材、筒管、外輪、帶鋼、サツシユバーの區別を言ひます。但し同一資源名でも、A(A')表下欄に註記しましたやうな品種に付ては、取扱上別個に處理致して居りますので特に別葉に御記入願ひます。

(ロ) 各表の揚地は必ず記入のこと。揚地とは契約地のことではなく現品を入手せられる御希望の受渡場所でありますから詳細に御記入願ひます。

(ハ) A(A')表の需要家名欄には、住所、電話番號をも御記入願ひます。

(ニ) A(A')表品種欄には、例へば形鋼で云へば等邊山形鋼、不等邊山形鋼、工形鋼、溝形鋼等の如き種類別を御記入願ひます。

(ホ) A(A')表の規格欄は普通の鋼質のものに付ては御記入の必要はありません。特殊の鋼質規格のものに付てのみ御記入願ひます。又一定の規格名のあるものに付いては、成分等の詳細記入は勿論不要であります。例へばJ、E、S、規格SS四一と云ふ丈けで足りますし、又高級仕上鋼板第三種と書けばよろしいのです。

(ヘ) A(A')B、C各表左上の空欄内には、**直接使用分**、**下請發註分**、**下請受註分**の區別を記入し、前項の各記載事項は直接使用、下請發註、下請受註の區分により各別葉に御記入願ひます。

(ト) A(A')B、C各表下請關係欄には下請關係の相手方の氏名を御記入願ひます。

(チ) 下請關係下欄の空欄には下請關係の相手方の所屬する需要統制團體名を御記入願ひます。尚下請關係に付ては後に下請關係を一括して申述べることになつて居ますから御参照願ひます。

尙軍、官廳の註文品に付ても民需の場合と同様當該官廳から、申込表A(A')表及申込總括表(C表)を本會宛提出して頂くことになつて居ります。

(ド) 販賣會社へ註文ヲ統制會ニ提出セラレタル發註總括表ト照合ノ上註文引受ヲ決定シ製造業者及發註者ト契約ヲ締結ス

軍向製造業者直賣分ニ付テハ製造業者ニ於テ註文ヲ統制會ニ送付セラレタル發註總括表

ト照合ノ上契約ヲ締結ス

前に述べました様に需要家の申込はA(A')表となつて、二通買付先たる販賣業者へ送附せられましたが、此のA(A')表は内一通は當該販賣業者の控として残され、他の一通が販賣統制會社に送られて参ります。そこで販賣統制會社は本會と協議の上で、別に需要統制團體より本會に提出されるC表と間違ひがないか照合して、註文の引受を決定し、製造業者に對する振當を行ふ譯であります。此の販賣統制會社の引受がありますと、販賣業者は直ちに販賣統制會社並びに當該需要者との契約手續に入ることになるのであります。

此處で一寸申し添へますが需要者と販賣業者との契約は必ずしも申込を受理した委託店が契約するとは限つて居りません。諸種の事情で販賣統制會社に於きまして契約先を指定する場合がありますから御含み置願ひます。又先に一言ふれて置きました様に、品種に依つては販賣統制會社に申込み願ふものがありますが、此の場合には會社が販賣業者を指定して其處と御契約願ふことになるので、此れは配給機構の整備完了までの暫定處置と御考へ置き下さい。

次に本文第二項の規定は鐵鋼需給統制規則第三條但書に基きまして軍が製造業者と直接賣買契約致します分に付ての規定でありますて、此の種註文品に付ては軍から製造業者に送られた寸法明細を、別途軍より本會に送附せられる申込總括表で(C表)と照合した上で、契約を締結すると言ふことになつて居ります。

以上が特定需要の申込から契約までの手續で、既に註文品は製造業者の生産計畫に連繋せられ製造の準備が進められることになりました。

(ロ) 特殊規格需要

(a) 特殊規格需要トヘ特殊ナル鋼質又ヘ寸法ニシテ市場ニ豫メ在庫スルコト不適當ナルモノニシテ且(イ)ノ特定需要ニ該當セザルモノヲ謂フ

個別扱需要の第二は特殊規格需要であります。此の規定を需要種別の一つとして擧げることは或は不適當かとも思はますが、鋼材の材質、寸法が一般品でない爲に、市場に豫め在庫して置くことが不適當なものとか、假令寸法明細が豫め判つても、問屋の倉庫に他の物と一緒に置くことに依つて品質の保證が困難となるものとか、何れにしても問屋の倉庫宛に取纏めて送り付けずに、團體需要や一般需要の様に小口な註文であつても、個々に送りつける必要があるので、生産に連繋せられる状態や輸送方法が特定需要と同様である爲、此處に特記せられた譯でありますて、團體需要又は一般需要の一部分であり、取扱上の例外規定である譯であります。勿論特定需要の中にも特殊規格品は澤山含まれて居る譯でありますて、此處に特殊規格需要として特に擧げられてありますものは、特定需要以外の需要(團體需要及び一般需要)の内の特殊規格品と考へて置いて頂き度いのです。此等特殊規格需要の申込方法其他の手續きに關し

ては當該需要の解説の際に譲り、此處には個々の註文が製造業者に連繫約定せられて、特定物として處理せられ、需要者宛に直送せらるゝこととなることだけを申述べて置きます。

(b) 特殊規格需要ニ付テハ消費割當決定後發註、契約ノ手續ヲ履ム

之も後で説明致した方が良いと思ひますが、一寸申し上げますと、特定需要や團體需要は消費割當決定前、即ち割當證明書に依らずに受註致されますし、一般需要も問屋の見込によりまして豫め製造に着手致しますに反しまして特殊規格需要は、消費割當決定後に割當證明書を提示して、發註契約の手続きを願ふことになります。然し之れは原則でありますし、團體需要の場合には、豫め計畫性あるものとして選ばれたものですから、寸法明細を出し得る状態にあるので、敢へて發券後まで待つ必要は無いし、假令一般需要の場合でありますても、當該需要者の消費の註文に對し將來消費割當が行はれること確實且明瞭であります場合には、證明書なしでも便宜受理して差支無いと存じます。土建聯に對する大口下請註文の場合の如き好個の例となることゝ存じます。尙何が特殊規格需要に該當する製品であるかは、鋼材の種類に依り多少の相異はあります、大體は特殊の鋼質のものか、或は寸法が定尺でなく特に切揃を要求する場合とかであります。詳細は末尾附表に掲げてあります。

(B) 總括拔需要、問屋ノ註文品トシテ總括的ニ製造業者ニ連繫約定スルモノニシテ現品ハ原則トシテ問屋ノ倉庫ニ送付セラレ此處ヲ荷捌所トシテ販賣セラルルモノ

總括拔需要と言ふのは個別拔需要が需要者の個々の註文を製造業者に連繫約定致して、現品は需要者直接に、又は最寄りの指定河岸迄直送せられますのに對しまして、問屋の註文品として、澤山の需要家の註文を一括して製造業者に連繫約定し、現品は原則として問屋の倉庫へ送附せられ、此處を荷捌所として需要者へ引渡されるものであります。

(イ) 團體需要

(a) 團體需要トハ鑛山炭礦等計畫産業ナルモ各需要者ノ註文量僅少ナルモノ並ニドラム罐、五ガロン罐等定期的ニ同種鋼材ヲ反覆使用スルモノノ中所要量一定量以下ナル需要者ノ註文等、需要其ノモノハ計畫性アルモ小口ナル爲製造業者ヨリ直送スルヲ不適當トスルモノヲ謂ヒ統制會ニ於テ適宜需要者ト協議ノ上各品種ニ付豫メ團體ヲ定ム

團體需要と言ふのは、鑛山や炭礦等の計畫産業であつて、需要統制團體としては計畫性もあり、相當量の割當もあるが、此れを其の所屬團體個々、或ひは現品を所要する作業所に付いて見れば、註文量は至つて僅少であるとか、或は又ドラム罐五ガロン罐等定期的に同種の鋼材を反覆使用するが、特定需要として取扱ふには當該工場の使用量が少い様な場合等、註文が小口である爲、製造業者と需要者とが直接結び付いて行く単位としては不適當でありますが、需要其のものは多分に計畫性を持つてゐるので、是非共需要を計畫化して現品を確實に荷渡して行

き度い爲に、團體全體を一単位として、希望を總括し、之れを生産計畫に連繋すると共に、問屋團體に一括保管し置き、現品荷渡の確保を團體的に計らうと云ふのであります。立場を換へて見ますれば需要者の團體が共同購入をして居ると同様であります。只買付けと、各團體員に對する配分事務を擔當問屋に委任して居ると同様であります。團體需要の指定も特定需要の場合と同じく以上の見地から見て、其の適格性を検討し、需要團體とも協議した上で本會が行ふことになつて居りますが、其の指定も統制團體全部又は一部に付いて行はれる場合もあります。又品種を限つて行ふ場合も全品種に付いてなされる場合もありますから、團體に付いて見ますれば左の四つの場合が想定せられる譯であります。

一、全團體員が鋼材の全品種に付き團體需要となるもの。

二、一部團體が鋼材の全品種に付き團體需要となり、他は一般需要となるもの。

三、全團體員が一部指定された鋼材に付き團體需要となり、他は一般需要となるもの。

四、一部團體員が一部指定された鋼材に付き團體需要となり、他の團體員及び他の鋼材の品種に付ては一般需要となるもの。

然し此の團體需要の指定も特定需要の場合と同様必しも決定的なものではないのでありますて、一應團體需要に指定された需要統制團體の註文の内でも、特定需要とする方が便利と思はれる註文がありませうから、之等に付いては申込を見た上で臨機特定需要扱ひをする等、出來る限り實情に適した取扱を致す考へであります。

(b) 統制會へ消費部門別推定割當額ニ基キ團體需要ニ對スル受註量ヲ決定シ（商工省ト協議ス）之ヲ當該需要統制團體ニ通知ス

本條項は團體需要に對して行はれる受註量の通知を規定してゐるのであります。之れは特定需要の項に述べた處と全く同様でありますので重ねて申述べることは省略致します。只受註量の通知規定が各需要種別の項に別々に述べられてありますので、兩者の需要に亘る統制團體に付いては夫々の需要分に付、別々に通知が行く様にも解ますが、さうではなく、一需要統制團體に付いては一括して一本で参るのであります。之れに對し、夫々の需要種別に應じた手續を以つて申込んで頂ければ宜敷いのであります。

(c) 需要統制團體へ右數量ニ付自己團體員ニ對スル割當ヲ行ヒ、希望品種寸法別數量納期ヲ需要地區別ニ取纏メ此ノ發註總括表ヲ統制會及當該地區問屋團體ニ送付ス

本會より受註量の通知を受けますと、需要統制團體は之を所屬團體員に割當して、所屬團體員の希望を徵することは特定需要の場合と同様ですが、申込表の取扱が多少異つて居ります。

即ち受註量の割當を受けました需要者はA(又はA')表に品種規格寸法等所定の事項を記入の上二通作成し、之を品種別に集計したB表一通を添へて、所屬の需要統制團體へ提出して頂きます。

需要統制團體はB表を地區別に集計してC表を作成し、本會へ御送附願ひますと同時に、A(A')表を地區別に取纏め、希望する品種を取扱つてゐる當該地區の問屋團體（品種に依つては販賣統制會社へ、此點に付いては附表参照）へ二通送附して頂きます。問屋團體に付ては品種別に各種の問屋團體がありますから別表「鋼材申込一覽表」を御参照願ひます。A(A')表は問屋團體別に地區別に別表に御記入願はねばなりません。念の爲各表記入上特定需要の場合と異なる二三の點を挙げますれば、

(イ) 資源名別に記入することは特定需要の場合と同様ですが、A(A')表下欄に註記しました様な品種に付ては、之を別葉に記入することを御嚴守願ひます。之等の品種は販賣機構が違つて居るからであります。

(ロ) 地區別に御記入願ひます。地區別とは東京地區、大阪地區、名古屋地區、九州(八幡)地區等の別を言ふのであります。之は地區毎に問屋團體があるからであります。尤も品種に依りましては全國三地區、二地區或は一地區のものもありますので別紙「配給地區一覽表」御参照願ひます。尙北海道及樺太は東京、大阪の共同地區となつて居りますが、申込みは便宜上東京地區としてお願ひし、取引の實際に付いては、或る團體は東京から或る團體は大阪からと云ふ風に適宜の處置を講じたいと存じて居ります。

(ハ) 特定需要の場合にはA(A')表は買付希望の販賣業者へ直接送附せられるに對し此の場合

合は所屬統制團體を經由せねばなりません。

(ド) 各地區問屋團體へ右需要統制團體ヨリノ發註總括表ヲ取纏メ販賣統制會社ニ自己ノ註文トシテ發註ス

各地區の問屋團體は需要統制團體より提出されましたA(A')表二通の中一通を自己の控として残し、他の一通に問屋團體としての集計表を添附し、自己の註文として販賣會社へ提出します。

(エ) 販賣會社へ統制會ト協議ノ上受註ヲ決定シ製造業者及問屋ト契約ヲ締結ス、此ノ場合個々ノ需要者へ未ダ發註セズ

販賣會社は問屋團體よりの申込に對し、本會と協議の上受註を決定し、製造業者への割當、問屋團體との契約を行ひます。

此の場合に於きまして個々の需要者は特定需要の場合の様に、發註契約をする必要はなく、問屋團體が恰も特定需要者の様に一單位として、個々の需要者に代り契約をする譯であります。個々の需要者の註文が製造業者に連繫せられないで、問屋團體の註文として總括的に連繫特定せられて居ることが團體需要の大きな特徴でありまして、個々の需要者は消費割當が行はれた後、割當證明書を提示して問屋團體の倉庫から現品を入手することになるのであります。扱て團體需要の場合には註文は問屋の註文品として約定せられて居りますが、註文内容は一

一の需要者の希望を反映して居りますので、希望された方に希望せられたものをお渡しして行かねばならぬ責任がありますので、之を取扱ふ者はどうしても一團體に付き一問屋でなければうまく参らぬ、出来れば全問屋の共同事業とすることが最も望ましいので、茲には問屋團體として共同で取扱ふことを建前として居ります。尤も現在では問屋團體は多くの場合法人格を備へて居りませんので、表面の名義人は個々の問屋となりませうが、實質的に見ては問屋全體の代表者としての仕事となればよい譯であります。

従つて本項の「製造業者及問屋ト契約ヲ締結ス」と云ふ問屋は斯かる意味の問屋と解する譯であります。

次に先に一言致しました特殊規格品に付いての申込方法は、團體需要の場合に於ては他の一般品と全く同様でありますて、受註量の通知に對して、一般品も規格品も共にA(A')表に記入し團體に提出せられればよいので、只發送の際原則としては特定需要の如く取扱はれ、註文別に區分されて需要家宛に直接又は最寄の指定河岸へ送り付けることに依つて現品の混同を防ぐ方法を講ずることが適當で、此の點が一般品と違ふ譯であります。

(ロ) 一般需要

(a) 所謂店賣品ニシテ前述三種以外ノ總テヲ謂フ

總括需要の第二は一般需要であります、之は特定需要としても團體需要としても取扱ふ

ことの不向な需要で、受註量の通知をしても、それに對して所定期間内に需要明細を提出することが困難なものとか、製造行程上不可避的に出來る所謂發生品の處理上から我慢をして戴く需要であります。此等の需要に對しては、問屋又は特約店の店賣品から買つて戴く譯であります。

(b) 統制會へ消費部門別推定割當額中個別扱需要及ビ團體需要ヲ控除シタル數量ヲ販賣會社ニ連絡シ販賣會社へ各地區ノ需要、品種別生産割當ヲ比照シタル上各地區ノ品種別配給量ヲ當該地區問屋團體ニ通知ス

前項に述べました通り一般需要に對しては、販賣業者の店賣品を以て充てる譯でありますから、需要者又は需要統制團體から申込みを受け、之れに應じて生産するのではなく、實質的には販賣業者の見込みに依つて註文を受けることになります。先づ本會は消費部門別の推定割當額（又は受註量）から、前述の特定需要と團體需要の割當額（又は申込量）を差引き、且特殊規格需要の見込數量を控除しました數量を販賣統制會社に通知しますと、之を受けて會社は各地区に於ける需要量を按配して、各地區の問屋團體に註文引受豫定量を通知することになります。此の場合註文引受豫定量は受註量の通知と異なり、品種別になされねばならないのであります。特定需要及團體需要として申込まれた品種別需要と生産能力を比照して建てられた品種別の生産豫定を考慮に置いて、品種別に引受量を決定致します。尙發生品の寸法なり數量な

りも、此の際に考慮に入れられねばならぬこと勿論であります。即ち一般需要分に付ては、販賣業者の見越し註文を引受けねばならぬ關係上、需要團體に對する受註量通知の外に本項の様な手續を要する譯であります。

尙全會員全品種が一般需要の取扱ひを受けて居ります需要團體に對しては、受註量の通知をする必要は原則としてはないのであります爲、受註量通知の規定が省略されて居りますが、發券準備の關係や、特殊規格需要の項で説明致しました如く、消費割當が必ず當該需要者に行はれるであらうこと確實な申込は、消費割當以前に註文を受けることもありますので、本會としては此等の需要に對しても一應受註量の通知をする積りで居ります。

(c) 問屋團體へ可及的需要統制團體ト連絡ノ上需要狀況並ニ在庫狀態ニ依リ將來ノ需要寸法ヲ見込ミ前項ニ依リ通知ヲ受ケタル數量ニ付寸法別希望表ヲ作成シヲ販賣會社ニ

提出ス

前項の引受豫定量の通知を受けました問屋團體は、需要見込の確實を期する爲、出來得る限り需要統制團體と連絡致し、過去の地區別の需要實績の統計や在庫の狀態等を考慮しまして、其の地區に於きます品種寸法別需要見込を立てて販賣會社へ申込みます。言ひ換れば問屋團體が代つて其の地區の受註量通知に對する申込をする譯でありますから、需要者は消費割當の通知を受けてから、割當證明書に依り買付をして頂くことになります。

それでは一般需要は從來と少しも變り無く依然として荷渡が遅れるだらうかと云ふことあります、需給の計畫化が完全に一般需要に迄及んで實施せられました曉には、一般需要に付ても地區の消費割當に相當する鋼材は必ず各地區の問屋に送られて來るのでありますから、問屋の需要見込が實際の申込と違つた場合か、特殊な品種で壓延設備の關係上どうしても作れないもの以外は、需給は合ふことになります。然し何分にも今日の如く逼迫せる事情の下に於きましては、當分の間は設計變更とか、代用寸法で間に合せるとか、需要者側の御協力を切に希望して止まぬ次第で、此の點鐵鋼統制協力會等の活動に依つて、互に理解し合つて行くことが出來れば結構なことだと考へて居ります。

次に一般需要の内でも特殊規格品に付きましては全く取扱ひを區別せられ、特定需要と全く同様の取扱を受けるので、買付希望の販賣業者に申込み、製造上も荷渡上も個々の註文品として個別的に取扱はれることになります。只申込みの場合、一般需要の性質上、原則として割當證明書を要しますのが違ふ點であります。然し之れとても前述の通り若し消費割當をもらへること確實なものに付いては、割當證明書なしでも契約して差支ないと存じます。

(d) 販賣統制會社へ右希望表ヲ生產能力又へ發生品ト照合吟味シ受註ヲ決定シ製造業者

及問屋ト契約ヲ締結ス

販賣統制會社は問屋團體より提出せられました需要見込に依る希望表を、製造業者の鋼質や寸法に關する生産能力や發生品の寸法等と照合吟味して、受註を決定し問屋と契約することになります。

尙今迄説明して参りました各需要種別の取扱方に付いて、其の相違する處を表示致しますと次の様になります。

		問題		A(A')表		B表		C表	
		需要種別	問題	提出先 (但原則)	提出先	提出先	提出先	提出先	提出先
特殊需求	團體	團體需要	團體需要	販賣業者	統制團體	鐵鋼制會	統鐵鋼制會	統鐵鋼制會	統鐵鋼制會
一般	一般	一般需要	特定需要	一般	一般	一般	一般	一般	一般
然	然	否	然	然	然	然	然	然	然
然	然	否	然	然	然	然	然	然	然
否	否	否	否	然	然	然	然	然	然
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否
然	然	註文券	註文券即引換券	現品引換券	現品引換券	現品引換券	現品引換券	現品引換券	現品引換券
註文券	販賣業者	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體	統由地區團體別體
不	要	團統體制	團統體制	團統體制	團統體制	團統體制	團統體制	團統體制	團統體制
不	要	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會	鐵鋼制會

尙又下請の場合に於ける取扱方に付て一括して述べますと左の通りになります。

(一) 下請の場合でも現品支給の場合は問題はない譯であります。茲で云ふ下請とは、發註者が割當證明書を交付して、下請受註者が現品を購入する場合であります。

(二) 受註量の通知に對し、發註者が特定又は團體の指定を受けて居つて、然も所定の申込期日迄に寸法明細を出し得る場合には、下請發註分なることを明記願へれば、此の分に付ては團體需要として取扱ひます。

(三) 若し寸法明細を受註者から出す様な場合には、當該受註者の性格、例へば其の受註者が一般需要者であれば一般需要として、特定需要者であれば其の様に取扱はれます。

(四) (二)の場合、申込明細表(A(A')表)に寸法明細、其他を記入するのは直接使用の場合と同様ですが、下請關係欄に受註者名、又同下欄に受註者の所屬團體名を特に記入し、同表左上の空枠内に 下請發註分 と明記願ひます。

B表の記載に付ても同様の記入が必要です。

此の場合、受註者はB表のみを自己の所屬需要統制團體に提出せねばなりませんが、之は受註總廻數のみにて結構です。但し空枠内に 下請受註分 と明記し下請關係欄に發註名及其の所屬團體名を記入すること勿論です。

(五) (三)の場合の記載方法も前と同様ですが、下請關係欄に、發註者名及其の所屬需要統

制團體名を記入すること、左上の空枠内に〔下請受註分〕と明記することが違つて居ります。

B表の記載に付ても同様です。

又此の場合、發註者はB表のみ自己の所屬需要統制團體に提出せねばなりませんが、之も發註總應數のみにて宜しい譯です。但し空枠内に〔下請發註分〕と明記し、下請關係欄に受註者名及其の所屬團體名を記入すること勿論です。

(六) 需要統制團體の作成せられる總括表(C表)には、此等の下請關係を空枠内に御明示願はねばなりません。即ち

(イ) 直接使用分(團體員の割當に對し團體員が現品を購入する分)

(ロ) 下請發註分(發註者が寸法明細を出す場合は、品種別に、然らざる場合は總量、但し受註者及其の所屬團體名記入のこと)

(ハ) 下請受註分(受註者が寸法明細を出す場合は、品種別に、然らざる場合は總量、但し發註者及其の所屬團體名記入のこと)

の三種を夫々空枠内に記入の上、夫々の別個に集計の上本會へ御提出願ひます。

最後に今後毎四半期に於ける本會よりの受註量の通知日及需要統制團體よりの申込總括表(c表)の到着日を左に掲げて置きます。

受 註 量 通 知 日 申込總括表到着日

第一四半期 十二月一日 一月二十日

第二四半期

三 月 一 日 四月二十日

第三四半期

六 月 一 日 七月二十日

第四四半期

九 月 一 日 十月二十日

二、生 产

1、統制會ハ個別扱需要及團體需要ノ希望品種ニ依リ需要内容ヲ察知シ生産能力ト對比ノ上四半期品種別生産割當ヲ爲ス

先に述べました通り、本會よりの受註量の通知に對して、特定需要又は團體需要に指定せられた分に付いては、各需要統制團體より申込總括表(C表)が本會に送られて来る譯であります。が、本會は之に依つて需要全體の内容を察知し、製造業者の生産能力を併せ考慮の上、當該四半期に於ける品種別の生産量を決定し、之を各製造業者に割當る順序となるのであります。此の場合特殊規格需要は原則として消費割當該後でなければ明細が出て参りませんので、生産割當を行ふ場合にはまだ判らぬ譯でありますし、一般需要に付いては需要品種の趨勢は本會に於いて見込み、之れを問屋に通知するのでありますから、兩者に付いては凡て見當で生産割當を行つて置く外ないのであります。製造業者は各々生産割當を基礎として諸般の準備を進めて置く譯であります。

2、前述ノ四種ノ需要ハ夫々區分ヲ明確ニシ製造業者ニ移サレ、製造業者ハ原則トシテ納期

ノ順序ニ從ヒ生産ス、生産後ノ發送ニ當リテモ各種需要間ノ區分ヲ明確ニス

販賣統制會社は本會と連絡しまして、前述四種の方法に依つて販賣業者より集まつて來た註文を上記の生産割當量と見合ひまして、夫々の製造業者に振當て、寸法明細、納期、納入場所等を記載しました註文書を製造業者に送付するのであります。

此の場合註文書には特定需要、特殊規格需要は個々の需要者の個々の註文に對しまして、團體需要は總ての團體を（但し配給地區を異にします場合には地區別に）一括して、又一般需要は取扱問屋別に夫々異なる契約番號を附して、註文品の生産状況や積出状態が何時でも判然としますやうに仕組まれるのであります。

製造業者に註文が送附せられると、製造業者は之を納期別に整理しまして、生産や材料の都合上萬止むを得ない場合は別としまして、原則として納期の順序に従つてロールプランを組み生産することになります。

又出來上りました鋼材を發送するに當りましても、各需要種別に應じて夫々明確に區別しまして積出される譯であります。

3、製造業者ノ手持契約量ヲ常ニ三ヶ月分ニ保チ生産遂行ノ圓滑ト註文履行ノ確保ヲ期ス
製造業者の製造上の便宜や、材料の手配、或は生産に關する諸般の準備を圓滑に進めて參ります爲には、各製造業者の手持契約量は、少くとも三ヶ月分の生産量に相當します數量が是非共必要なので、本項の規定がある譯でありますが、推定割當が三ヶ月を一期としてゐることと、受註量の通知が更に内輪になされる現狀では、本項は事實實行不可能の規定でありますが、何等かの形で此の主旨を活かして行き度いと云ふ希望條項であります。

4、鋼材ノ使用効率ヲ高メル爲超過生産ヲ極力防止ス（註文外一級品ノ買取價格ヲ低減）

上來述べ來りました所で既に窺知し得られた様に、需給計畫化自體は註文生産を絶對の原則と致します。之は鋼材の使用効率を高める意味合からも當然の措置であります。然し、色々の事情から避け得らるゝに不拘製造業者が利益を追及するの餘り、契約品以外の製品を作つて了ふことも保し難いので、此等所謂超過生産を極力防止する爲に、註文外一級品の販賣統制會社買取價格を註文品より遙に安くして置くことが必要となります。命令に依らず製造業者の經濟心に訴へて、合理的に需給の均衡を計らうと云ふのが本項のねらひ所であります。

尙又作り難い爲に製造業者が兎角引受を灑る様な寸法のもの等に付いては、止むを得ず統制規定に基く生産命令を發すこともあります。

三、消費割當—發券

1、商工省ハ企畫院ト協議ノ上消費割當量ヲ決定シ之ヲ統制會ニ連絡スルト共ニ各消費部門

ニ通知ス

以上諸般の手續を経まして需要は生産に連繋せられました譯であります。後は生産せられた現品を需要者に引渡す爲めの手續をとる丈であります。先づ第一に商工省は企畫院と協議の上で、消費割當を決定致しまして、之を本會に連絡せられると同時に、各消費部門に通知するのであります。

受註量の通知が本會から爲されるに對し、此の通知は、商工省自らが行ふので、兩者の性質の相違から來る當然の處置であります。消費割當は發券の能力を付與する行爲で、現品の引渡が出來る様、當該期開始遅くとも一ヶ月前に行はれることになつて居ります。

もつと早く、即ち推定割當を省いてやつて了へば一度の手續で済むのですが、變轉極まりなき時局下に於て、出來る丈需給の均衡を得せしめ、且つは國家目的に對處する様に配給し様とする爲には、成る可く實施期に近くなつて割當を決定する必要があるので、推定割當、受註量通知、消費割當と三本建ての手續きを取つて居る譯であります。

2、消費割當へ特種ノ品種（薄板、鍼力、帶鋼、線材、珪素钢板、高級仕上钢板、サツシユベー及各種鋼材短尺發生品）ヲ除キ鋼材總廻數ニテ行フ

消費割當は本項記載の通り原則としては鋼材一本で行はれることになつて居りまして、此の點從來と大分趣を異にして居りますが、要するに出來る丈需要者の希望を取り容れて行きたい

と云ふ主旨に外ならぬのであります。只特種の品種に付きましては種々の事情、主として第二次製品の關係から當該品種の割當量を限定することになつて居り、受註量を通知致します際も同様であります。此等のものに付いても今後の運用に依り出来るだけ限定しない方針をとるつもりであります。尙此等限定品種の振り替の御希望がある場合は豫め本會に相談願ふこととし、出來る範圍内で御希望に應ずるつもりで御座います。

3、統制會へ右消費割當ト曩ニ通知セル受註量ト對比シ、不足分ニ付テヘ追加受註セシム

本項は消費割當と受註量通知との關係に付いての規定であります。製造業者は受註量の通知に基いて集められた註文をどん／＼作る準備にとり掛つて居りますので、消費割當は少く共各消費團體別に付いて之れより多くとも少くては困るのであります。従つて此處には受註量の消費割當に對する不足分に付いて規定して居るので、不足分は前述同様の手續を繰り返し販賣統制會社をして追加受註させることになつて居ります。

4、消費割當ニ基キ軍、官廳及需要統制團體へ割當證明書ヲ發行ス

割當證明書ヘ特殊ノ品種（2参照）ヲ除キ品種ヲ區分セズ

尚需要團體ニ於テ割當證明書ヲ發行スルニ當リテヘ統制會ノ定ムル所ニ從フモノトス消費割當に基きまして發券と言ふことになるのであります。割當證明書も前項（2）で述べました特種の品種を除いては從來の様に資源名別に記載する必要がないことになつて居ります。

す。只此の點に付いては尙研究の餘地がありませう。尙本項末尾に需要統制團體は、發券に關し本會の定むる所に從ふべきことが、規定されて居りますが、切符を通して配給の實情を知る爲には色々と調査なり御報告なりを願はねばなりませんし、且又發生品を捌く爲には、時には需要者を指定して、當該需要者に發券願はねばならぬ場合等がありますので、此の規定があるのです。何れにしても今後鐵鋼需給の圓滑を期する爲には、双方密接なる連絡を保つて行かねばなりませんので、切に御協力を御願ひする次第であります。

四、引 渡

現品の引渡に付きましては先に各種需要を解説致しました際も再々觸れて參つたのですが、此處に取纏めて申し述べる機會が來た譯であります。尙各種需要の推定割當より現品入手に至る迄の經過に付きましは、別表「現品入手一覽圖」を御参照願ひます。

- 1、特定需要へ割當證明書ノ發行ヲ受ケ之ヲ曩ニ發註シタル相手方ニ提示シ、現品ヲ入手ス、軍需中割當證明書ヲ要セザルモノニ在リテハ生産完了ト共ニ現品ヲ入手シ製造業者ヨリ統制會ニ出荷ヲ報告ス

特定需要は既に受註の上生産せられるのでありますから、需要者は割當證明書を提示して、製造業者より需要者宛直接又は需要者最寄りの指定河岸へ送りつけられました現品を入手する譯であります。従つて割當證明書は現品引換券の役割を果す譯で御座います。

鐵鋼需給統制規則第三條但書、第九條但書第三項に基きまする軍需中割當證明書を要せずして製造業者が直賣致すものに付きましては、生産完了と共に現品を入手すること勿論であります。

- 2、特殊規格需要へ割當證明書提示ノ上契約スルモノナル故生産完了ト共ニ現品ヲ入手ス
特殊規格需要は消費割當後既に割當證明書を提示の上契約してあるものでありますから、生産完了と共に製造業者より直送せられました現品を入手するのであります。此の場合割當證明書は註文券の役目をすることになります。

尤も團體需要の場合又は一般需要でも證明書なしで受けられた特殊規格品に付いては、特定需要の場合と全く同様となることは既述の通りであります。

- 3、團體需要ニ付テハ製品ハ製造業者ヨリ各地區問屋團體ニ需要統制團體別ニ區分シ發送シ問屋團體ハ之ヲ需要統制團體別ニ區分シ共同管理シアルヲ以テ需要者へ需要地區ノ問屋團體又ハ問屋ニ割當證明書ヲ提示シ現品ヲ入手ス、問屋團體ニ於テハ團體別ノ區分ヲ明確ニ爲シ置クベキモノトス

團體需要は問屋團體が特定需要者の如く一單位として販賣統制會社と契約をなし、製造業者の生産に連繋されたものであります。従ひまして現品は製造業者から各地區の問屋團體へ需要種別に仕譯けして送られて來ますから、問屋團體は此の區分を明確にして共同管理し、需要者

は割當證明書を提示して現品を買入れることになります。

即ち個々の需要者は此の時初めて正式の取引關係に入るので、此の點に付いて一般需要の場合と同様であります。然し契約はなかつたからと云つても少くとも申込みを爲し、製造業者はそれに基いて製造したのでありますから、引取る時も當初引受けられた通りのものを取つて戴かないと、他の人に迷惑を懸けることになります。尙又此の規定を厳格に解釋して各需要團體別に必ず區別して保管せねばならぬとすれば却つて商品の融通性を阻害致しますので、其處は運用の妙に待つべきだと存じます。

4、一般需要へ自己所在府縣ノ販賣業者ニ割當證明書ヲ提示シ現品ヲ入手ス
府縣販賣業者ハ組合ニ於テ共同仕入共同販賣ヲ實施スルト共ニ當該府縣擔當ノ地區大問屋上連絡シ現品配給ノ圓滑ヲ期ス

一般需要は問屋團體が需要明細を見込み申込みましたものが生産せられまして、各府縣の問屋特約店へ送られてありますから、需要者は消費割當發券の手続きを経て、割當證明書を提示し、現品を購入して頂くことになります。此の場合割當證明書は註文書兼現品引換券の役割をなすことになります。

尙一般註文の配給を圓滑にする爲左の方法を實施することになつて居ります。

一、府縣別に所在特約店の組合を組織せしめて共同仕入、共同販賣を實施させること

二、四地區所在の問屋の配給擔當府縣を決定しその問屋をして當該擔當府縣の配給を管理させること

然し配給機構をどうするかに付いての根本案は、目下本會並に新に設立致されました鐵鋼販賣統制會社に於て銳意研究中で、近く發表せられるであります。要は需要者に對してどうした機構が一番便利かと云ふことを重點として考へて居ること勿論であります。

五、需給計畫化への経過措置

本措置を實施致す爲めには諸般の準備が必要であります。最も重要なことは現在の所謂不換切符を整理することであります。不換切符が横行して居りましたのでは需給の均衡のとれ様等がありません。然しこれを整理する技術は中々に困難であります。特に實施期迄に荷渡されなかつた切符を無効とすることになりますと、其の間の移り變りを神業の如くやつてのけ、生産も、需要者に對する荷渡も、少しの間隙なく連續せられる様に仕組まねばなりません。需給の計畫化へ移行する時期は昭和十七年四月一日（昭和十七年第一、四半期）よりとなつて居りますが、一般需要に付きましては種々の事情から少し遅れて切符整理を斷行することになつて居ります。從つて此の範圍内に於ては完全なる實行は期し得られないでの、止むを得ないとは云へ甚だ遺憾の事と存じます。

以下本措置に移行する爲の経過規定に付て解説致します。

1、特定需要及團體需要

(イ) 本措置實施期以降へ特定需要及團體需要ニ移行シタル者若ハ團體ニ付テヘ割當證明書ノ様式ヲ變更シ、新割當證明書ニ依リテノミ現品ノ引渡ヲ受ケルモノトス此ノ爲鐵鋼需給統制規則ヲ一部改正ス

本措置實施以降は特定需要又は團體需要に指定された需要統制團體の受渡未了既割當分（未發行割當保有量と受渡未了の既發行割當證明書）に付ては移行した當日より無効となります。（但し製造業者、又は問屋の送狀日付三月三十一日迄の現品引當の割當證明書は有效であります。）其の代り當該需要者は新規割當に對し發行せられる新様式の割當證明書に依り荷渡を受けることになりますから、移行する過程に於きまして荷渡の止まる様なことは絶対にありませんし、本措置に依つて優先的に現品の入手が確保せらるゝ譯であります。此の爲に鐵鋼需給統制規則の一部を改正することになつて居ります。

尙特定需要或は團體需要となつて需給の計畫化へ移行した需要統制團體でも、前に述べました様に其の所屬の團體員に依り又は品種に依りまして一般需要扱となるものがありますが、此の一般需要扱となつた團體員又は品種の既割當分は有效か無効かの問題がある譯ですが、少くとも一部團體員でも一部品種でも計畫化へ移行した需要統制團體の受渡未了既割當分は總て無効とする建前で進んで居ります。新様式の割當證明書に付ては近々取扱要領を御通知する豫定で御座います。

(ロ) 統制會ハ豫メ製造業者ヨリ實施期迄ニ積出可能ナル向先別積出豫定數量ノ通知ヲ受ケ之ヲ當該需要者及需要統制團體ニ移牒ス

特定需要又は團體需要の指定を受けた需要統制團體の不換切符は之を無効とする處置をとるので、此の間現品荷渡を斷續せしめない様、直ちに新規申込を受理することになりますが、註文してある鋼材の内何れと何れが實施期迄に入手不可能か、其の内には非常に急を要するものもありませうから、豫め知つて置かないと新規發註に際し所要寸法が書けないと云ふ結果になります。其處で昨年の十二月十日迄に各製造業者より實施期迄に荷渡不能と思はれる數量を需要者別、寸法別に取調べて貰ひ、此れを各需要家に通知することとなつたのであります。又問屋の店賣分から購入して居られたものに付ては、製造業者より發送せらるゝ豫定の數量、寸法と問屋の預つて居る切符とを對照して、荷渡の能不能を極めるので中々の難事業であります。又供給者側としましては、出來るだけ入念に取調べて居るのではありますが、何分にも將來の見込みであり、又緊迫せる時局下のことでもあり、止むを得ず變更を餘儀なくされる場合もあることと豫想せられますから、多少變更になりましても何卒御諒承願ひ度いと存じます。

(ハ) 各需要統制團體へ實施期ニ於テ受渡未了ナル割當證明書ヲ回収シ、重要性ニ應ジ適宜新規割當ノ範圍内ニ於テ舊割當ヲ復活シ得ルモノトス